

第5章 日光市独自区域に関する事項

藤原地域、足尾地域、栗山地域及び JR 下野大沢駅周辺地区の方針として、日光市独自の区域を定め、各拠点のまちづくりの方針を実現するための、居住・都市機能に関わる方針や施策・事業を設定します。

1. 藤原拠点区域の方針
2. 生活拠点区域の方針

1 藤原拠点区域の方針

(1) 藤原拠点区域 設定の背景

藤原地域は、市の北東部に位置し、東武鬼怒川線の鬼怒川温泉駅を中心に市街地が形成されており、藤原庁舎における行政機能をはじめ、日常生活に必要な都市機能が集積しています。また、鬼怒川温泉をはじめとする温泉地やテーマパーク等の観光資源、鬼怒川溪谷の優れた自然環境を有しており、市街地の大部分は日光国立公園区域に含まれています。

日光国立公園管理計画（H25.4）では、鬼怒川温泉周辺は、首都圏を控え多くの利用者を迎える温泉地であり、多くの利用者の利用環境を守るための良好な風致を保護する区域として、自然公園法に基づく特別地域に指定されています。

立地適正化計画における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定にあたっては、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、自然公園法による国立公園特別地域の指定エリアは誘導区域に含めてはならない区域として定められています。

そのため、立地適正化計画で定める誘導区域とは別に、本市の都市拠点の1つとして目標とする役割を実現するため、法に基づかない本市独自（任意区域）の区域として「藤原拠点区域」を定めます。

藤原拠点区域においては、日常生活を支援する施策、生活環境の向上や定住を支援する施策、良好な風致を保護しつつ、固有の環境資源を活かしたまちづくりを引き続き検討し、環境省と連携した市の施策を講じていきます。

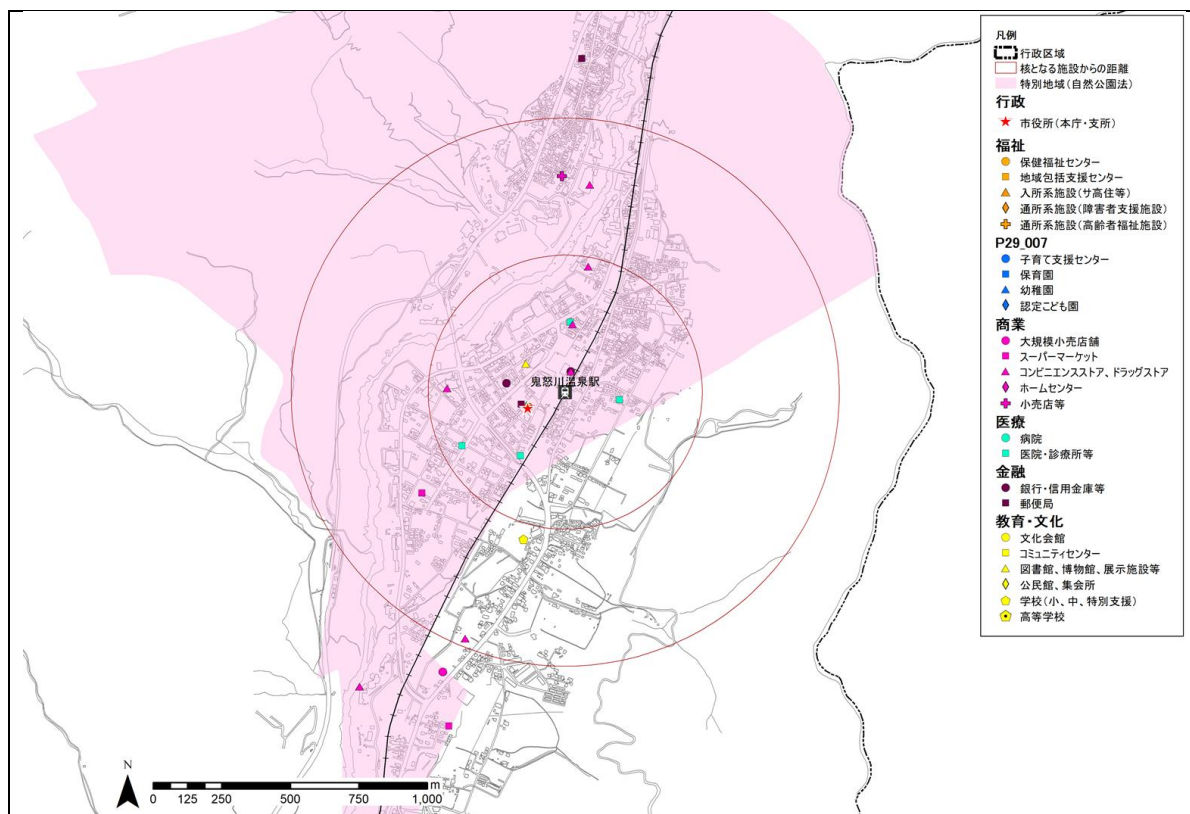


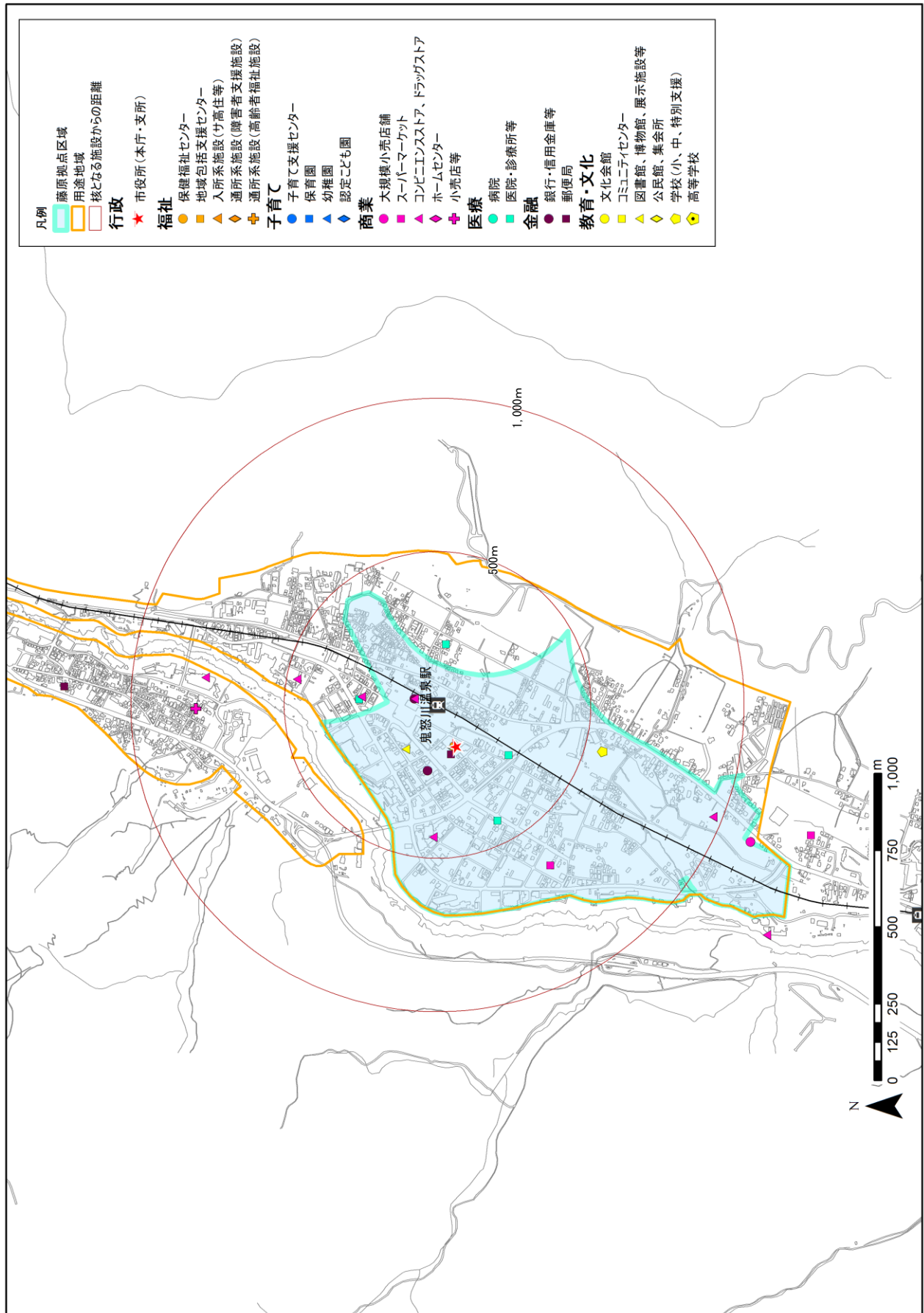
図 藤原地域における国立公園特別地域の指定状況

(2) 藤原拠点区域の方針

表 藤原拠点区域の範囲と都市機能・居住の方針・施策展開方針

拠点名	藤原（都市拠点）
都市計画での位置付け	・都市計画区域内（用途地域内）
区域・範囲等（次頁参照）	・藤原拠点区域は、鬼怒川温泉駅を核とし、用途地域を基準に設定します。 ・これまでのまちづくりとの整合を図るため、観光地としての雰囲気、都市基盤が整備された環境、都市機能の集積状況、鉄道による広域的な交通利便性などを活かし、魅力とにぎわいのある良好な生活環境を備えたエリアとして設定します。 ・なお、鬼怒川以西については、河川により駅周辺との一体性が確保されず、公共交通による連携がなされていないため区域から除きます。 ・安全・安心な立地環境を確保するため、土砂災害警戒区域等の指定がされている部分については区域から除きます。
まちづくりの基本的な方針	・観光的商業地としての特性を活かし、定住へつながる魅力ある拠点づくりを図ります。 ・定住の場としての暮らしやすさに加え、地域資源を活かした観光地としての魅力向上や交流人口によるにぎわい・活力など、付加価値を有する環境づくりを目指します。 ・山地に囲まれた地形的条件から、用途地域内においても土砂災害警戒区域等の指定が見られるため、安全に暮らせる環境づくりを図ります。
都市機能・居住に関する方針	【都市機能に関する方針】 ・生活を支える機能の維持・向上を図ります。 ・地域の特性を活かした拠点形成のため観光機能を誘導します。 ・居住の場となる拠点形成のため居住促進に資する機能についても確保します。 【居住に関する方針】 ・生活サービス機能を備えた便利で住みやすい環境を活かした拠点として、居住の誘導を図り、定住人口を維持していきます。
事業・制度・施策等の展開方針	・鬼怒川温泉の豊富な温泉資源を活かした魅力的な観光地としての充実を図ります。 ・鬼怒川温泉駅前の公共施設等の再編による地域の活性化を図ります。 ・社会資本整備総合交付金をはじめとした国や県の支援を有効活用し、地域状況に応じた多様な分野と連携した取組を進めます。 ・今市地域や日光地域に準じた施策を藤原拠点区域においても検討していきます。

【藤原拠点区域図】



2 生活拠点区域の方針

(1) 生活拠点区域 設定の背景

本市では、都市拠点（今市、日光、藤原）外に各種都市機能や居住機能がある程度集積している地域での日常生活機能を維持するとともに、生活利便性の確保や都市基盤施設の充実を図っていくため、法に基づかない本市独自（任意区域）の区域として「生活拠点区域」を位置付けます。

J R 下野大沢駅周辺の地区では、すでに良好な居住環境を形成しており、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点形成を図る必要があります。また、足尾地域や栗山地域のような都市計画区域外の郊外部では、集落や住宅などが少ない上に分散しており、日常生活に必要な都市機能の維持・充実が課題となっています。さらには、本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの実現のためには、都市機能が集積する都市拠点（今市、日光、藤原）と生活拠点（足尾、栗山、南原）が連携したまちづくりも必要となります。

そのためには、都市拠点（今市、日光、藤原）外の居住者が都市機能誘導区域内や藤原拠点区域内にある各種の都市機能を円滑に利用しやすいよう、公共交通軸を活用した地域公共交通の維持・充実などにより、生活拠点（足尾、栗山、南原）と都市拠点（今市、日光、藤原）の拠点間連携を図っていくことが重要です。

このように、日光市立地適正化計画の基本理念「便利なまち・快適な暮らし・活発な交流をかがやく日光の未来につなぐ コンパクトシティの形成」を踏まえ、市街地と郊外が連携し合いながら、さらには郊外部での集約の形として「生活拠点区域」を位置付けるものです。

【生活拠点区域の考え方】

●都市計画区域内における拠点的な市街地

- ・良好な居住環境を形成している JR 下野大沢駅周辺の地区を「南原生活拠点区域」として位置付けます。

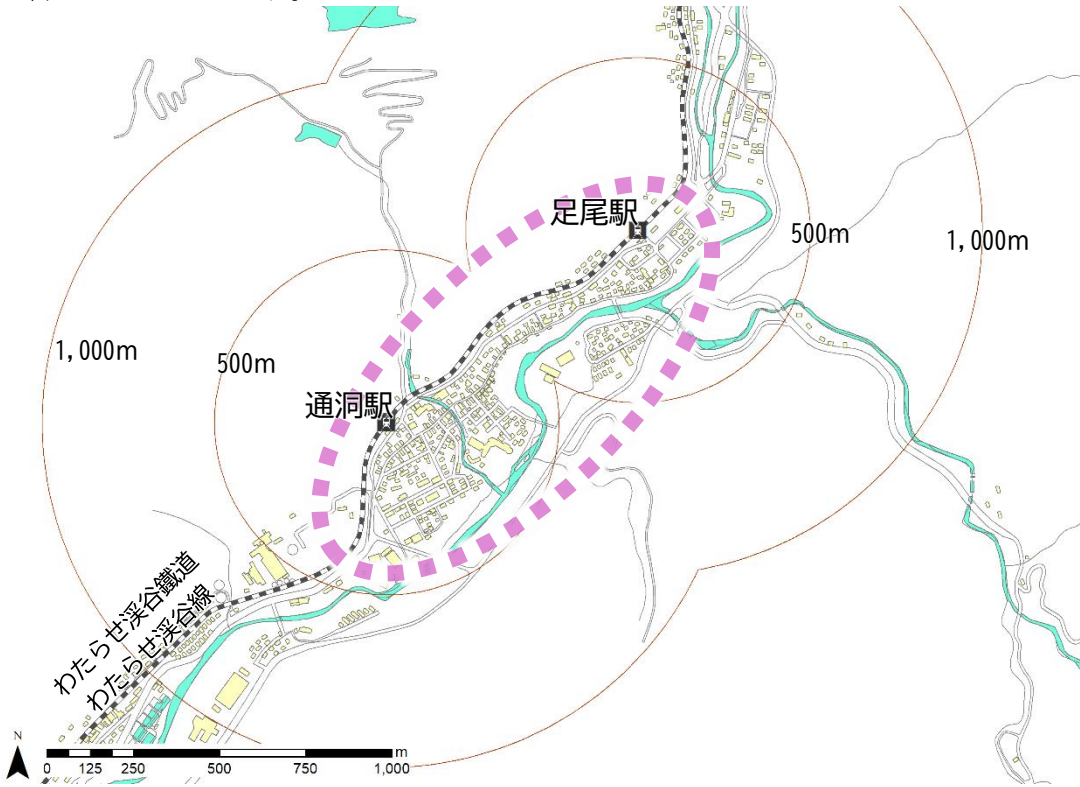
●都市計画区域外における拠点的な集落地

- ・本市が合併する前の旧足尾町、旧栗山村における中心地であった拠点的な集落地を「地域生活拠点区域」と位置付けます。

(2) 生活拠点区域の方針

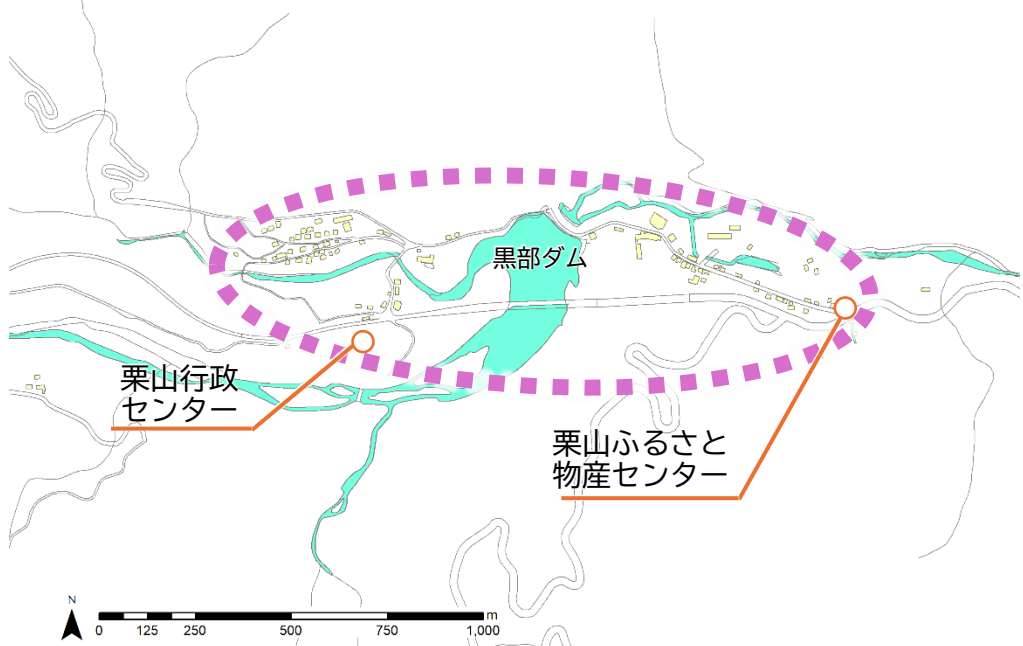
① 足尾地域生活拠点区域

表 足尾地域生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	足尾地域生活拠点区域
都市計画での位置付け	・都市計画区域外
区域・範囲等	・足尾地域生活拠点区域は、わたらせ渓谷鐵道わたらせ渓谷線の足尾駅と通洞駅を含むエリアとします。  図 足尾地域生活拠点区域の位置図
まちづくりの基本的な方針	・足尾地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な都市機能の維持を図ります。 ・地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、産業遺産をテーマとした「エコミュージアム」としての街並みの形成を図ります。 ・日本の近代化と産業化に大きく貢献した足尾銅山の坑道跡や我が国で初めて本格的な公害対策を行った製錬所などの保存・活用と環境体験学習の拠点を目指します。
事業・制度・施策等の展開方針	・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・足尾地域の産業遺産などに代表される観光資源の保全に努め、活用を図ります。 ・足尾銅山観光の再整備等を進め、拠点の維持を図ります。

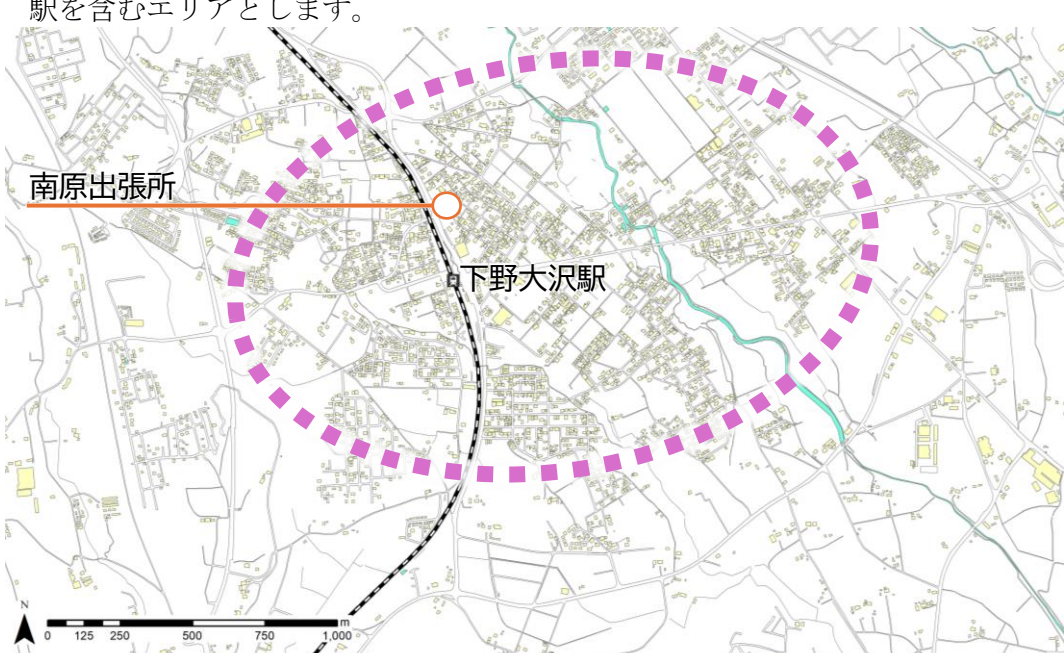
② 栗山地域生活拠点区域

表 栗山地域生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	栗山地域生活拠点区域
都市計画での位置付け	・都市計画区域外
区域・範囲等	・栗山地域生活拠点区域は、地域内の主要な行政機能「栗山行政センター」と市内外の方が訪れる「栗山ふるさと物産センター」を含むエリアとします。  図 栗山地域生活拠点区域の位置図
まちづくりの基本的な方針	・栗山地域の中心として地域の交流拠点を目指し、必要な都市機能の維持を図ります。 ・地域の人々が安心して暮らせる居住環境を維持するとともに、豊かな自然が作り出す山並み景観や水辺景観の保全・活用を図ります。 ・豊富な温泉資源や歴史性を踏まえた街並みの景観形成を図ります。
事業・制度・施策等の展開方針	・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・日光市景観計画及び日光市街並形成ガイドラインの活用により、周囲との調和を目指すとともに、魅力ある街並み形成を図ります。

③ 南原生活拠点区域

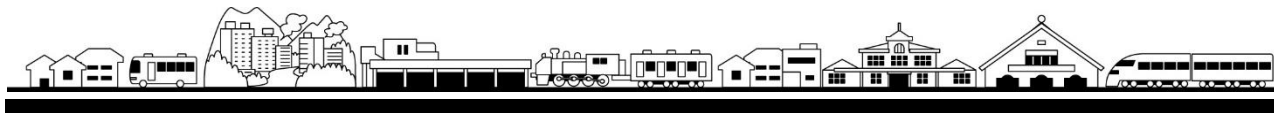
表 南原生活拠点区域の範囲とまちづくりの方針・施策展開方針

拠点名	南原生活拠点区域
都市計画での位置付け	・都市計画区域内（用途地域外）
区域・範囲等	・南原生活拠点区域は、区域内の行政機能「南原出張所」とＪＲ日光線の下野大沢駅を含むエリアとします。  図 南原生活拠点区域の位置図
まちづくりの基本的な方針	・ＪＲ下野大沢駅周辺の地域は、地域住民の利便性を確保する日常的商業地や現在の住環境を維持しつつ、今市拠点の居住機能や交流機能を補完する拠点形成を図ります。 ・今市拠点とのネットワークを確保し、連携強化を図ります。 ・無秩序な開発の進行を抑制し、良好な住環境の保全を図ります。
事業・制度・施策等の展開方針	・社会資本整備総合交付金をはじめとする総合的な事業により、地域状況に応じて多様な分野と連携した取組を進めます。 ・鉄道やバスなどの公共交通を活かしたまちづくりを推進し、日常生活の利便性や安全性の確保を図ります。 ・無秩序な開発による市街化への対応や良好な住環境の維持、また周辺の農地との共存を図るため、地区計画制度等の導入を検討します。

第6章 防災指針に関する事項

本市が抱える災害リスクを分析し、災害リスクの低減・回避を基本とした防災・減災に向けた指針として、取組方針及び防災施策を設定します。

1. 防災指針の目的等
2. 災害リスクの分析
3. 防災指針



1 防災指針の目的等

(1) 防災指針とは

令和2年（2020年）6月に公布された都市再生特別措置法の改正において、頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要となっています。具体的には、居住誘導区域からの災害レッドゾーンの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を作成し、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが求められています。

様々な災害ハザードエリアを誘導区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）から全て除くことは現実的に困難であることから、誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、「防災指針」を定めます。

次頁より、本市が抱える災害リスクの現状と課題を整理し、防災まちづくりの方針を実現するための災害リスクの低減・回避を基本とした取組方針及び防災施策を設定します。

表 本市における災害ハザードエリアの取扱

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	根拠法令	本市の取扱
誘導区域に含めてはならない区域（レッドゾーン）	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	誘導区域に含めない
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき（イエローゾーン）	土砂災害警戒区域	※土砂災害特別警戒区域と同法	一部誘導区域に含む
	浸水想定区域	水防法	
	家屋倒壊等氾濫想定区域	県知事指定	誘導区域に含む

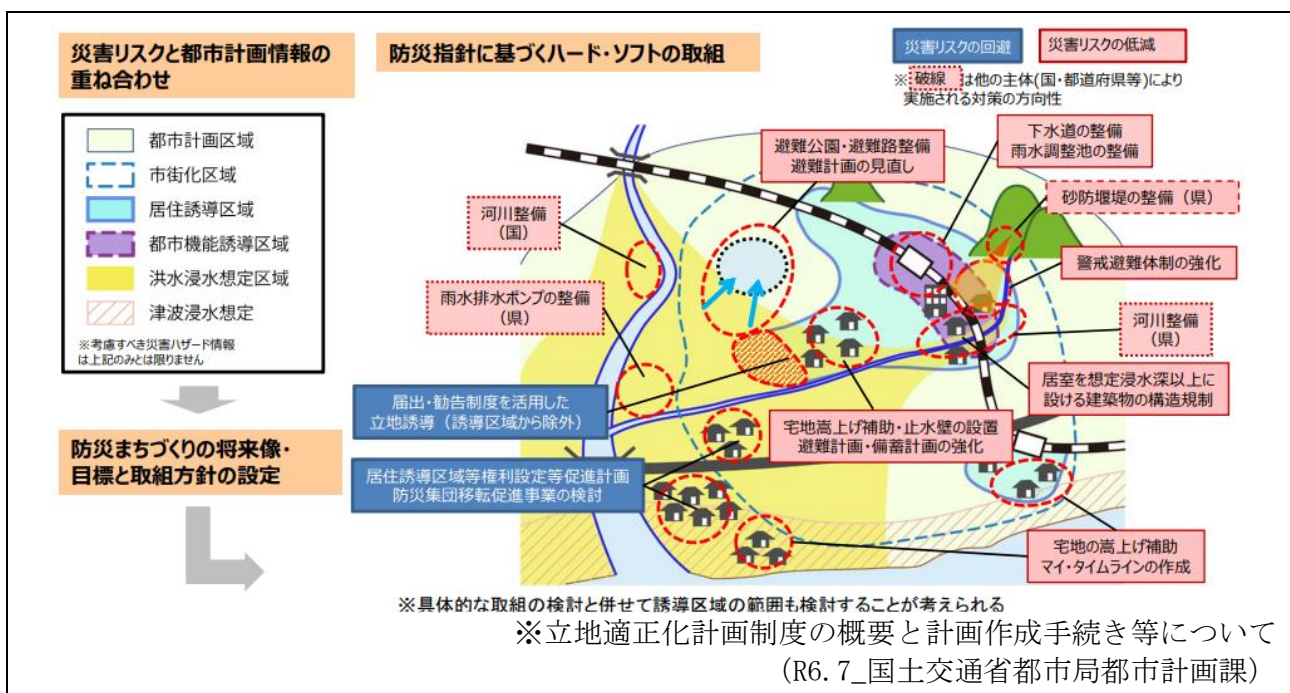


図 水害に対する防災指針の例

2 災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報等の整理

本市で発生する恐れのある災害ハザード情報等を下表に示します。

表 災害ハザード情報等

災害種別	ハザード情報等	出典	年度
洪水	浸水想定区域（想定最大規模） ※想定最大規模とは、1年間に1/1,000程度の確率で発生する降雨規模	市内河川洪水浸水想定区域図 ダム下流域洪水浸水想定区域図 県管理河川の浸水リスク想定図	R5（2023年）
	浸水継続時間		
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）		
土砂	土砂災害特別警戒区域	とちぎ地図情報公開システム	R6（2024年）
	土砂災害警戒区域		
	急傾斜地崩壊危険区域		
地震	地震震度分布	栃木県地震被害想定調査	H26（2014年）
火山	日光白根山火山噴火ハザードマップ（噴石・降灰・降灰後の土石流）	日光白根山火山噴火ハザードマップ	H30（2018年）

表 災害ハザード情報の対象河川

管理	河川名	浸水想定区域	浸水継続時間	家屋倒壊等氾濫想定区域
国	大谷川	●	●	—
県	古大谷川	●	●	—
県	武子川	●	●	—
県	中禅寺湖・大谷川	●	●	●
県	三河沢川・湯西川	●	●	●
国	鬼怒川	●	●	●
県	行川	●	●	—
県	黒川	●	●	—
県	赤堀川	●	●	—
県	田川	●	●	—
県	志渡淵川	●	●	—

(2) 洪水浸水に関する現状・課題

- 主に日光市南東部の、鬼怒川や大谷川周辺の市街地・居住地の一部が浸水深 3.0m未満の洪水浸水想定区域に指定されています。建物棟数としては、市内の 8.5% (5,563 棟) が区域内に立地しています。
- 浸水深 3.0m以上の洪水浸水想定区域内に立地する建物は、市内建物棟数のうち 3.9% (2,535 棟) です。

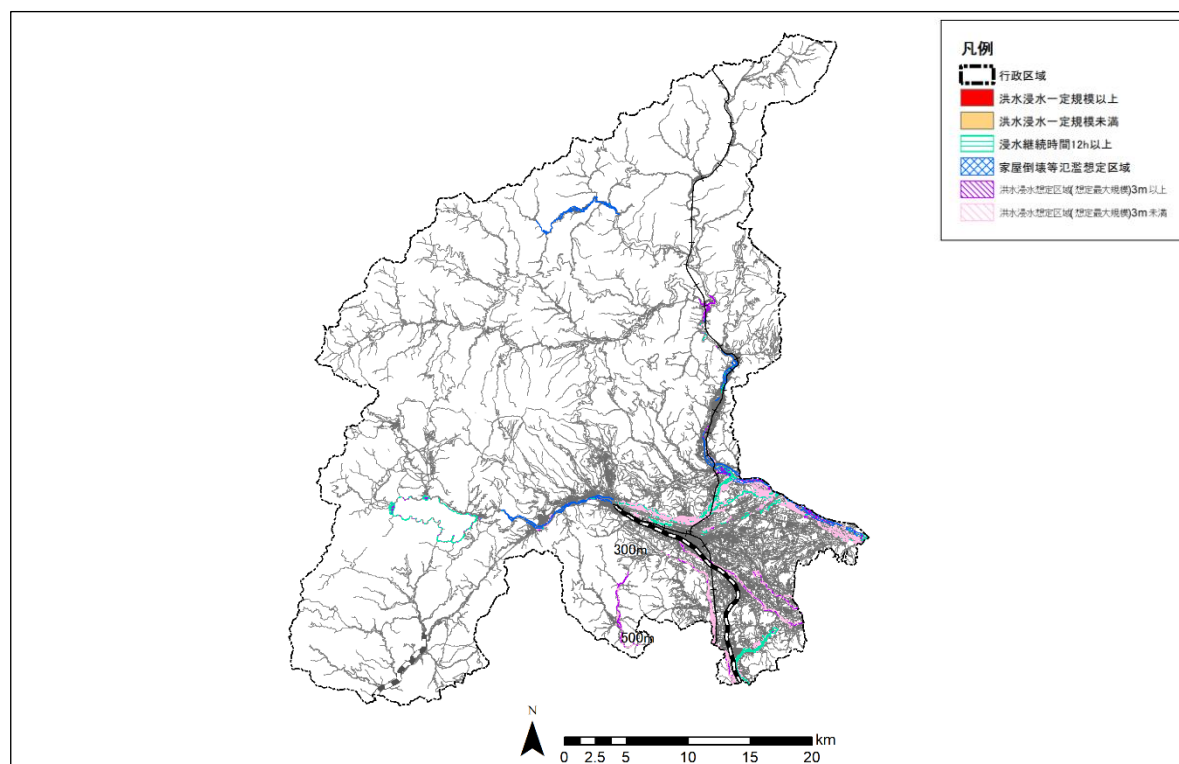


図 洪水浸水想定区域（日光市全域）

表 洪水浸水想定区域内に含まれる建物棟数の内訳

単位：棟	洪水浸水一定規模以上 にかかる建物		洪水浸水一定規模未満 にかかる建物		洪水浸水の影響 がない建物		合計
今市地域	317	0.5%	4,341	6.6%	35,980	54.7%	40,638
日光地域	1,004	1.5%	999	1.5%	11,912	18.1%	13,915
藤原地域	994	1.5%	220	0.3%	7,613	11.6%	8,827
足尾地域	0	0.0%	0	0.0%	1,257	1.9%	1,257
栗山地域	220	0.3%	3	0.0%	887	1.3%	1,110
日光市全体	2,535	3.9%	5,563	8.5%	57,649	87.7%	65,747

① 今市地域

	現状	課題
居住誘導区域周辺	・ 浸水深 3.0m以上が想定される区域や浸水継続時間 12 時間超の区域があります。 ⇒p71 【A】 参照	・ 居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
	・ 大谷川北岸の広範囲が浸水深 3.0m 未満の区域となっており、一部エリアには建物が多数立地しています。 ⇒p71 【B】 参照	・ 避難場所への水平避難や水害発生時の垂直避難の徹底等の防災意識向上を図り、要配慮を含めた迅速な避難行動を促す取組が必要です。
今市地域全体	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域、または垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m 以上に立地する建物が今市地域内の建物棟数の 0.8% (317 棟) あります。	・ 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。

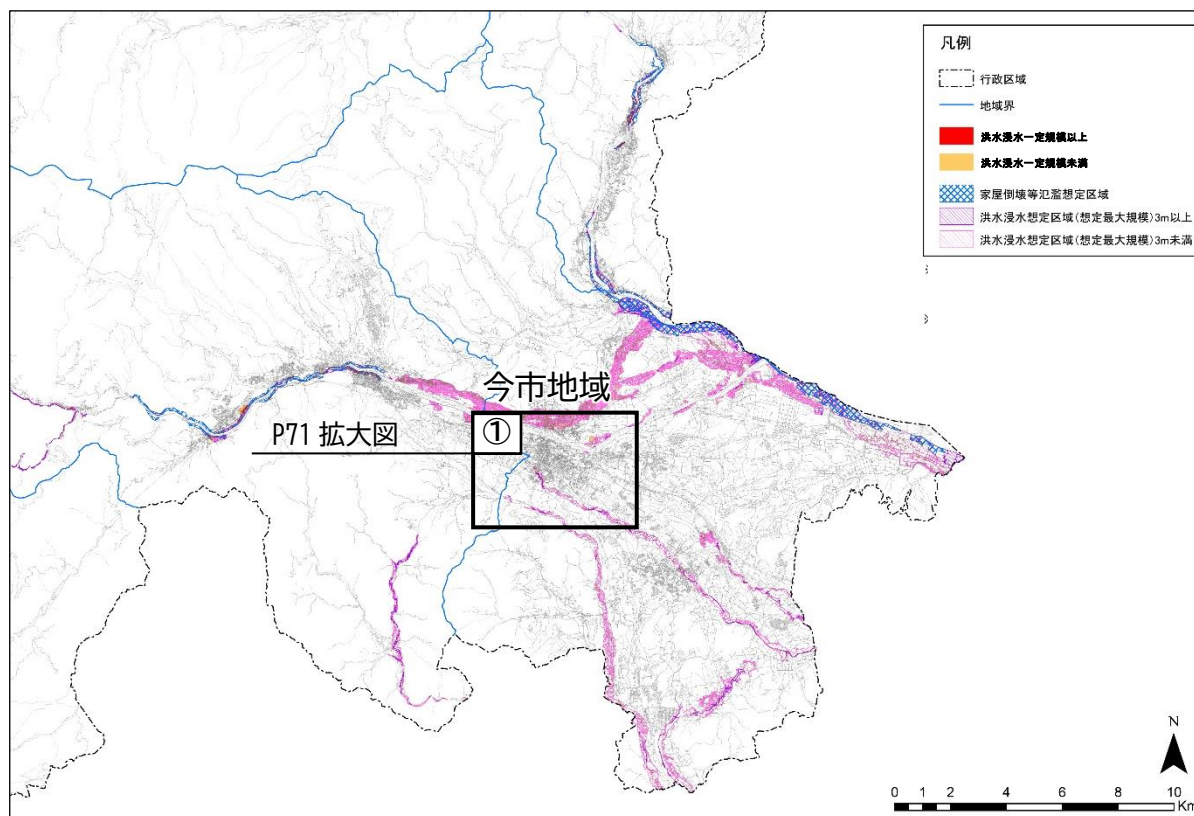
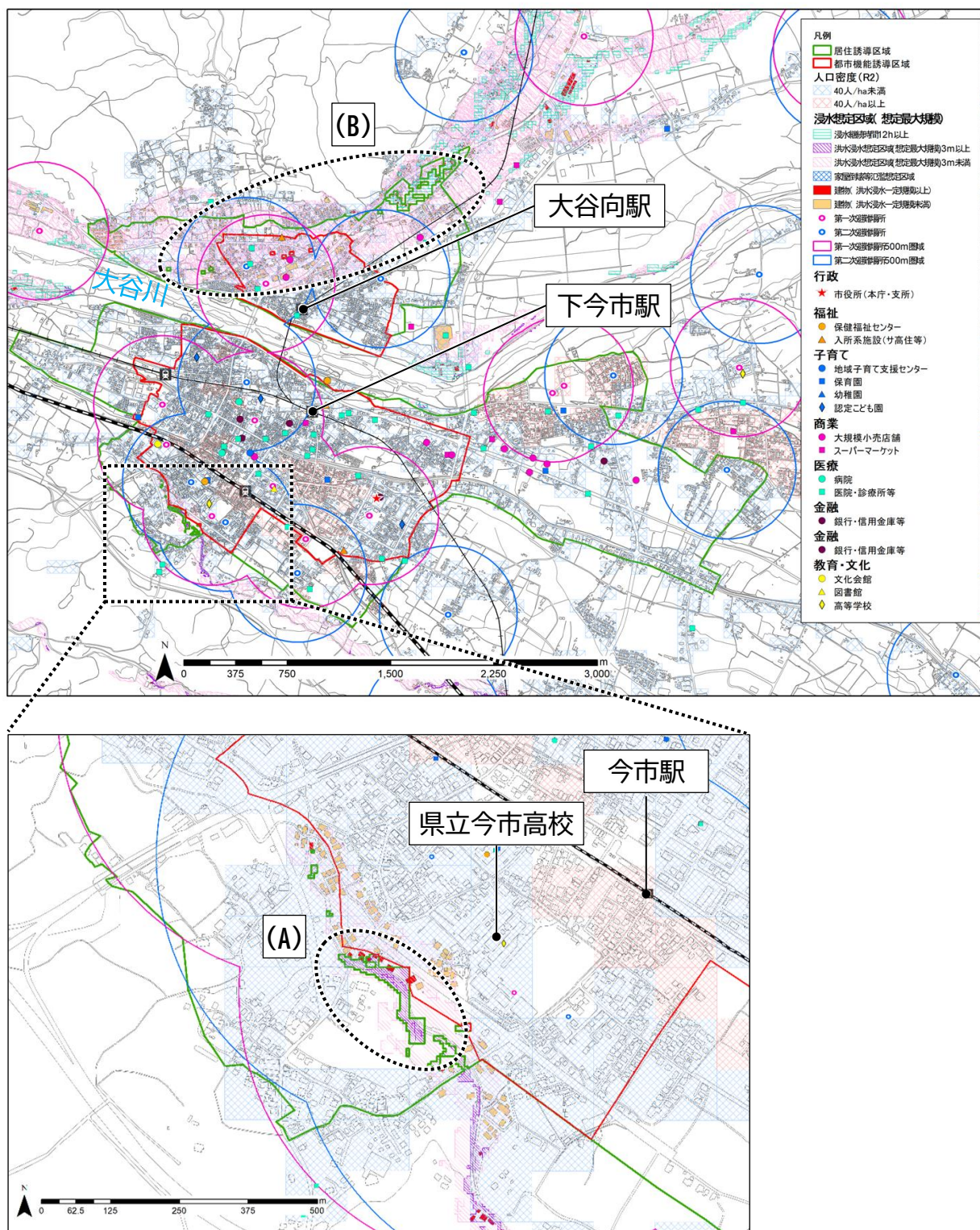


図 洪水浸水想定区域 (今市地域)

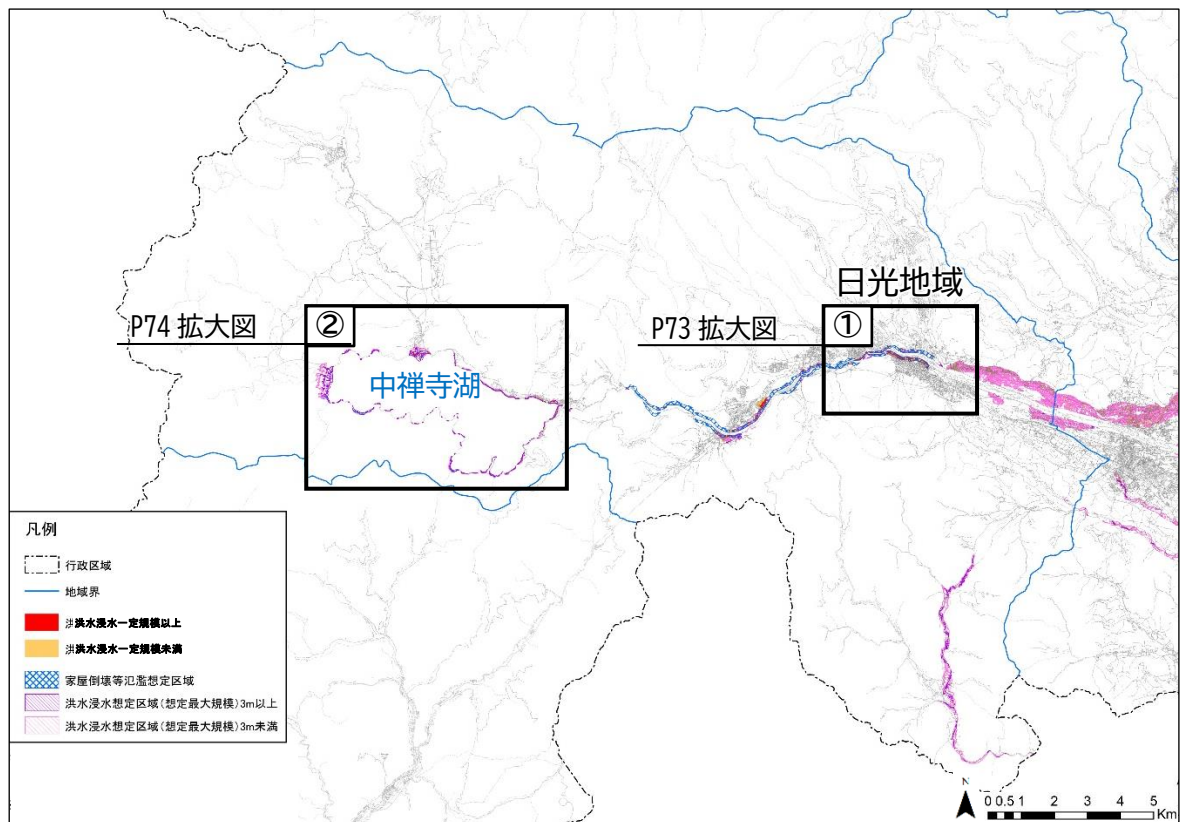
【拡大図①（今市地域）】

- ・浸水深 3.0m以上の区域に立地する建物が県立今市高校西側に見られ、災害リスクの回避に向けた取組が求められます。【A】
- ・大谷川北岸の広範囲に、浸水深 3.0m未満の区域が広がっており、都市機能誘導施設である福祉・子育て・商業・医療施設を含めた多くの建物が立地しているため、垂直避難が求められます。特に福祉施設については、要配慮者に考慮した避難対策も求められます。また、浸水継続時間 12 時間を超える区域が一部のエリアで指定されており、インフラへの影響や避難行動の遅れ等の懸念があります。【B】



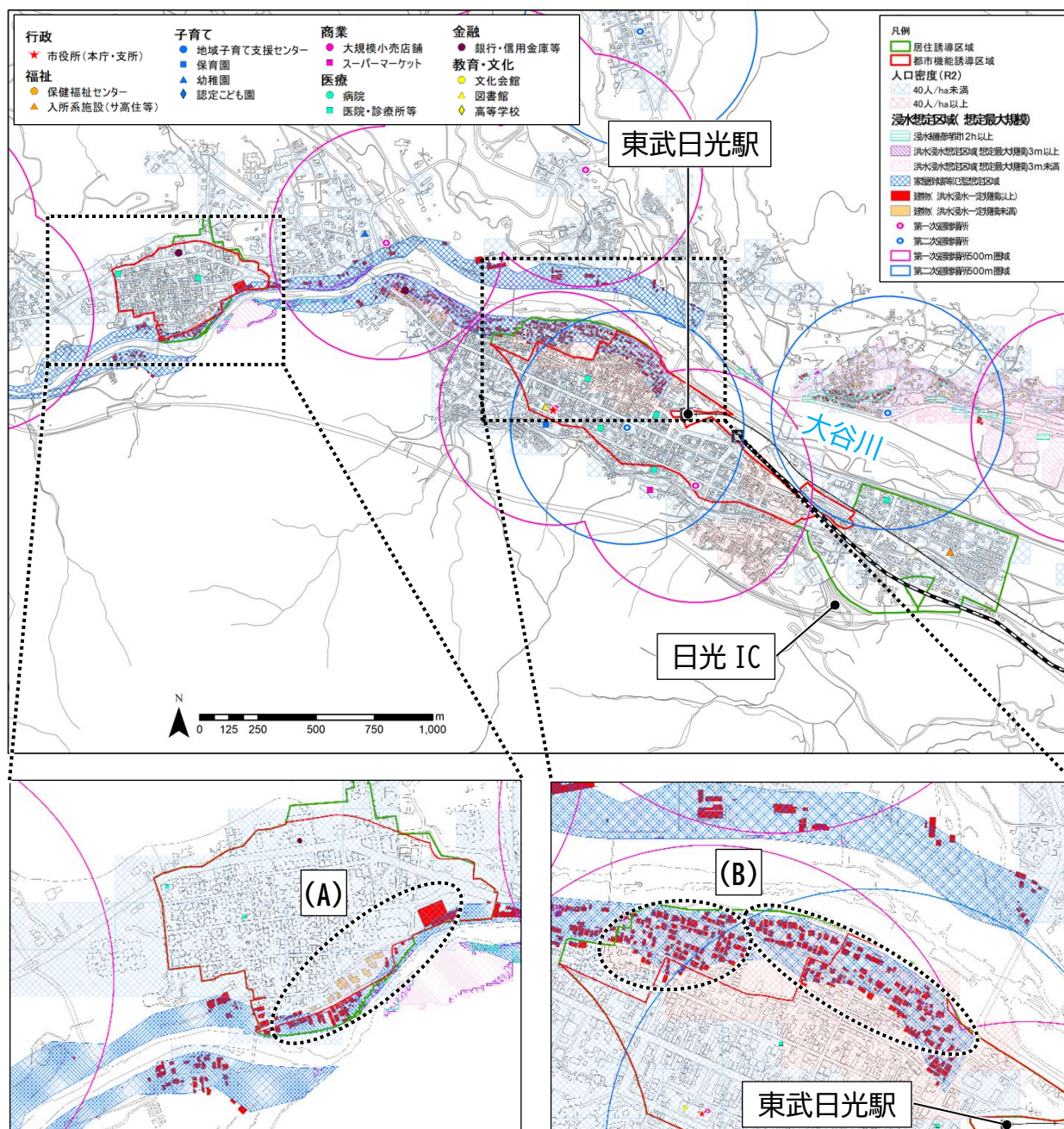
② 日光地域

	現状	課題
居住誘導区域	居住誘導区域内に家屋倒壊等氾濫想定区域があります。また、東武日光駅西側の一部エリアは、人口密度が高い（40 人/ha 以上）エリアです。 ⇒p73 【A】 【B】 参照	- ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に向けた対策が必要です。 - 特に、水害発生時の避難場所への迅速な水平避難を促す取組や防災意識の向上が必要です。
日光地域全体	- 家屋倒壊等氾濫想定区域、または垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m 以上に立地する建物が日光地域内の建物棟数の 7.2%（1,004 棟）あります。 - 大谷川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域があり、当該区域に建物が多数立地しています。	河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
	中禅寺湖周縁は浸水深 3.0m 以上の区域が指定されており、一部エリアには建物が立地しています。 ⇒p74 参照	一帯は観光地になっており、その中に宿泊施設が立地しています。観光客等が迅速に避難行動を取るための取り組みが必要です。



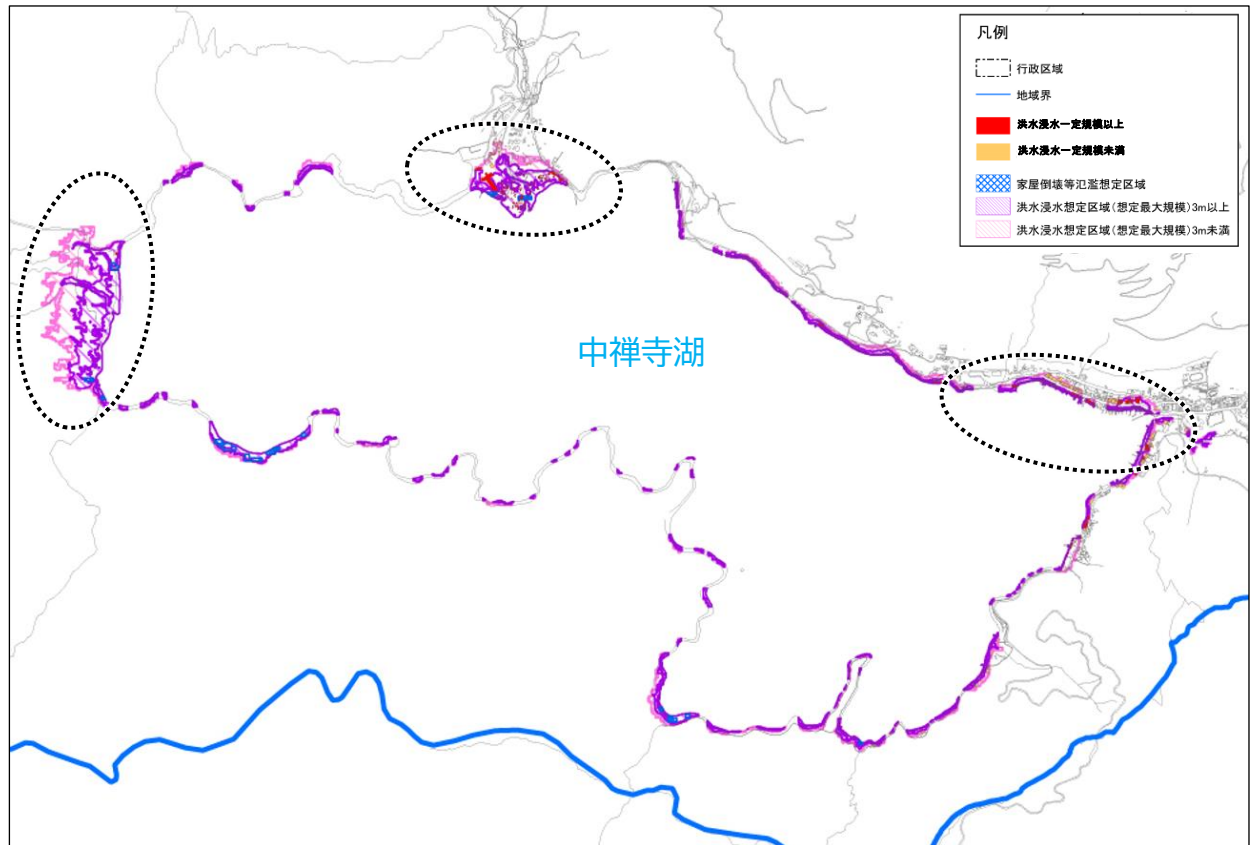
【拡大図①（日光地域）】

- ・大谷川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域に建物が立地しており、災害時の人的・物的被害が想定されます。【A】
- ・東武日光駅西側の一部エリアは、人口密度が高い（40 人/ha 以上）ため、特に災害リスクの低減に向けた対策が必要です。【B】



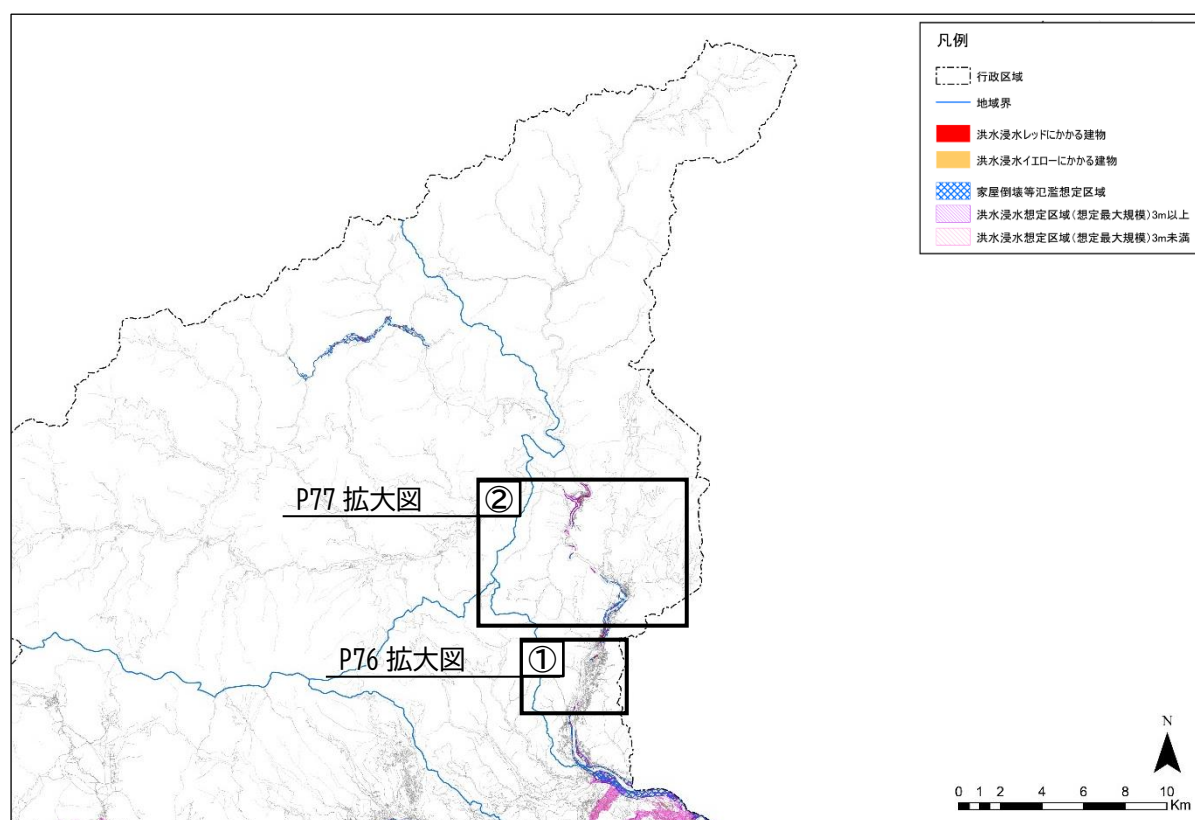
【拡大図②（日光地域）】

- ・中禅寺湖周縁が浸水深 3.0m以上の区域となっており、一部エリアには建物が立地しています。
- ・道路が一本であることから、災害時に道路が寸断され、孤立する可能性があります。



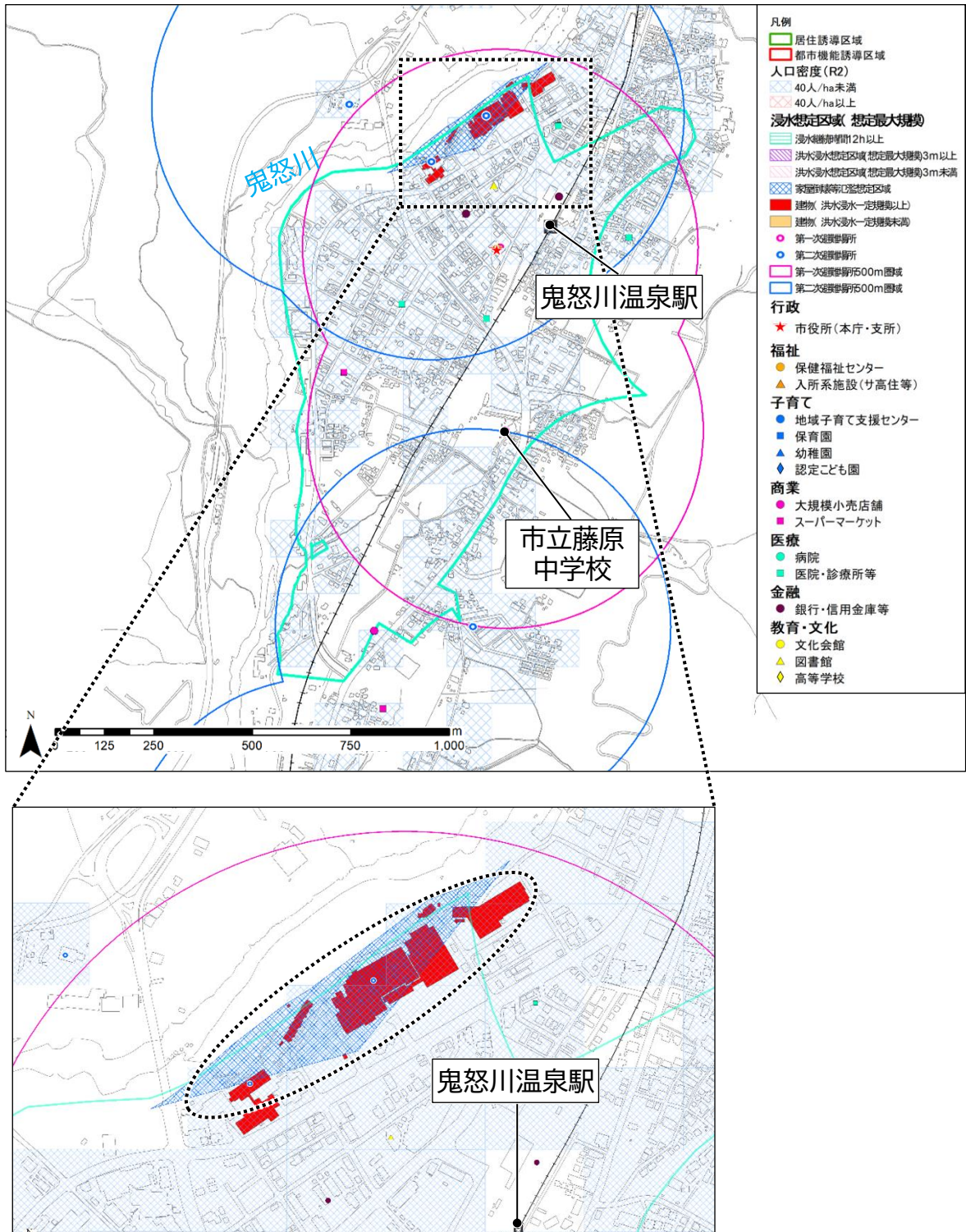
③ 藤原地域

	現状	課題
藤原拠点区域	・ 藤原拠点区域（独自区域）に家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれており、一部宿泊施設が当区域に立地しています。 ⇒p76 参照	・ 河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
藤原地域全体	・ 鬼怒川沿いの一部が家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深 3.0m以上の区域となっています。これら区域に立地する建物は、藤原地域内の建物棟数の 11.3%（994 棟）です。	



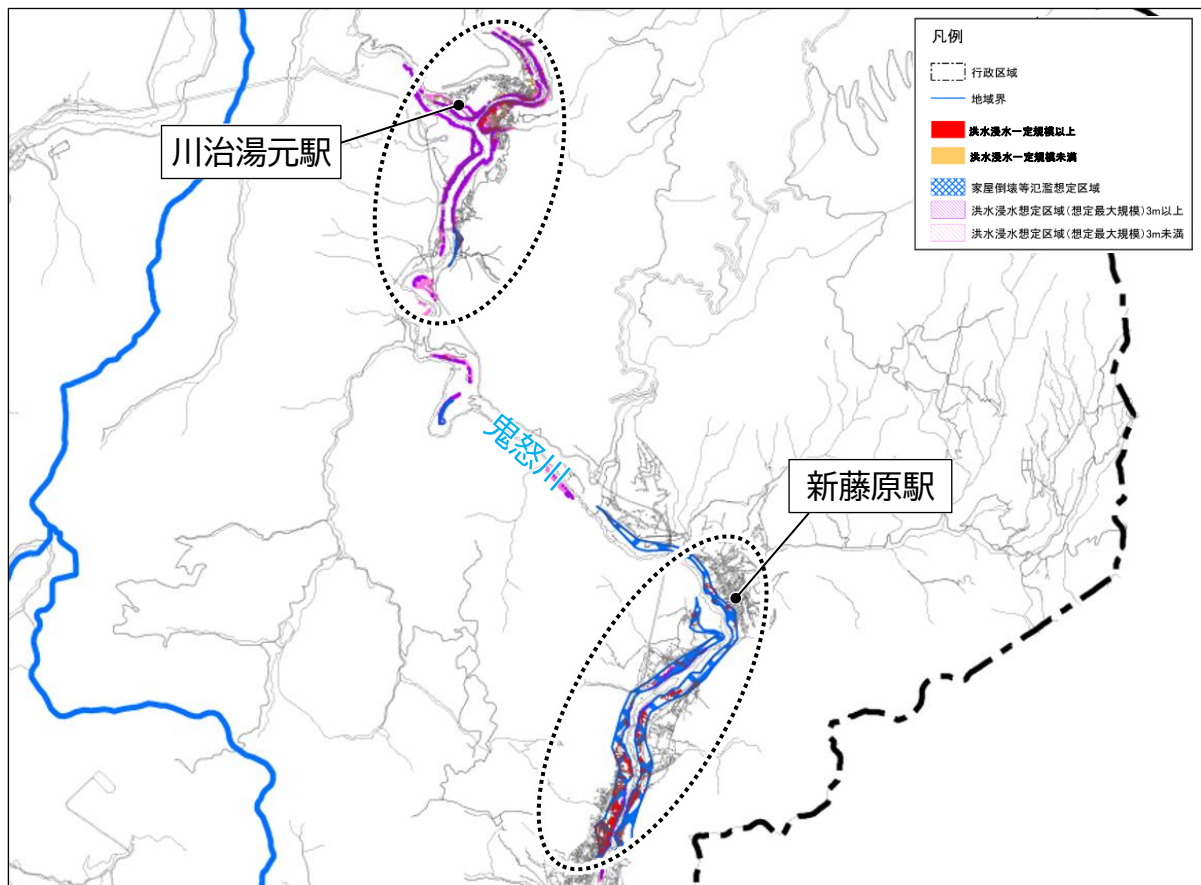
【拡大図①（藤原地域）】

- ・独自区域のほとんどは洪水浸水想定区域外ですが、北部の一部区域が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれています。



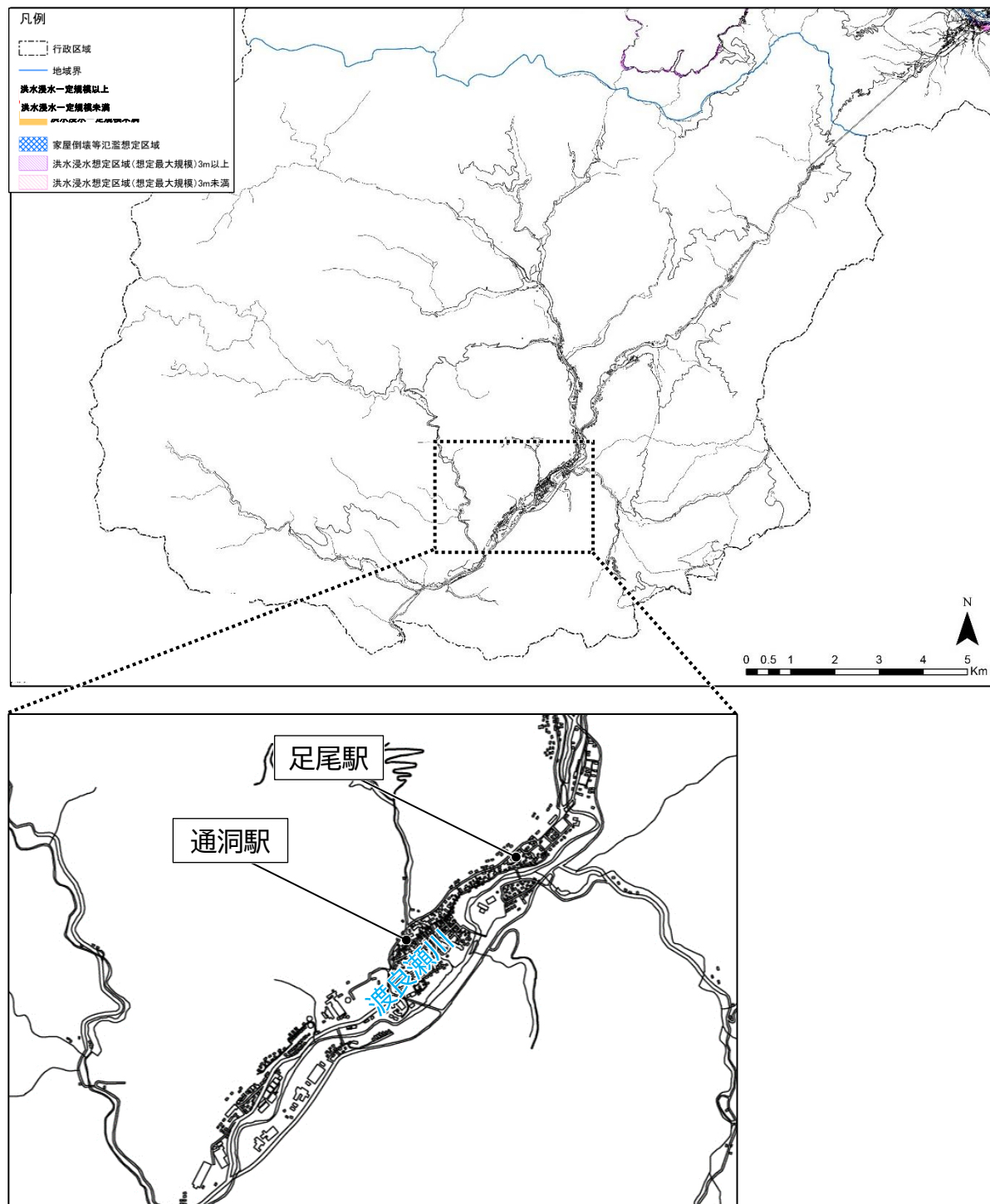
【拡大図②（藤原地域）】

- ・川治温泉から鬼怒川に沿って家屋倒壊等氾濫想定区域、または浸水深 3.0m 以上の区域が設定されています。建物が立地しており、迅速な避難行動を促すための取組や避難所等の体制確保が必要です。



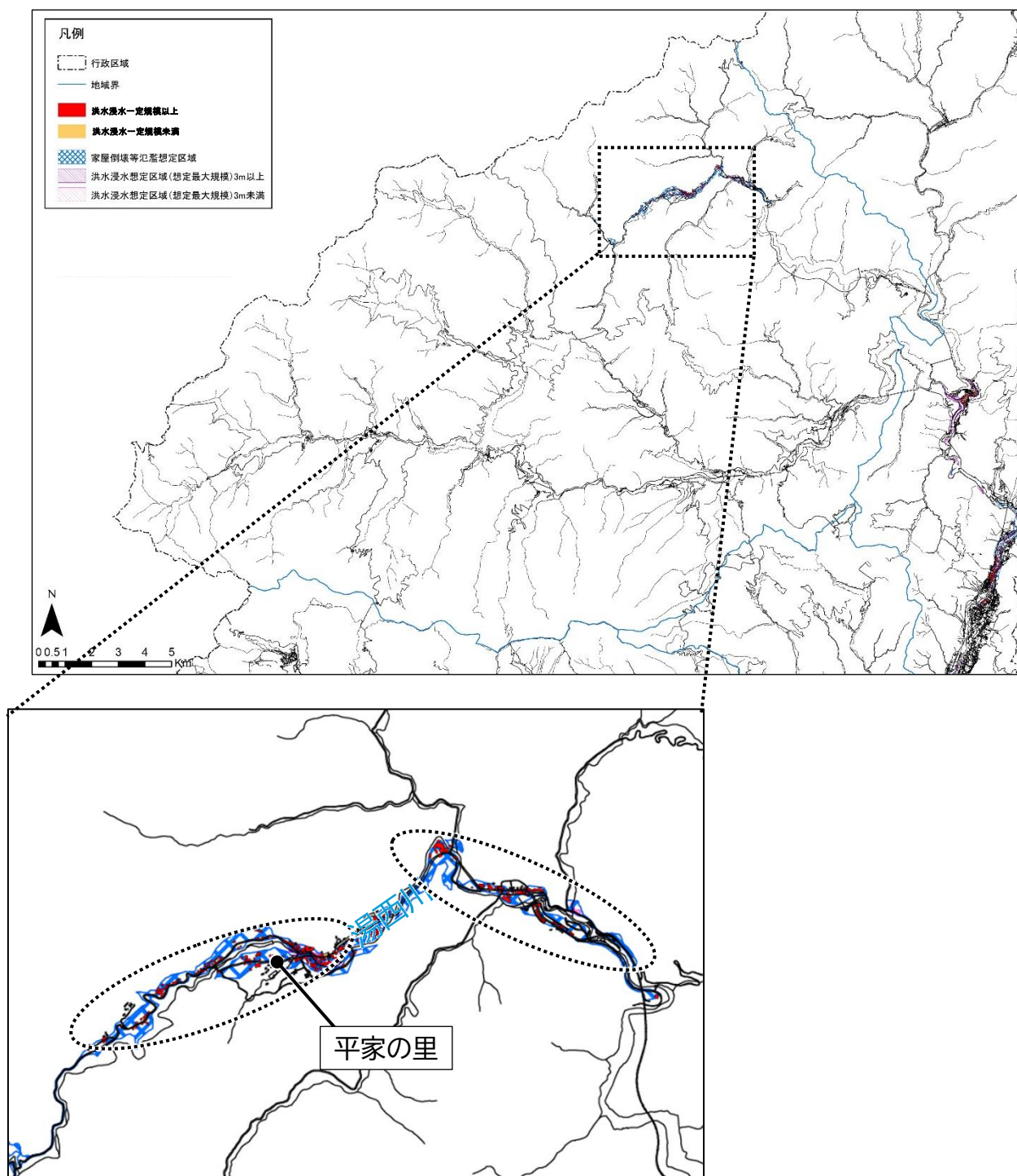
④ 足尾地域

	現状	課題
域全体 足尾地	地域内で洪水浸水想定区域に立地する建物はみられません。	洪水浸水リスクはみられませんが、地域を渡良瀬川が貫流しています。河川防災に係る意識の醸成が必要です。



⑤ 栗山地域

	現状	課題
栗山地域全体	湯西川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域になっています。これら区域に立地する建物は、栗山地域内の建物棟数のうち 19.8%（220 棟）です。	河川整備等のハード整備による災害リスクの低減に加え、指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



(3) 土砂災害に関する現状・課題

- 日光市内各地の山間部に土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。
- 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は市全体の 1.9% (1,231 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 14.7% (9,638 棟) です。

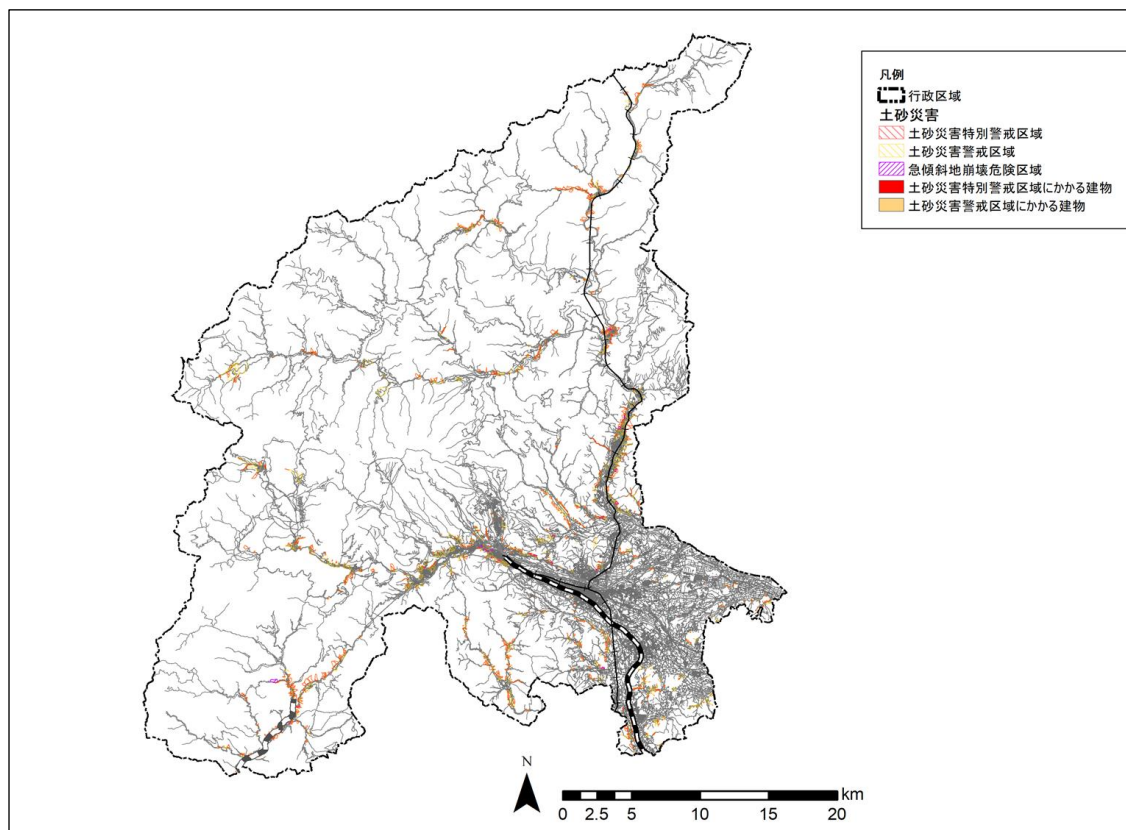


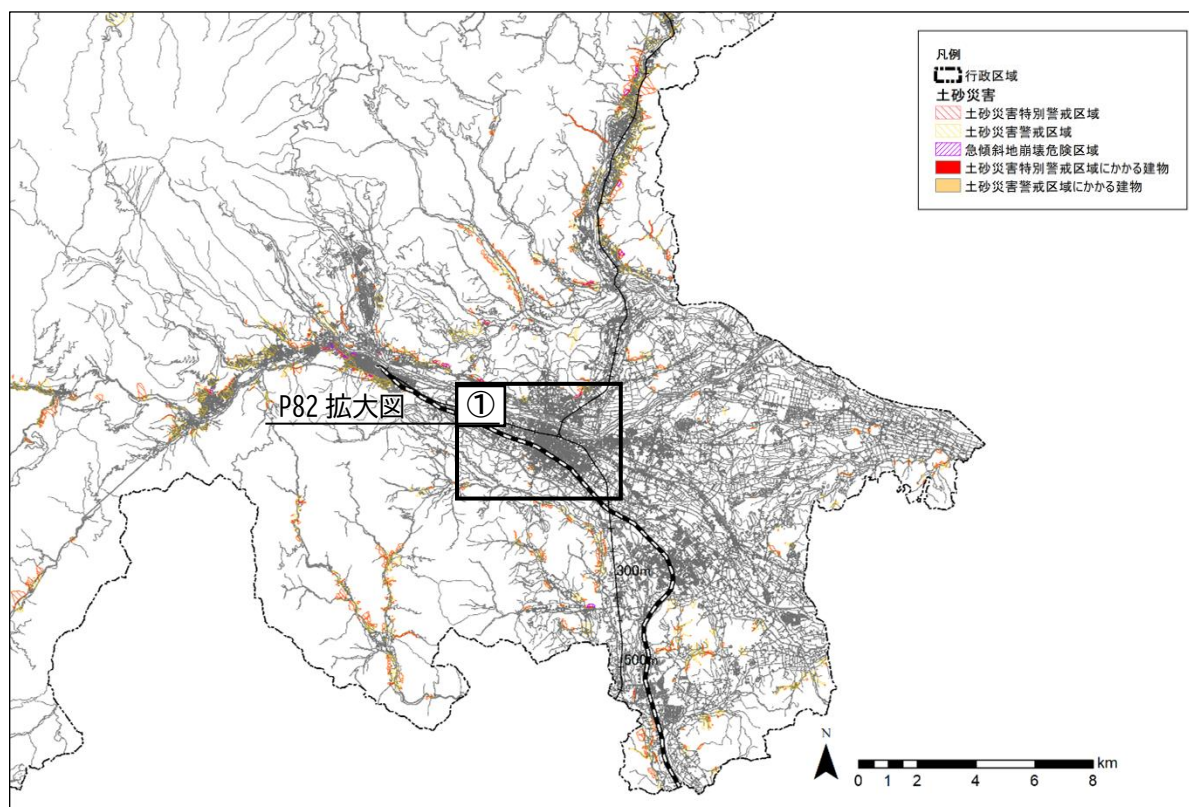
図 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

表 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に含まれる建物棟数の内訳

単位：棟	土砂災害特別警戒区域 にかかる建物		土砂災害警戒区域 にかかる建物		土砂災害の影響 がない建物		合計
今市地域	213	0.5%	1,380	3.4%	39,045	96.1%	40,638
日光地域	437	3.1%	4,184	30.1%	9,294	66.8%	13,915
藤原地域	334	3.8%	2,933	33.2%	5,560	63.0%	8,827
足尾地域	160	12.7%	709	56.4%	388	30.9%	1,257
栗山地域	87	7.8%	432	38.9%	591	53.2%	1,110
日光市全体	1,231	1.9%	9,638	14.7%	54,878	83.5%	65,747

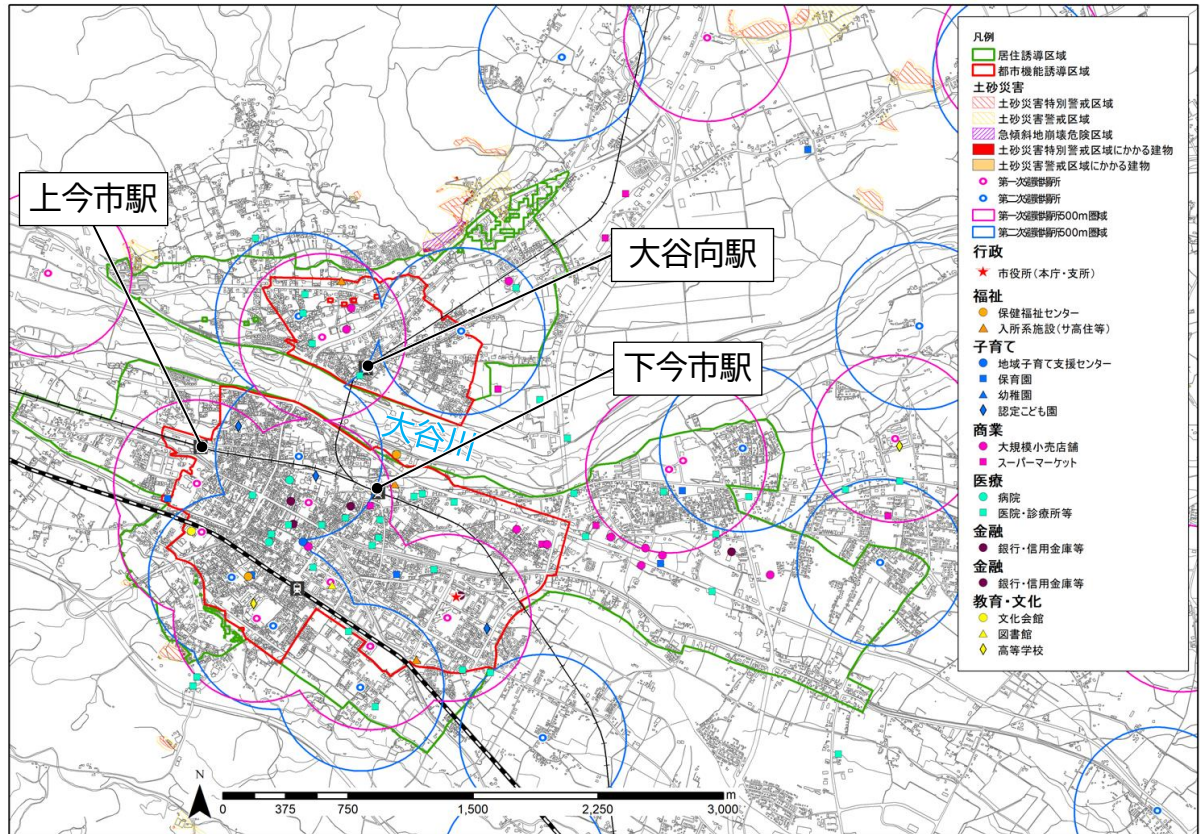
① 今市地域

	現状	課題
居住誘導区域 周辺	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されたエリアがあります。 ⇒p82 参照	居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
今市地域全体	土砂災害特別警戒区域にかかる建物は今市地域内の建物棟数の 0.5% (213 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 3.4% (1,380 棟) となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。	- 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限などの対応が必要です。 - 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地域内の各地に存在しています。	指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



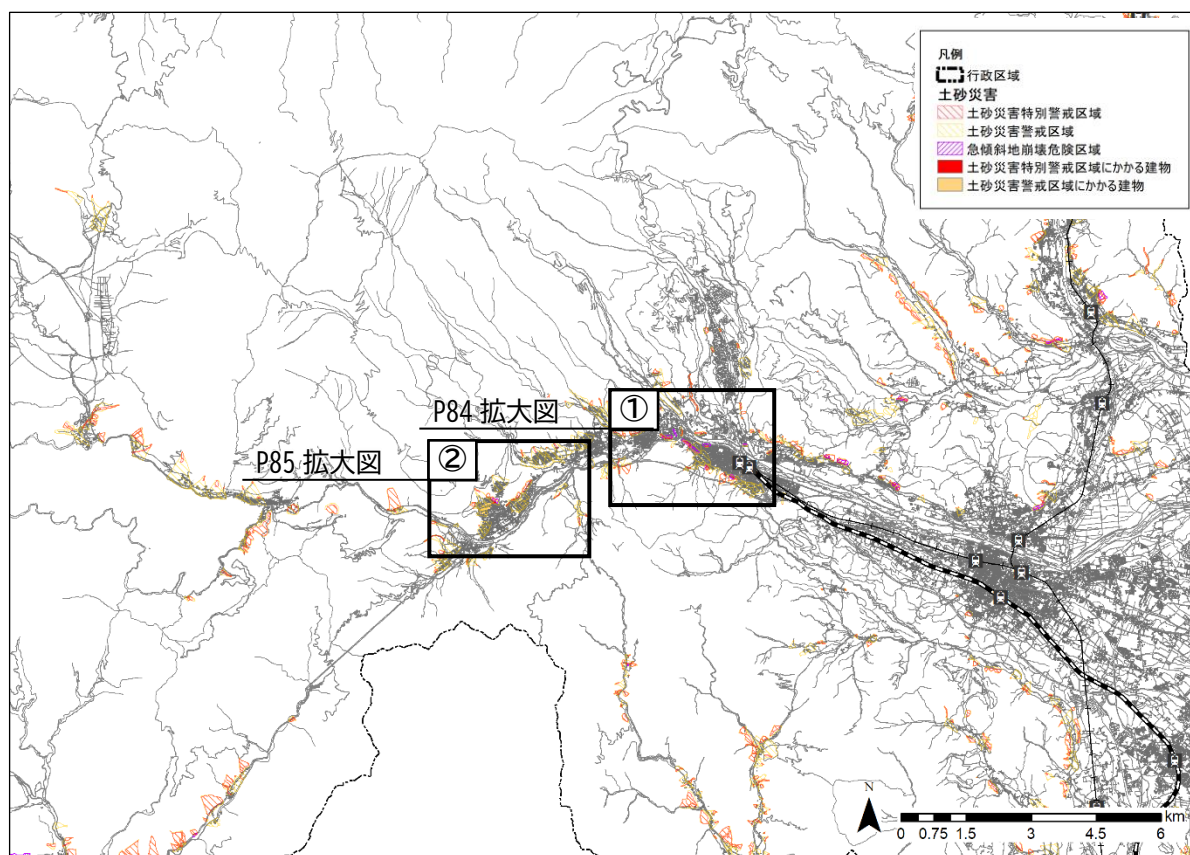
【拡大図①（今市地域）】

- ・居住誘導区域は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を含まないように設定されており、居住誘導区域に立地するほとんどの建物は土砂災害リスクが小さいといえます。



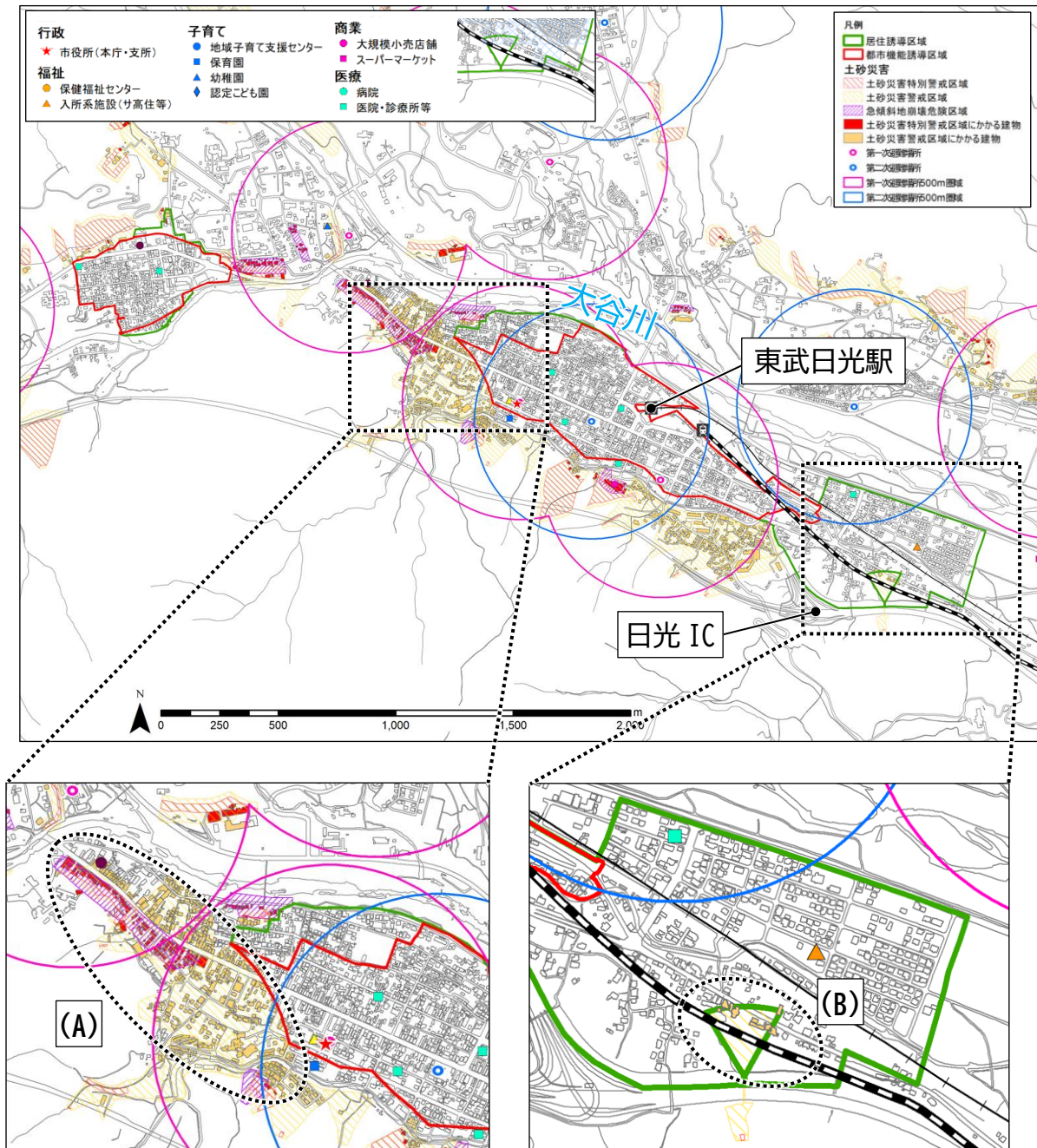
② 日光地域

	現状	課題
居住誘導区域 周辺	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されたエリアがあります。 ⇒p84 参照	居住誘導区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
日光地域全体	土砂災害特別警戒区域にかかる建物は日光地域内の建物棟数の 3.1% (437 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 30.1% (4,184 棟) となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。	- 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限など災害リスク回避への対応が必要です。 - 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が日光地域内の、住宅の密集地に存在しています。	指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



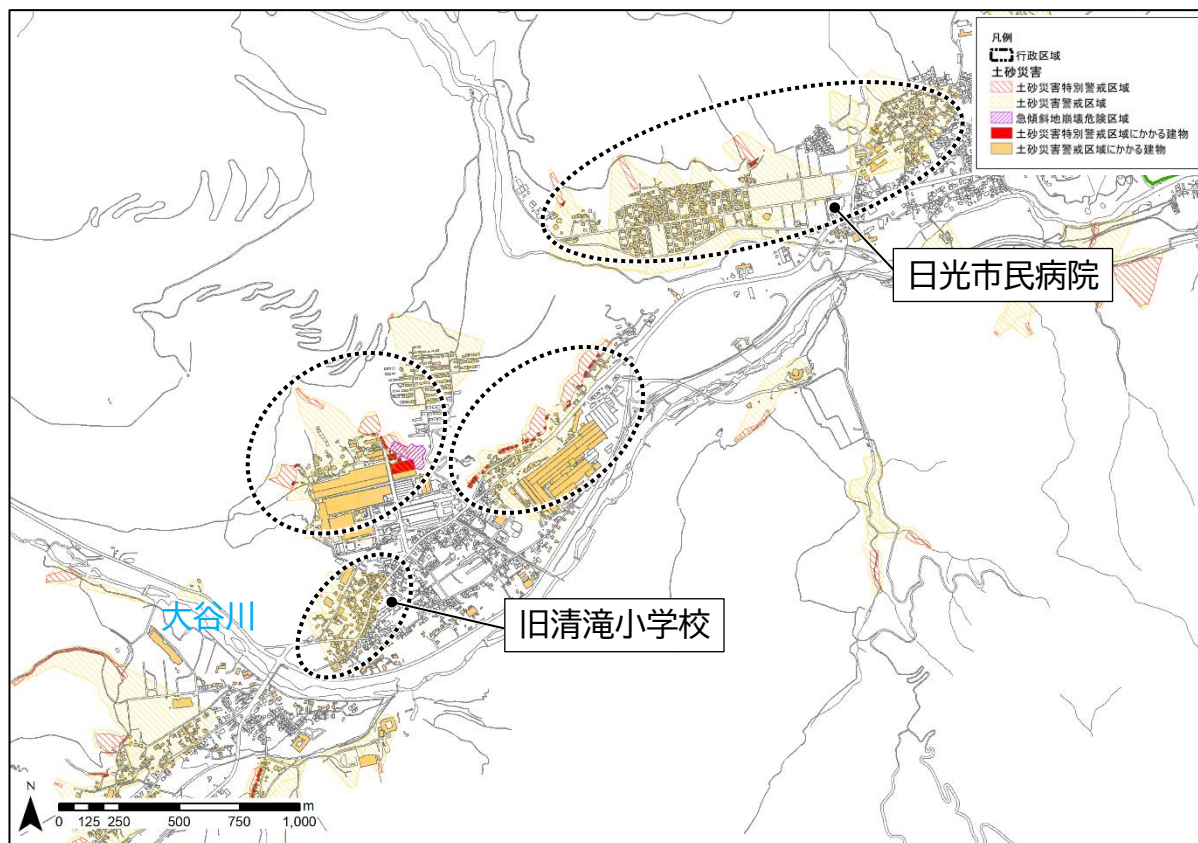
【拡大図①（日光地域）】

- ・居住誘導区域周辺に土砂災害警戒区域等が指定されています。多くの建物が立地しており、土砂災害による人的、建物被害の恐れがあります。一部の建物は急傾斜地崩壊危険区域内に立地しています。【A】
- ・土砂災害警戒区域等を含まないように居住誘導区域が設定されています。【B】



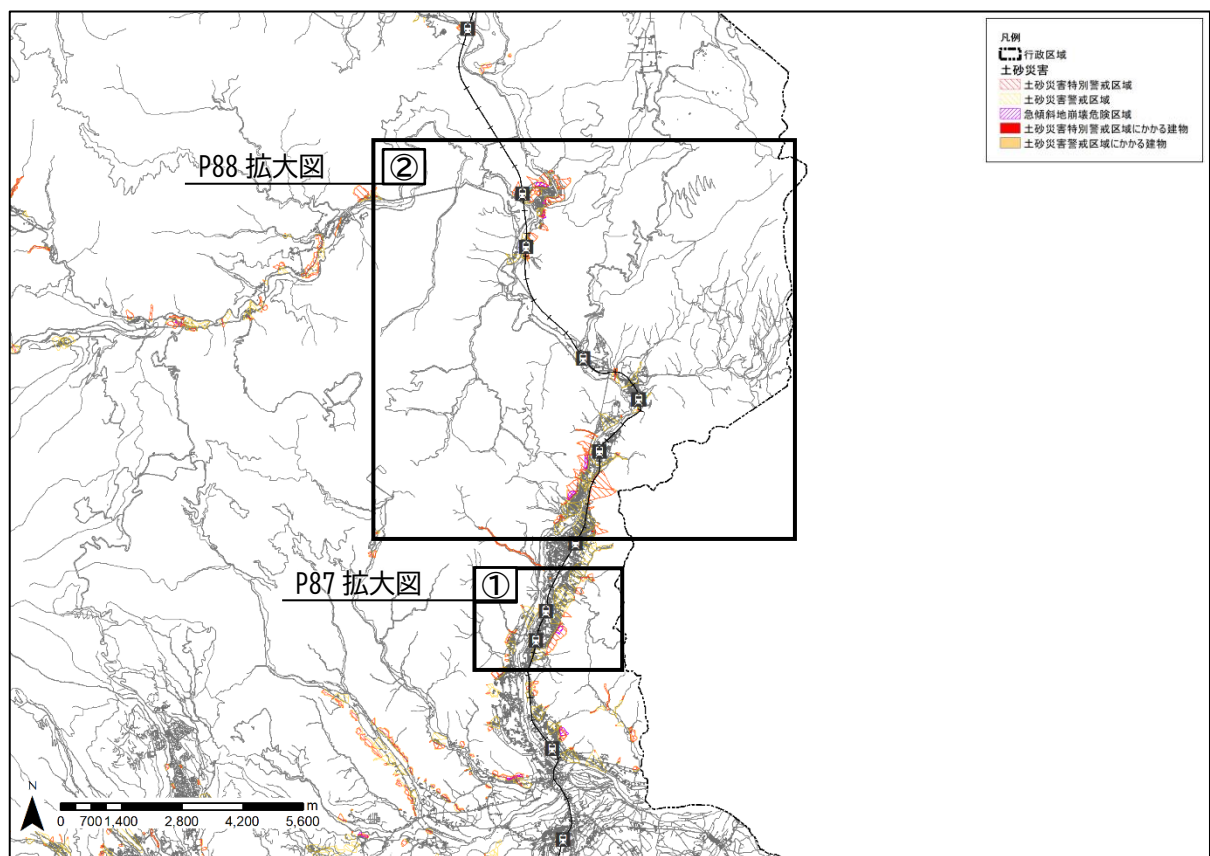
【拡大図②（日光地域）】

- ・清滝地区に、土砂災害特別警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。建物が立地しており、土砂災害による人的・物的被害の恐れがあります。



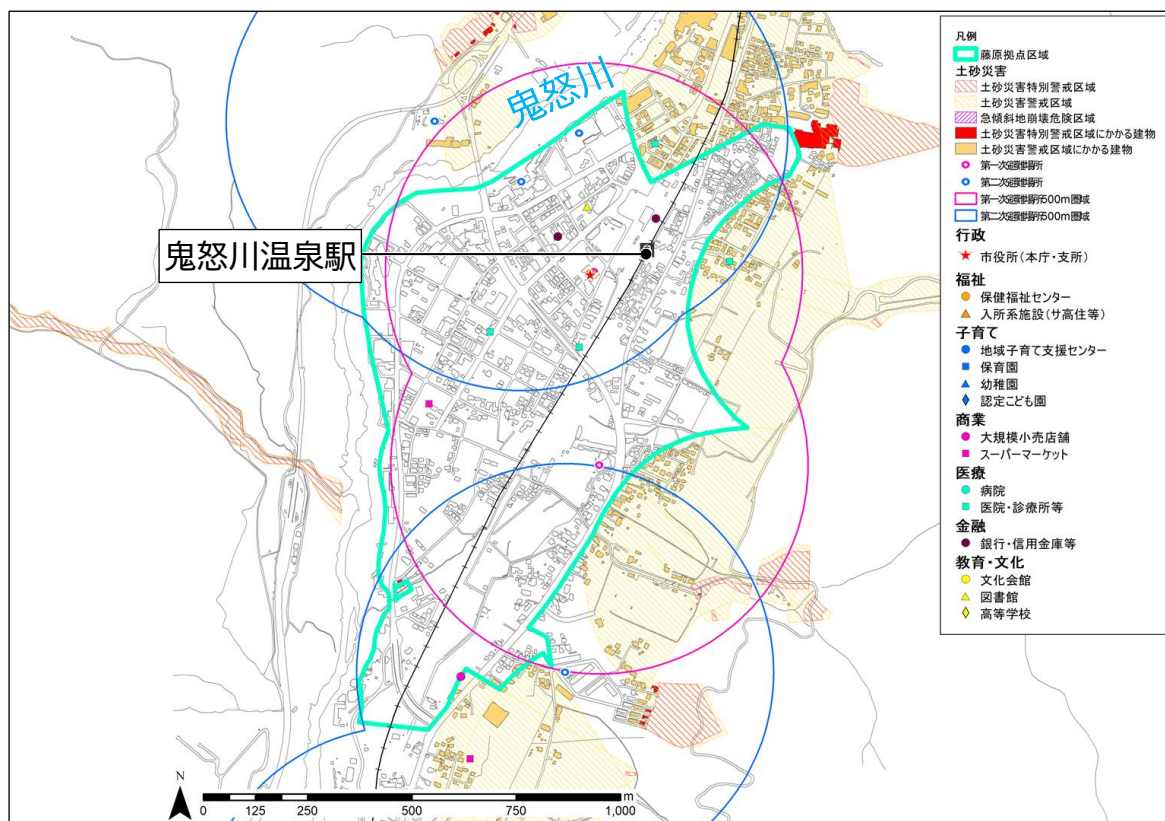
③ 藤原地域

	現状	課題
藤原拠点区域 周辺	・ 藤原拠点区域（独自区域）周辺に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。 ⇒p87 参照	・ 藤原拠点区域に含めないよう設定されており、災害リスクの回避に向けた検討が必要です。
藤原地域全体	・ 土砂災害特別警戒区域にかかる建物は藤原地域内の建物棟数の 3.8%（334 棟）、土砂災害警戒区域にかかる建物は 33.2%（2,933 棟）となっており、家屋倒壊等による人的・物的被害の懸念があります。	・ 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域内での開発の制限など災害リスク回避への対応が必要です。 ・ 土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。
	・ 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地域内の各地に存在しています。	・ 指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



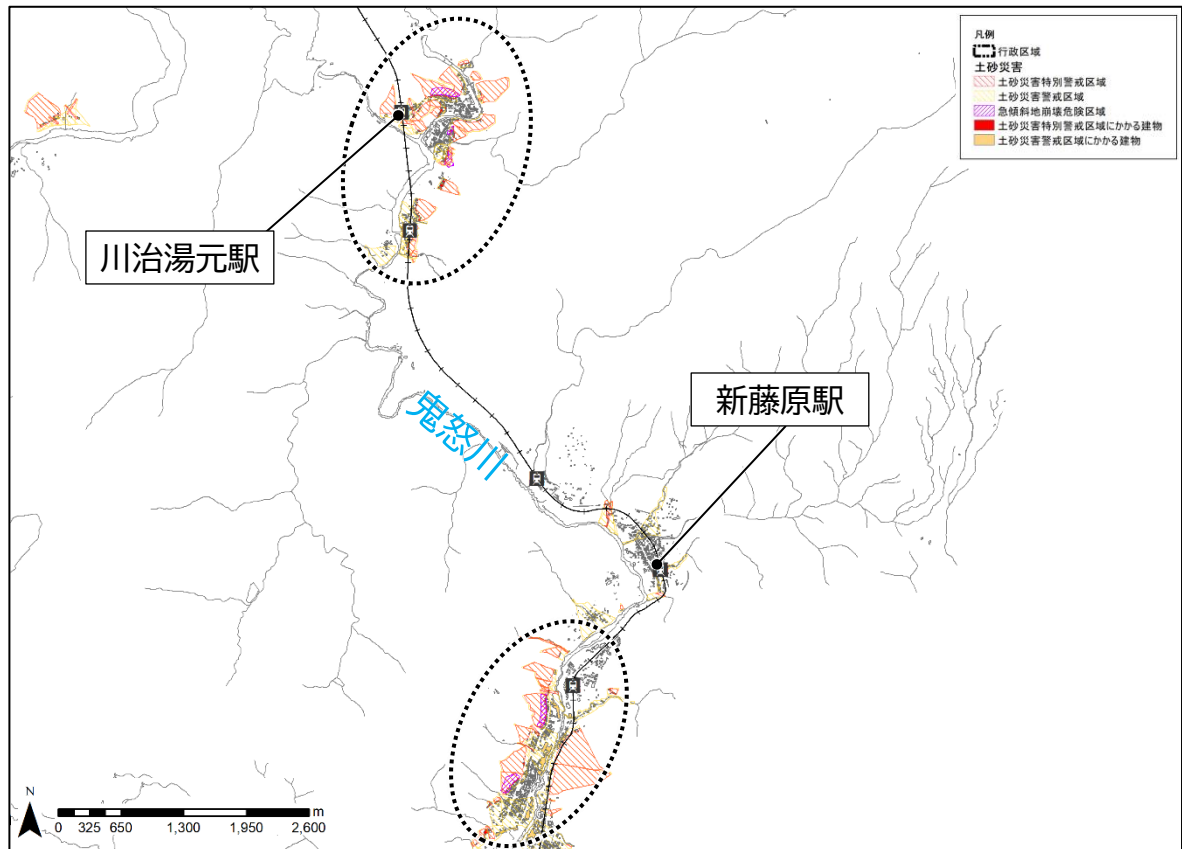
【拡大図①（藤原地域）】

- ・ 藤原拠点区域周辺に、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアがあります。



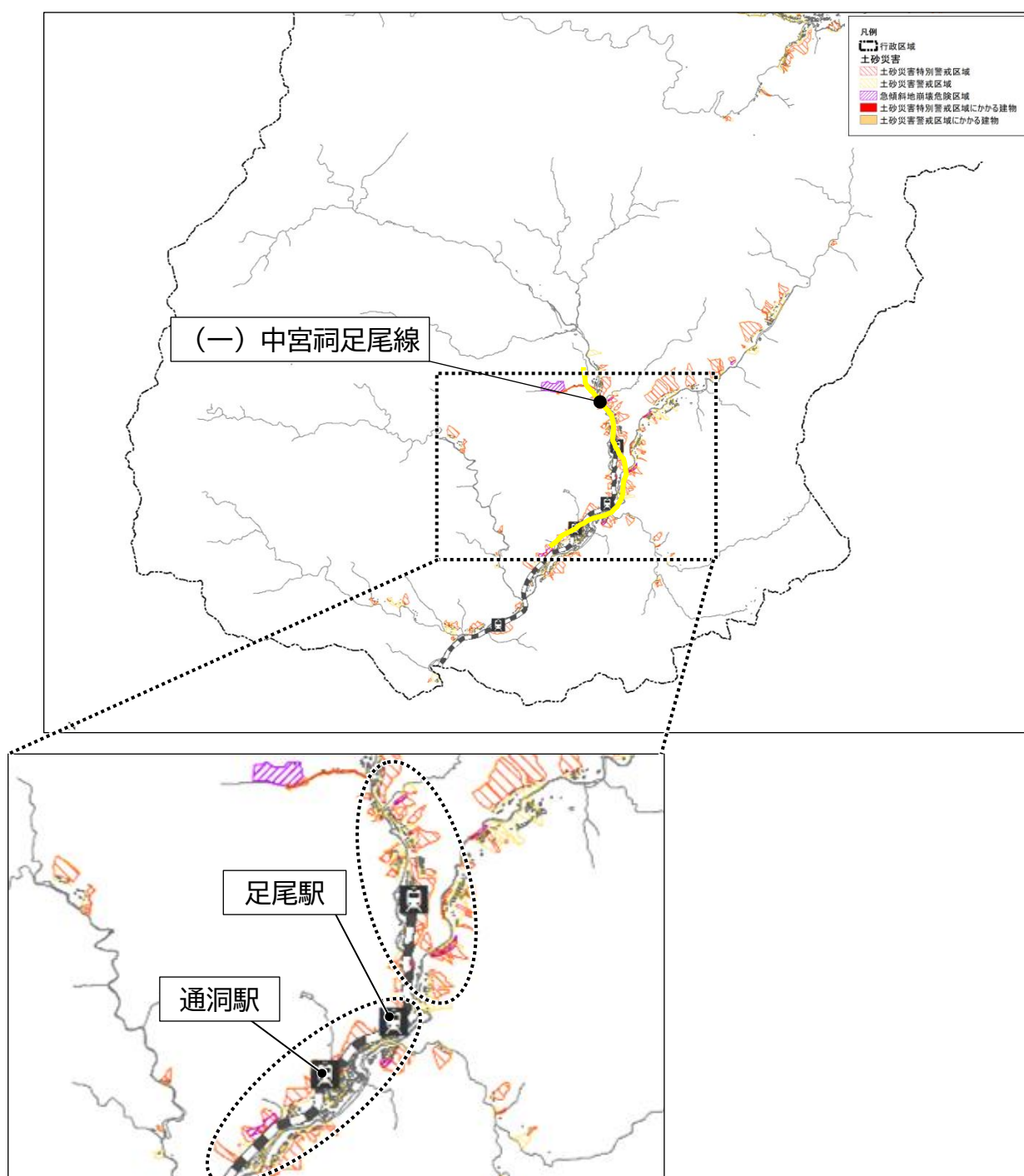
【拡大図②（藤原地域）】

- ・ 鬼怒川温泉や川治温泉付近に、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されているエリアがあります。建物が立地しており、土砂災害による人的・物的被害の恐れがあります。



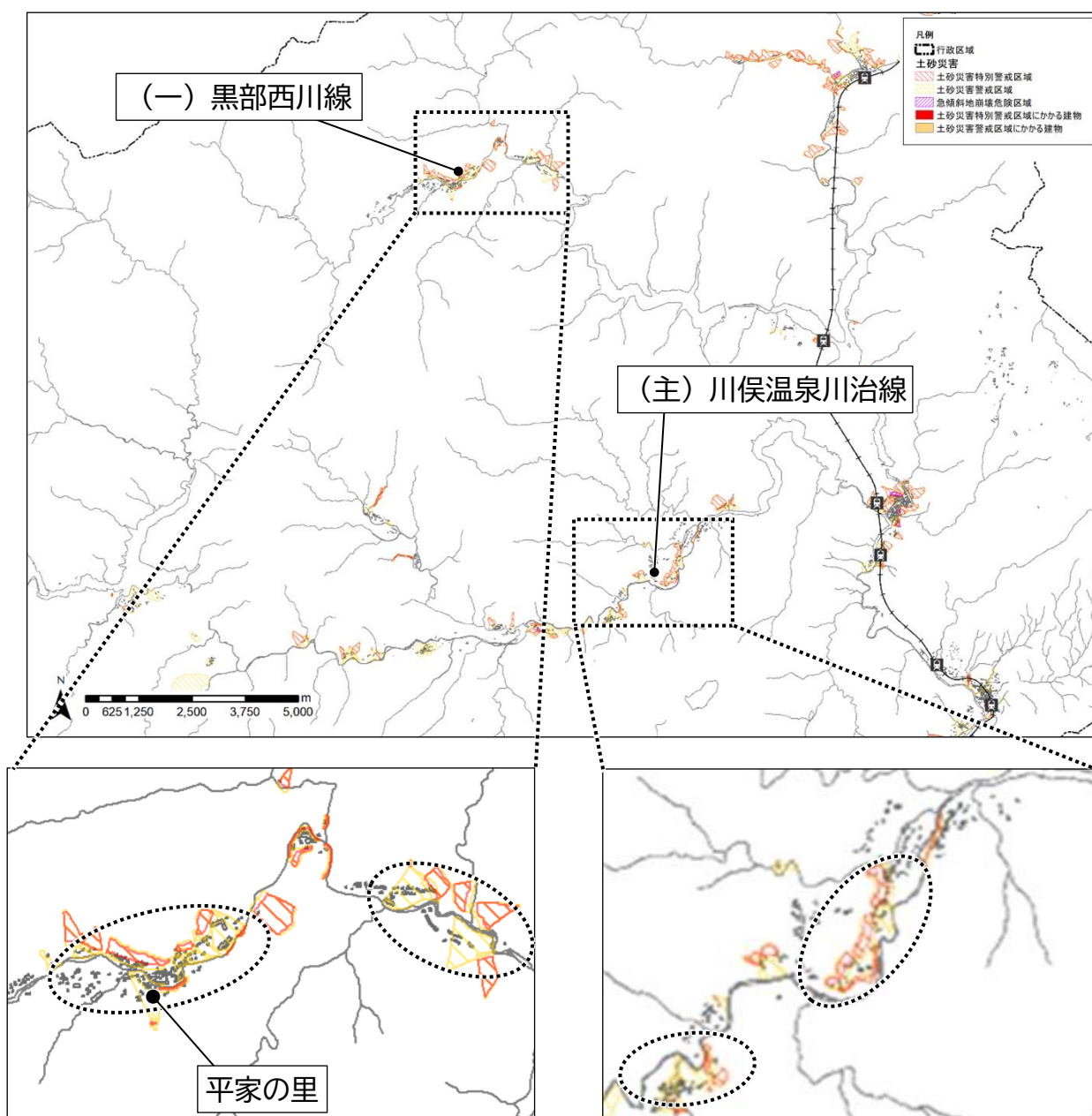
⑤ 足尾地域

	現状	課題
足尾地域全体	・国道 122 号や（一）中宮祠足尾線に沿って土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。 ・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は足尾地域内の建物棟数の 12.7%（160 棟）、土砂災害警戒区域にかかる建物は 56.4%（709 棟）となっており、地域内の半数以上の建物について、土砂災害による人的・物的被害の懸念があります。	・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



④ 栗山地域

	現状	課題
栗山地域全体	・(主) 川俣温泉川治線や(一) 黒部西川線に沿って土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。 ・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は栗山地域内の建物棟数の 7.8% (87 棟)、土砂災害警戒区域にかかる建物は 38.9% (432 棟) となっており、土砂災害による人的・物的被害の懸念があります。	・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が必要です。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。



(4) 地震に関する現状・課題

- 栃木県地震被害想定調査（H26.5）による「栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）」では、今市拠点を含む、今市地域南部のほとんどが震度6弱～震度6強と想定されており、人的被害に加え建物倒壊等の物的被害のリスクがあります。

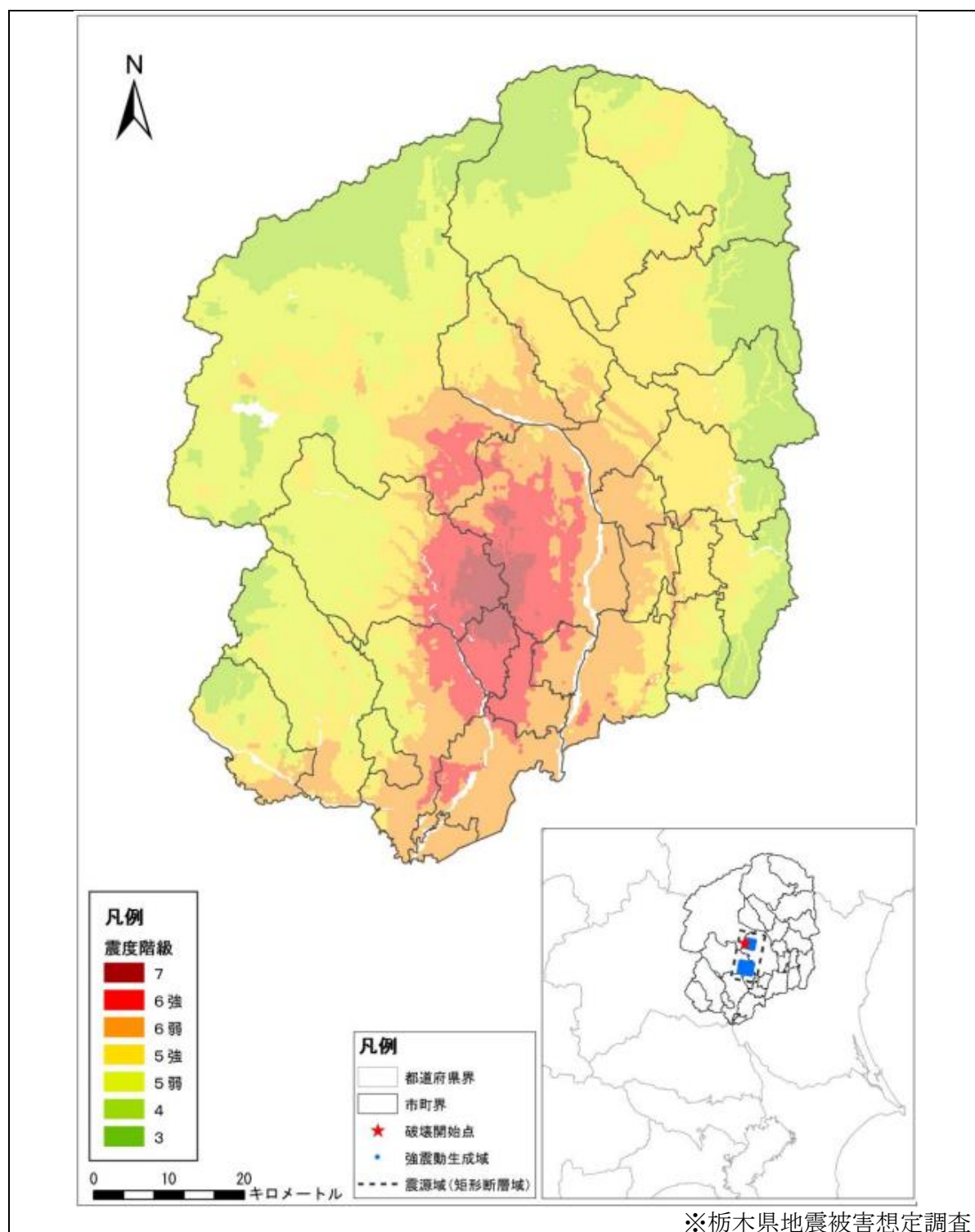


図 栃木県庁直下地震（仮定） 震度分布図

(5) 火山噴火に関する現状・課題

- 日光白根火山噴火により、日光白根山東側の一部エリアにおいて、降下火砕物（降灰）が積もるおそれがある想定され、物的・人的被害のリスクがあります。

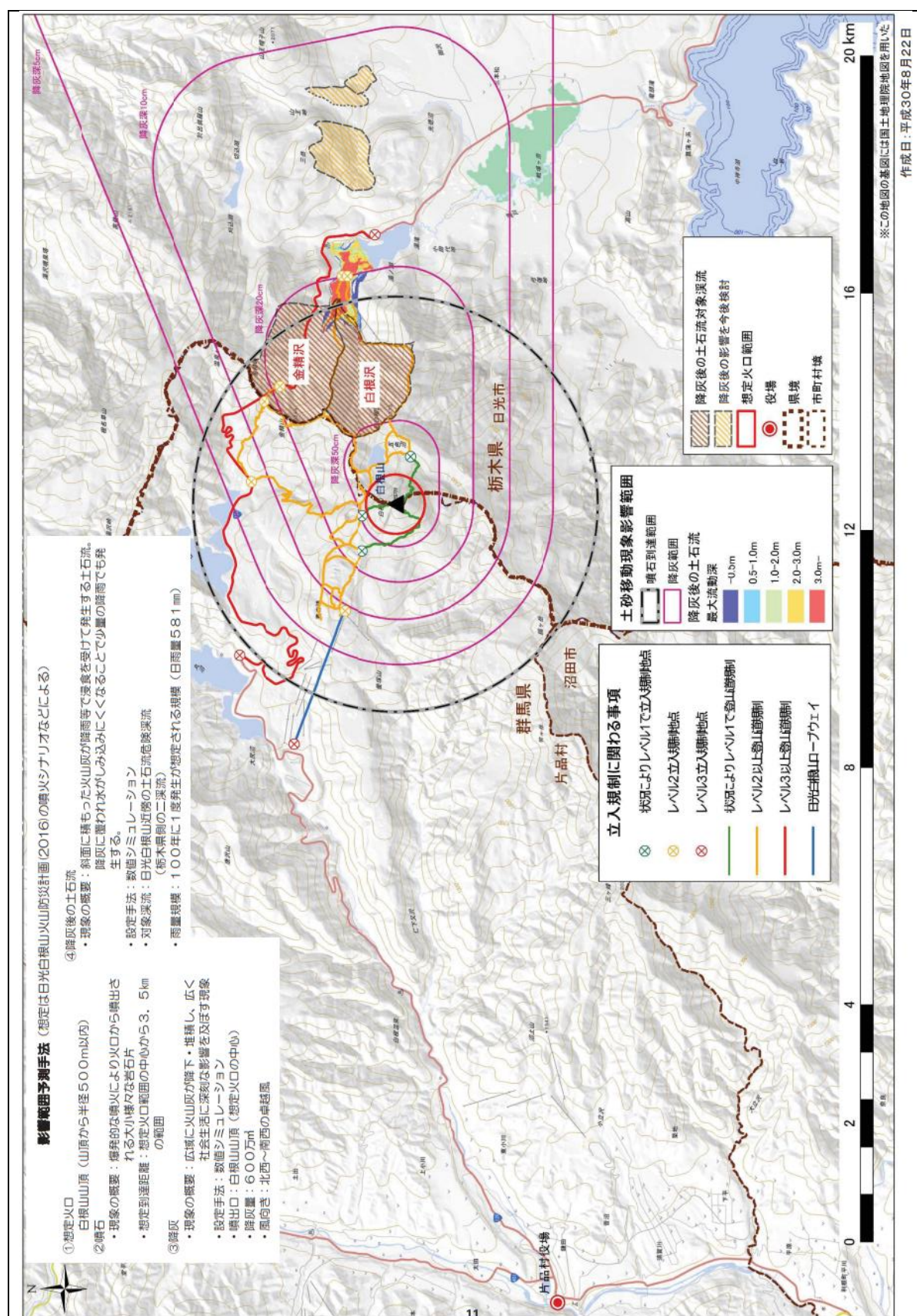


図 日光白根山火山噴火ハザードマップ（噴石・降灰・降灰後の土石流）

(6) 大規模盛土造成地に関する現状・課題

●大規模盛土造成地は市内 8 か所に指定されています。

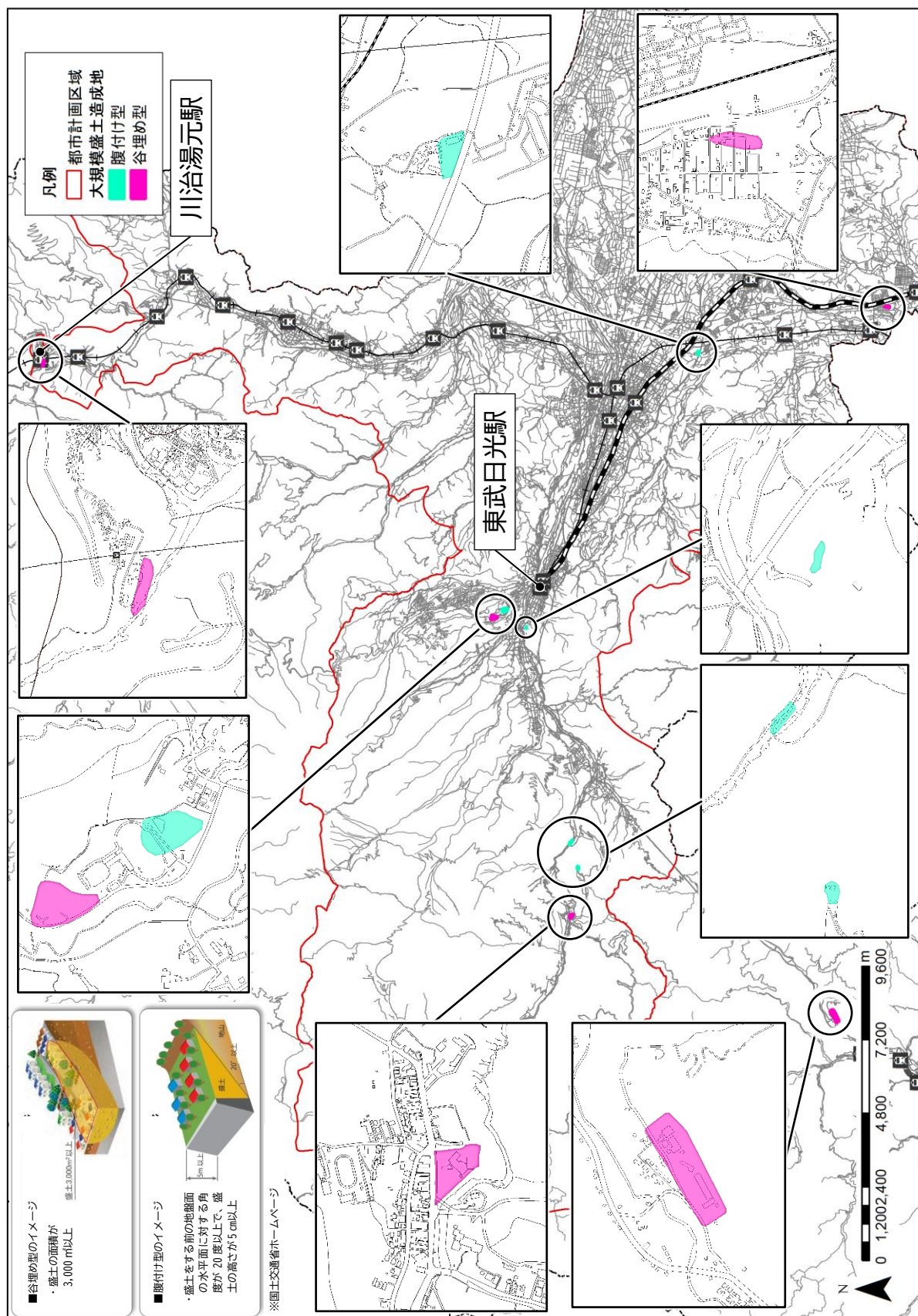


図 日光市の大規模盛土造成地の指定状況

(7) 災害リスクのまとめ

災害に関する現状と課題を以下に示します。

表 本市の災害リスクの現状・課題まとめ

項目		現状	課題
洪水	洪水浸水想定区域	・垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上に立地する建物は、市全体の建物棟数の 3.9%（2,535 棟）です。 ・居住誘導区域内の一部エリアで、浸水深 3.0m以上の区域、浸水継続時間 12 時間以上の区域が指定されています。	・垂直避難が困難であり、避難・救助の遅れやインフラ施設への影響などの人的・物的被害のおそれがあります。 ・災害リスク回避への対応、河川整備等のハード整備による災害リスクの低減が求められます。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
		・居住誘導区域内の一部エリアに家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深 3.0m未満の区域が見られ、建物が立地しています。（今市地域、日光地域、藤原地域） ・川治温泉や鬼怒川温泉、中禅寺湖周縁など、観光地の一部が浸水想定区域になっています。	・河川整備等のハード整備による災害リスクの低減が求められます。 ・垂直避難が可能な指定避難所や指定緊急避難場所の新たな指定、水害発生時の垂直避難の徹底等の防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
土砂災害		・土砂災害特別警戒区域にかかる建物は市全体の 1.9%（1,231 棟）、土砂災害警戒区域にかかる建物は 14.7%（9,638 棟）です。 ・居住誘導区域内の一部エリアで、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に立地する建物が存在します。（日光地域、藤原地域）	・土石流や地滑り等による人的・物的被害のおそれがあります。 ・災害リスク回避への対応が求められます。 ・土砂災害対策工事等のハード面での安全確保による災害リスクの低減が求められます。 ・災害時の機能確保や早期復旧に向けた事前復興等の検討が求められます。 ・指定避難所や指定緊急避難場所の周知等によって防災意識向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が必要です。
地震		栃木県地震被害想定調査（H26.5）による「栃木県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）」では、市街地部分のほとんどが震度 6 弱～震度 6 強と想定されており、人的被害に加え建物倒壊等の物的被害のリスクがあります。	・建物の倒壊対策など、予防措置による被害低減が求められます。 ・避難経路・避難所等の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が求められます。
火山噴火		白根火山噴火により、白根山東側の市内一部エリアにおいて、降下火砕物（降灰）が積もるおそれがある想定され、物的・人的被害のリスクがあります。	災害リスクや適切な避難行動の把握促進などの防災意識の向上を図り、迅速な避難行動を促す取組が求められます。

3 防災指針

(1) 防災に関わる基本的な方針

「日光市地域防災計画」や「日光市国土強靱化地域計画」等の方針と整合を図りつつ、前頁で示した課題を踏まえ、防災に関わる基本的な方針及び災害リスクに対する取組方針を以下に示します。

■防災に関する基本的な方針

「安心・安全なまちづくりの推進」

表 災害リスクに対する防災の取組方針

項目		取組方針
洪水	洪水浸水想定区域	・洪水浸水深 3 m以上の区域、または浸水継続時間 12 時間以上の区域は居住誘導区域から除くことを基本とし、災害リスクの回避を図ります。
		・水害を予防し、河川の安全性を高めるためのハード対策・ソフト対策を一体的に推進し、災害リスクの低減を図ります。
土砂災害		・土砂災害警戒区域等は居住誘導区域から除くことを基本とし、災害リスクの回避を図ります。 ・ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。
地震		・住宅・建築物の耐震化の推進、災害発生時の倒壊等による被害を防ぐための空き家対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。
火山噴火		・火山噴火及び噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進し、災害リスクの低減を図ります。
共通		・地区単位での防災活動に関する計画（地区防災計画）づくりを推進します。 ・市全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、国、県及び関係機関、民間団体等との連携強化に努めます。 ・避難行動要支援者への情報伝達や、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整理します。

(2) 取組方針に基づく具体的な防災施策

取組方針に基づき、ハード・ソフト両面からの災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取組施策を下表に示します。

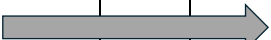
施策の実施にあたり、計画的に進捗を図るため、個々の施策に対して、実施主体及び実施時期の目標（短期・中期・長期）も併せて示します。

表 取組方針に基づく施策とスケジュール（1/2）

災害リスクの回避・低減に必要な取組施策 （◆ハード施策、◇ソフト施策）		主体	対応する災害				スケジュール		
			洪水	土砂	地震	火山	短期	中期	長期
◇居住誘導区域の見直し	回避	市	○	○			→		
◆河川の堤防、護岸整備などの河川改修の推進	低減	県市	○				→	→	→
◆河川の堆積土砂除去、スクリーン清掃などの防災・減災対策の推進	低減	県市	○				→	→	→
◇洪水に関する警戒情報、避難情報などの災害情報伝達体制の整備	低減	市	○				→	→	→
◆土砂災害防止施設の整備推進の要望	低減	市		○			→	→	→
◇防災情報の提供及び土砂災害ハザードマップを活用した危険区域の周知	低減	県市		○			→	→	→
◇耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく効果的な普及啓発	低減	市			○		→	→	→
◆国、県の支援制度等を有効活用した耐震化の推進	低減	市			○		→	→	→
◆老朽危険空き家の所有者に対する空き家の除去や適性管理の指導等の推進	低減	市			○		→	→	→
◆老朽化し空き家となった市営住宅の解体	低減	市			○		→	→	→
◇関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備	低減	市				○	→	→	→

短期：5年、中期：10年、長期：15～20年を目安とする。

表 取組方針に基づく施策とスケジュール (2/2)

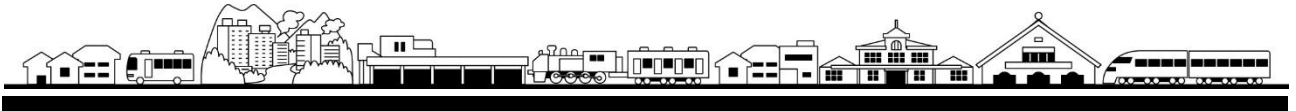
取組施策 (◆ハード施策、◇ソフト施策)		主体	対応する災害				スケジュール		
			洪水	土砂	地震	火山	短期	中期	長期
◇火山防災マップの周知	低減	市				○			
◇火山防災訓練の実施	低減	市				○			
◇地区内の住民及び事業者が共同した自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）づくりを推進	低減	市	○	○	○	○			
◇自治会、自主防災組織等に対する出前講座や防災訓練の普及啓発	低減	市	○	○	○	○			
◇情報伝達、避難誘導等に迅速に対応するための体制整備	低減	市	○	○	○	○			
◇災害時要配慮者への支援	低減	市	○	○	○	○			

短期：5年、中期：10年、長期：15～20年を目安とする。

第7章 計画の推進に関する事項

届出に関する規定や、計画の進行管理のための評価方法、推進体制を設定します。

1. 届出等
2. 計画の評価
3. 推進体制



1 届出等

(1) 届出

都市機能及び居住の誘導に関しては、事前届出制度により誘導施設・住宅等の立地を管理します。

居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合に、着手する日の 30 日前までにその種類や場所について届出を行う必要があります。

① 居住誘導区域外での行為の届出（都市再生特別措置法 第 88 条）

ア. 届出の対象となる行為

開発行為	・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 例示 3 戸の開発行為  ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が 1,000m² 以上のもの 例示 1,300m² : 1 戸の開発行為  例示 800m² : 2 戸の開発行為  ・ 1,000m²未満であっても一体的な利用を行う土地等がある場合はそれも含めて判断し、1,000m²以上となる場合は対象とします
建築等行為	・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 例示 3 戸の建築行為  ・ 1 戸の建築行為 例示 1 戸の建築行為  ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅等とする場合

イ. 届出書・添付図書

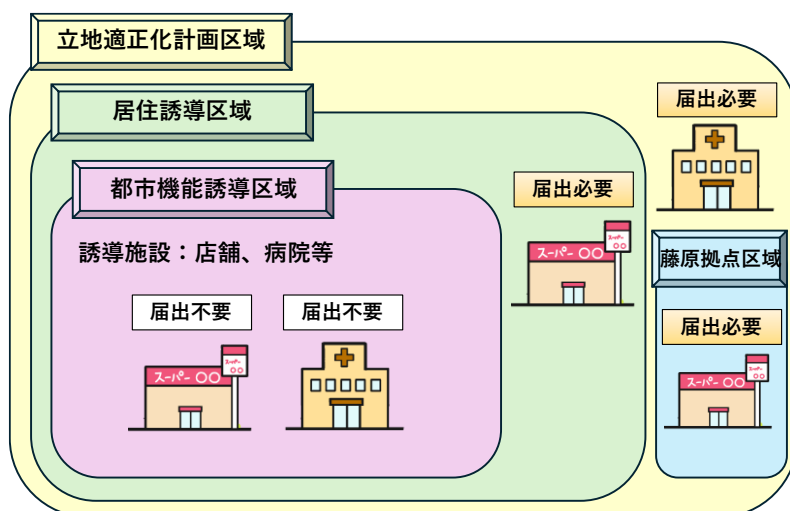
開発行為	【届出書】 様式 1 【添付図書】 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・設計図（縮尺100分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為	【届出書】 様式 2 【添付図書】 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
上記の内容を変更する場合	【届出書】 様式 3 【添付図書】 ・上記と同じもの

② 都市機能誘導区域外での行為の届出（都市再生特別措置法 第108条）

ア. 届出の対象となる行為

開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築する行為 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導に係る届出のイメージ】



* 「誘導施設」は都市機能誘導区域内であれば届出不要

* 「誘導施設」を都市機能誘導区域外に立地する場合は届出必要

イ. 届出書・添付図書

開 発 行 為	【届 出 書】 様式 4 【添付図書】 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・設計図（縮尺100分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為	【届 出 書】 様式 5 【添付図書】 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
上記の内容を変更する場合	【届 出 書】 様式 6 【添付図書】 ・上記と同じもの

③ 都市機能誘導区域内での休廃止の届出（都市再生特別措置法 第108条の2）

ア. 届出の対象となる行為

休 廃 止	・誘導施設を休止又は廃止する場合
-------	------------------

イ. 届出書・添付図書

休 廃 止	【届 出 書】 様式 7 【添付図書】 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・休廃止の決定に係る図書 ・都市機能の用途及び面積がわかる書類等
-------	--

④ 助言・あっせん

届出内容等が該当する区域への影響が生じる可能性がある場合、必要に応じ、届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への立地等について助言することがあります。

また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等について、誘導施策等を踏まえたあっせん等を行うことがあります。

⑤ 届出を怠った場合

届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合は、罰則（都市再生特別措置法第130条）が設けられています。

2 計画の評価

(1) 計画評価指標

① 暮らしやすいコンパクトなまちの評価指標

本計画においては、コンパクトな拠点づくりと居住誘導の成果として、都市機能の維持・誘導と居住誘導区域内人口の維持を目指します。

【指標ア】都市機能の誘導

都市機能の適切な維持・誘導を図るため、今市拠点では基準年の都市機能数（7 機能）を維持し、日光拠点では不足している機能を含めた必要な都市機能の維持・誘導（4 機能の維持・3 機能の誘導）を目指します。

【指標イ】居住誘導区域内人口の維持（居住誘導区域内の人口数）

人口減少が進むなか、居住誘導区域への緩やかな誘導を図り、「居住誘導区域内の人口数」の減少を抑制していくことを目標に、居住の誘導状況を評価します。

表 指標ア、イの目標値

時期		基準値 (令和 6 年 : 2024 年)	目標値 (令和 22 年 : 2040 年)
評価指標	今市	7 機能	7 機能を維持
	日光	4 機能	4 機能の維持 3 機能の誘導
指標イ) (※)		20,831 人 (国勢調査 R2)	15,868 人 (国勢調査ベース)

※基準値・目標値の算出方法は参考資料編 p135 を参照

② ネットワークによる便利なまちの評価指標

居住誘導の支援として、移動手段が確保された便利な居住環境の形成を図るため、公共交通の空白地域の解消を目指します。

【指標ウ】公共交通空白地域の解消（居住誘導区域に対する公共交通カバー圏域割合）

指標ウ) 居住誘導区域内の公共交通空白地域の解消を目指し、居住誘導区域に対する公共交通カバー圏域（鉄道駅 1,000m、バス停 300m 徒歩圏）の面積割合 100% を目標に評価します。

表 指標ウの目標値

時期		基準値 (令和 6 年 : 2024 年)	目標値 (令和 22 年 : 2040 年)
評価指標	今市	87.6%	100%
	日光	87.6%	100%
指標ウ) (※)		87.6%	100%

※基準値・目標値の算出根拠は参考資料編 p137 を参照

③ 住みよい環境が整ったまちの評価指標

住みよい環境については、本計画で新たに定めた防災指針に基づく災害リスクの低減等を図り安全・安心なまちづくりを目指します。

【指標エ】地区防災計画の策定地区数

本市が抱える災害に対する共通施策として、地区内の住民及び事業者が共同した自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を市内全地区で策定することを目標に評価します。

表 指標エの目標値

評価指標	時期	基準値 (令和 6 年 : 2024 年)	目標値 (令和 22 年 : 2040 年)
指標エ)		10 地区	全地区 (225 地区) の策定

※基準値・目標値の算出方法は参考資料編 p 138 を参照

①～③により期待される効果指標

基本理念である「便利なまち・快適な暮らし・活発な交流を かがやく日光の未来につなぐ コンパクトシティの形成」の実現に向けて、本計画で掲げた都市機能や居住の誘導に係る各種施策を推進することで、都市拠点におけるまちなかのにぎわい形成や市全体としての都市経営の効率化などに繋がることが期待されます。

そこで、本計画の推進によって期待される効果を定量的に示すための指標を下記のとおり設定します。

【指標オ】まちなか歩行者数の増加

本市の都市拠点である今市拠点及び日光拠点におけるまちなかのにぎわい形成に繋がる期待効果として、多くの都市機能が集積する国道 119 号沿い等の「一日 (9～17 時) あたり歩行者数 (断面通行量)」の増加を目標に評価します。

なお、携帯位置情報によるビックデータ (KDDI Location Analyzer) を活用し、国道 119 号沿い等の任意の区間における歩行者通行量を基準年の数値以上となることを目標とします。

【指標カ】歳出額（維持補修費）の抑制（5 年間の平均値）

市全体としての都市経営の効率化を示す期待効果として、市の年間歳出項目のうち、「維持補修費」の抑制目標に評価します。過去 5 年間で直近 5 年間の「維持補修費」の平均値を比較し、過去 5 年間に對して、計画策定後の直近 5 年間の維持補修に係る歳出額が抑制されているかを確認します。

表 指標オ・カの目標値

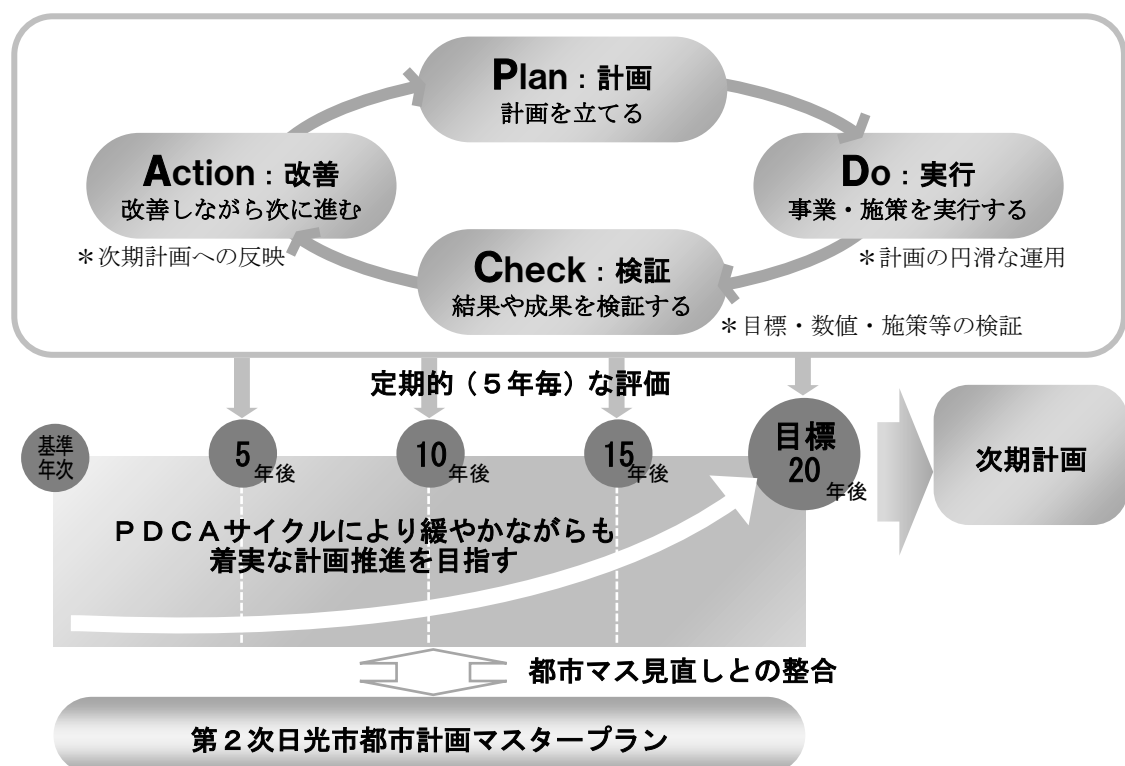
時期 評価指標		基準値 (令和 6 年：2024 年)			目標値 (令和 22 年：2040 年)
指標才) ※1	今市	一般県道 今市停車場線	国道 119 号	市道春日町～ 東町線	基準値以上
		216 人/日	224 人/日	170 人/日	
	日光	国道 119 号 689 人/日			
指標力) ※2		647, 125 (千円)			基準値以下

※基準値・目標値の算出根拠は参考資料編 p141 以降を参照

3 推進体制

(1) 計画の推進

- ・本計画の推進においては、「Plan（計画）」～「Do（実行）」～「Check（検証）」～「Action（改善）」のPDCAサイクルに基づき、施策の進捗状況と評価指標の把握による進行管理を行います。
- ・本計画は概ね20年を見据えた長期的な視野に立っていますが、計画の進行管理のため、概ね5年毎に評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ・また、都市マスの見直しへの整合、社会経済情勢の変化、都市再生特別措置法及び立地適正化計画制度の動向等、さまざまな状況を踏まえながら、必要に応じて随時、計画・施策等の見直しを行います。



(2) 推進体制

- ・評価・検証の結果及び改善方策等については、市都市計画審議会に適宜報告し、意見聴取を行い、必要に応じた見直し・修正等を行います。
- ・計画の見直しにおいては、策定時の検討組織（策定委員会）を継承し、内容等について十分な検討を行います。組織の構成については、施策等を見直しを踏まえた担当部署の入れ替えなどに柔軟に対応し、実効性の高い計画とすることを目指します。
- ・今後、計画を推進するに当たっては、地域の状況・ニーズを踏まえ、住民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力を合わせる“協働”によるまちづくりが重要となります。そのためには、行政のみならず、市民、事業者、各種団体との連携・協力が必要となることから、民間活力の導入を図りながら、さまざまな主体との協働によるまちづくりを進め、計画の実現を目指します。

参考資料

1. 策定経緯等
2. 日光市の現状・誘導区域図等
3. 計画評価指標について
4. 届出様式



1

策定経緯等

(1) 策定経緯

年度	時 期	会議・内容等	
令和3年度		当初計画運用開始	
令和5年度	10月～3月	市民アンケート整理、基礎調査・課題整理	
	2月26日	策定検討委員会	改訂主旨
	3月15日	作業部会	改訂主旨・スケジュール、制度説明、基礎調査・課題整理、評価シート作成依頼
令和6年度	7月 2日	作業部会	スケジュール、計画の変更点、計画の進捗状況評価、防災指針の要旨
	7月17日	策定委員会	スケジュール、計画の変更点、計画の進捗状況評価、防災指針の要旨
	10月 7日	作業部会	防災指針、誘導区域（見直し案）、誘導施設
	10月21日	策定委員会	防災指針、誘導区域（見直し案）、誘導施設
	11月19日	国土交通省関東地方整備局協議	計画骨子
	12月16日	作業部会	計画骨子
	1月 8日	策定委員会	計画骨子
	1月23日	策定検討委員会	計画骨子
	2月25日	日光市都市計画審議会	制度説明、計画骨子
令和7年度	6月 3日	作業部会	計画素案
	6月30日	策定委員会	計画素案
	7月24日	策定検討委員会	計画素案
	9月 1日	日光市都市計画審議会	諮問・答申
	9月26日	議員全員協議会	計画原案の報告
	10月 日～ 11月 日	市民説明会	計画原案の報告、意見聴取
	10月 日～ 11月 日	パブリックコメント	計画原案の報告、意見聴取
	11月〇日	作業部会	計画最終案
	12月 1日	策定委員会	計画最終案
	12月18日	策定検討委員会	計画最終案決定
	1月〇日	日光市都市計画審議会	最終報告
	2月〇日	議会全員協議会	最終計画の報告
令和8年度		改訂計画運用開始	

(2) 策定組織（策定委員会設置要綱）

日光市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき本市における都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する日光市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に必要な意見聴取等を行うため、日光市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を行う。

- （1） 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に係る事前調整及び素案等に対して意見を述べること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係団体の職員又は構成員
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了する日までとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条の規定による所掌事項を終了したときは、速やかに市長にその内容を報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第83号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第70号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第42号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第67号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第47号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日告示第7号)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

参考：（第3条関係）策定委員会

団 体	団 体	団 体
宇都宮大学地域デザイン科学部	日光商工会議所	栃木県西環境森林事務所
日光市都市計画審議会	足尾町商工会	栃木県上都賀農業振興事務所
今市地区自治会長会	栃木県建築士会 日光支部	公募委員
落合地区自治会長会	日光青年会議所	公募委員
豊岡地区自治会長会	日光市地域公共交通会議	
大沢地区自治会長会	日光市社会福祉協議会	
塩野室地区自治会長会	日光市観光協会	
日光地域自治会長会	日光市女性団体連絡協議会	
藤原地域自治会長会	環境省日光国立公園管理事務所	
足尾地域自治会長会	栃木県県土整備部都市政策課	
栗山地域自治会長会	栃木県日光土木事務所	

(3) 策定組織（庁内策定組織設置要領）

日光市都市計画マスタープラン及び日光市立地適正化計画 庁内策定組織設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日光市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び日光市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の庁内策定組織の設置及び所掌事項等について定め、策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

（庁内策定組織）

第2条 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の庁内策定組織は、次のとおりとする。

- （1）策定検討委員会
- （2）作業部会

（策定検討委員会の所掌事項）

第3条 策定検討委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案を策定し、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）作業部会が提案する素案の審議・調整に関すること。
 - （2）都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の調査研究に関すること。
- 2 策定検討委員会は、必要に応じ前項第2号の所掌事項について、作業部会において検討させることができる。

（策定検討委員会の組織）

第4条 策定検討委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 策定検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には建設部長をもって充てる。
- 3 委員長は、所掌事項を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（作業部会）

第5条 策定検討委員会のもとに、部門別の作業部会を置く。

- 2 部門別の作業部会（以下「各作業部会」という。）の名称及び所掌事項は、別表第2のとおりとする。
- 3 各作業部会は、別表第2に定めるそれぞれの所掌事項について専門的に検討するとともに、素案を策定し策定検討委員会に提案するものとする。

（作業部会の組織）

第6条 各作業部会は、別表第3に掲げる部会員をもって組織する。

- 2 各作業部会に部会長、副部会長を置き、会長の指名によりこれを決定する。
- 3 各作業部会の部会長は、各作業部会の所掌事項を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議運営)

第8条 策定検討委員会の会議は委員長が、各作業部会の会議は各部長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長、各部長は、それぞれの会議に関係職員の出席を要請することができる。

3 各作業部会は、合同で運営することができる。

(庶務)

第9条 策定検討委員会及び作業部会の庶務は建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

副市長	観光経済部長
企画総務部長	建設部長
財務部長	上下水道部長
地域振興部長	教育次長
市民生活部長	消防長
健康福祉部長	

別表第 2（第 5 条関係）

作業部会名称	所 掌 事 項
基本方針部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における都市構造及び基本方針に関すること
都市基盤・防災部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における都市基盤・防災に関すること
生活・福祉部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における生活・福祉に関すること
観光商工・文化部会	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画における観光商工・文化に関すること

別表第 3（第 6 条関係）

基本方針部会			
部会長	建設部長	部会員	地域振興課長
副部会長	都市計画課長	部会員	日光行政センター所長
部会員	総合政策課長	部会員	藤原行政センター所長
部会員	財政課長	部会員	足尾行政センター所長
部会員	資産経営課長	部会員	栗山行政センター所長
部会員	税務課長		

都市基盤・防災部会			
部会長	建設部長	部会員	建設課長
副部会長	都市計画課長	部会員	維持管理課長
部会員	総合政策課長	部会員	建築住宅課長
部会員	総務課長	部会員	水道課長
部会員	農政課長	部会員	下水道課長
部会員	環境森林課長	部会員	消防本部総務課長

生活・福祉部会			
部会長	建設部長	部会員	保育課長
副部会長	都市計画課長	部会員	健康課長
部会員	総合政策課長	部会員	建築住宅課長
部会員	資源循環推進課長	部会員	学校教育課長
部会員	社会福祉課長	部会員	消防本部総務課長
部会員	高齢福祉課長		

観光商工・文化部会			
部会長	建設部長	部会員	足尾観光課長
副部会長	都市計画課長	部会員	栗山観光課長
部会員	総合政策課長	部会員	商工課長
部会員	観光課長	部会員	生涯学習課長
部会員	日光観光課長	部会員	文化財課長
部会員	藤原観光課長	部会員	スポーツ振興課長

2 日光市の現状・誘導区域図等

(1) 人口

① 日光市の総人口・年齢3区分人口・世帯数の推移

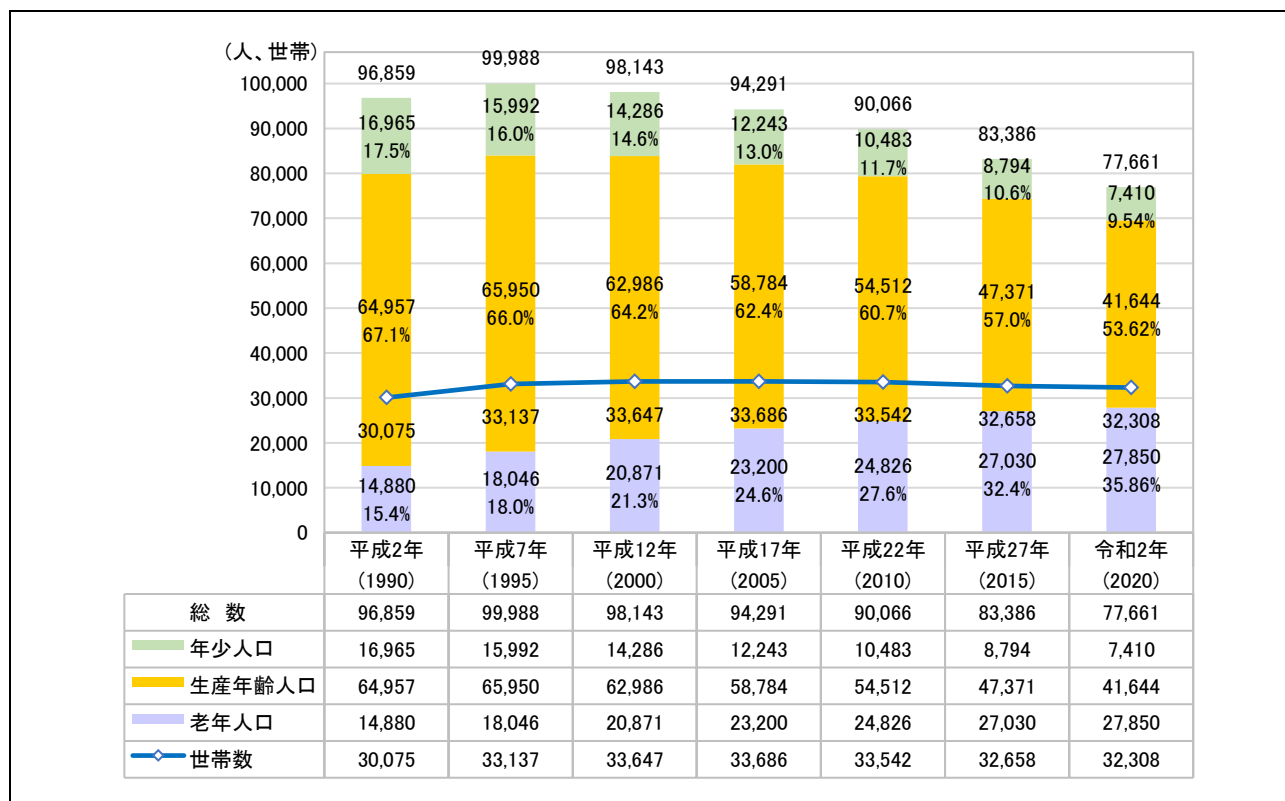
日光市の総人口は、昭和30年（1955年）の112,940人をピークに減少局面に入り、昭和50年（1975）以降は横ばいで推移しています。近年では、平成7年（1995）に増加を示し99,988人となりましたが、以降は再び減少に転じています。

年齢3区分別人口割合は、平成7年に年少人口と老年人口の割合が逆転し、平成12年（2000）からは、老年人口割合が21%を超える「超高齢社会」になっています。

世帯数は、平成12年以降横ばいの状態が続いています。

【人口・世帯数の推移】

（国勢調査・RESAS）



注）総人口には未詳人口が含まれるため、年齢3区分人口の合計が総人口と一致しない

【用途地域内人口の推移】

（都市計画基礎調査）

	昭和60年 (1985)		平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
行政区域	96,634	100.0%	96,859	100.0%	99,988	100.0%	98,143	100.0%	94,291	100.0%	90,066	100.0%	83,386	100.0%	77,661	100.0%
都市計画区域内	82,009	84.9%	84,575	87.3%	87,524	87.5%	89,875	91.6%	87,371	92.7%	83,322	92.5%	78,771	94.5%	73,904	95.2%
用途地域内	42,414	43.9%	42,284	43.7%	40,006	40.0%	37,233	37.9%	35,513	37.7%	32,813	36.4%	29,938	35.9%	28,055	36.1%
用途地域外	39,595	41.0%	42,291	43.7%	47,518	47.5%	52,642	53.6%	51,858	55.0%	50,509	56.1%	48,833	58.6%	45,849	59.0%
都市計画区域外	14,625	15.1%	12,284	12.7%	12,464	12.5%	8,268	8.4%	6,920	7.3%	6,744	7.5%	4,615	5.5%	3,757	4.8%

② 人口構造の特性

- ・ 県及び近隣市町との比較で見た人口総数の最近 5 年の推移では、宇都宮市以外は減少傾向にあり、近隣市の中では本市の減少の割合が最も大きい状況です。
- ・ 老年人口について、平成 2 年から令和 2 年の長期的な推移では、宇都宮市・那須塩原市などの人口規模が大きな都市において増加割合が大きくなっています。また、最近 5 年で見ると、いずれの市町でも 110% 前後の推移となっており、全体的に高齢化の進行が見られます。
- ・ 本市においては、老年人口の伸びは小さいものの、人口に占める割合は、平成 2 年：約 15%→令和 2 年：約 36%と倍以上になっています。（前ページ参照）
- ・ 人口配置の構造について、用途地域の人口割合は平成 27 年まで減少し続けていましたが、令和 2 年は平成 27 年の 35.9%と比較してやや増加し、36.1%となっています。

【人口推移の指標（長期・近 5 年の比較）】 ＊太字：増加あるいは維持

対象：栃木県・宇都宮市・日光市・鹿沼市・那須塩原市・矢板市・塩谷町

内容：長期的（H2～R2）、近 5 年（H27～R2）の推移の比較（H2～R2 の国勢調査数値）

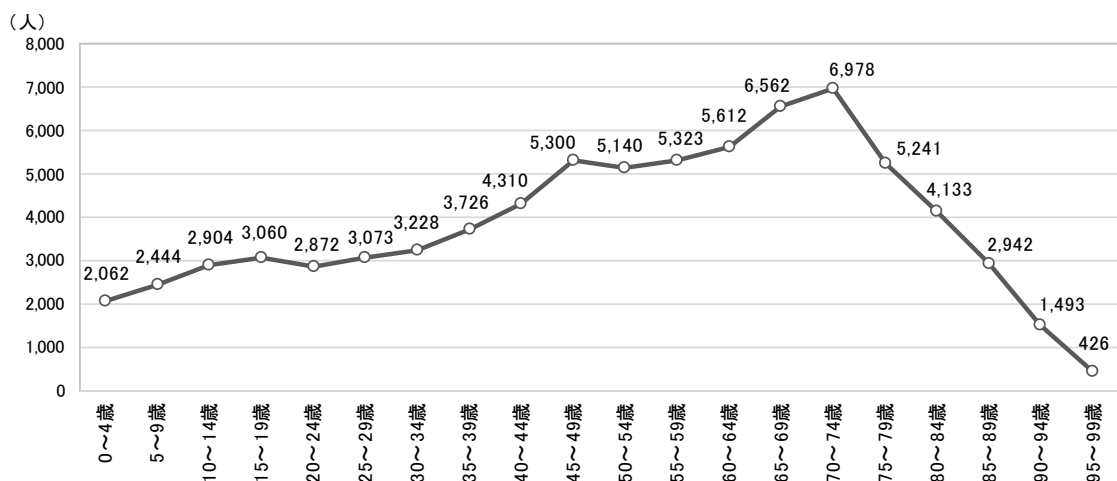
区分		日光市	栃木県	宇都宮市	鹿沼市	那須塩原市	矢板市	塩谷町
長期的な推移 H2～R2 (*1)	総数	80.2%	99.9%	111.5%	93.0%	117.8%	87.5%	69.5%
	年少人口 (0～14 歳)	43.7%	59.9%	71.7%	55.6%	67.7%	44.5%	30.7%
	生産人口 (15～64 歳)	64.1%	84.8%	94.0%	80.4%	100.2%	73.3%	56.0%
	老年人口 (65 歳以上)	187.2%	232.4%	277.8%	201.2%	314.9%	224.4%	166.9%
最近 5 年の 推移 H27～R2 (*2)	総数	93.1%	97.9%	100.0%	95.6%	98.3%	93.4%	90.1%
	年少人口 (0～14 歳)	84.3%	90.0%	92.0%	87.3%	90.1%	80.9%	77.7%
	生産人口 (15～64 歳)	87.9%	92.7%	93.7%	91.4%	92.5%	87.5%	81.0%
	老年人口 (65 歳以上)	103.0%	109.0%	109.1%	107.6%	114.6%	109.9%	109.7%

*1 平成 2 年を 100%としたときの令和 2 年のパーセンテージ

*2 平成 27 年を 100%としたときの令和 2 年のパーセンテージ

【参考：令和 2 年年齢別人口（5 歳階級）】

（令和 2 年国勢調査）

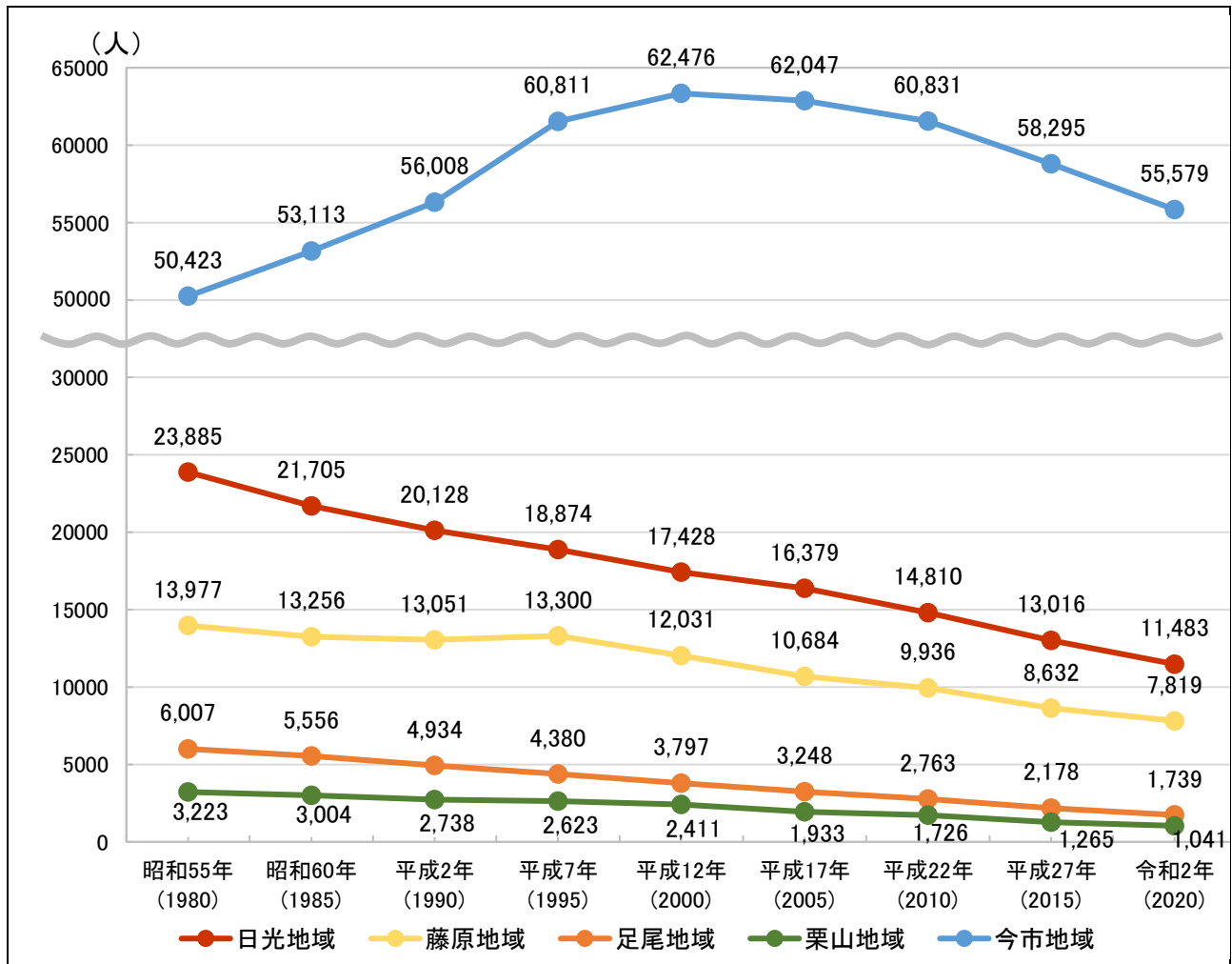


③ 地域別人口の状況

地域別に見ると、足尾地域・栗山地域は老年人口が生産年齢人口を上回っています。また、日光地域、藤原地域でも老年人口が 40%を超えているなど、高齢化が進行している状況です。

【 地域別人口の推移 】

(日光市人口ビジョン)



【 表：地域別人口 】

(出典：令和2年国勢調査)

令和2年	総人口		年齢3区分人口			世帯数		人口密度	
	総数 (人)	構成比 (%)	年少人口 (人)	生産年齢人口 (人)	老年人口 (人)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	面積 (km ²)	密度 (人/km ²)
日光市	77,661	—	7,410 9.5%	41,644 53.6%	27,850 35.9%	32,308	—	1,449.83	53.57
今市地域	55,579	71.6%	5,979 10.8%	30,908 55.6%	18,166 32.7%	21,808	67.50%	243.54	228.21
日光地域	11,483	14.8%	822 7.2%	5,610 48.9%	4,988 43.4%	5,125	15.86%	320.90	35.78
藤原地域	7,819	10.1%	525 6.71%	3,976 50.9%	3,178 40.64%	3,931	12.17%	272.27	28.72
足尾地域	1,739	2.2%	52 3.0%	684 39.3%	1,000 57.5%	882	2.73%	185.79	9.36
栗山地域	1,041	1.3%	32 3.1%	466 44.8%	518 49.8%	562	1.74%	427.37	2.44

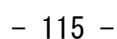
※面積は令和4年版 日光市統計書より引用

《總人口》

今市地域では、鉄道駅の他に、中心市街地東部に 20 人/ha 以上の地区が見られますが、それ以外のところでは密度の低い地域が面的に広がっている状況です。

山間地域においては、主要幹線道路沿線に人口が集積しています。

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)



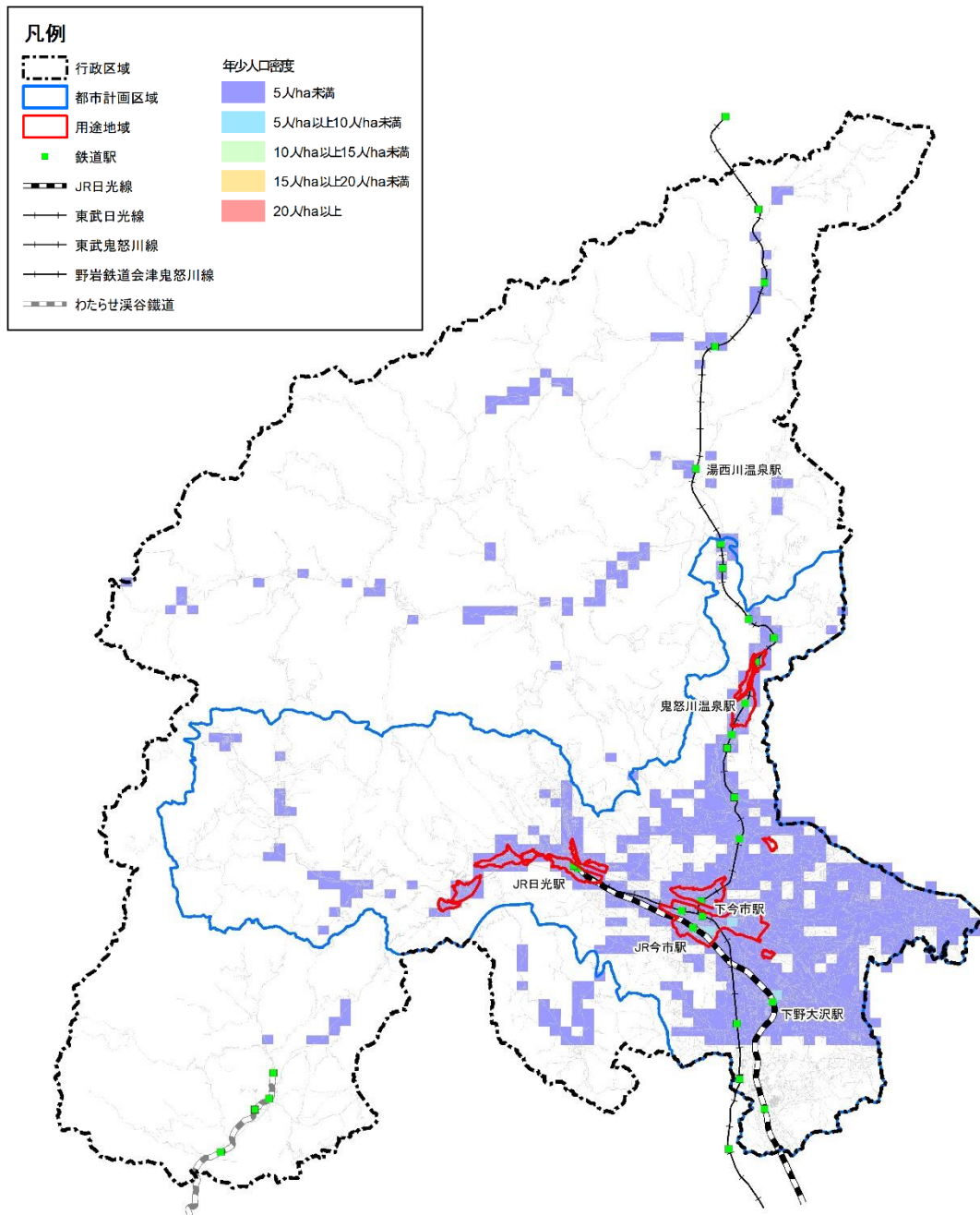
《年齢3区分：年少人口》

年齢3区分のうち、年少人口の分布を見ると、今市地域の中心市街地と下野大沢駅の周辺が5人/ha以上～10人/ha未満となっていますが、全体的に密度が低い状況にあります。

【人口密度：年少人口の分布状況】

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)

* 年少人口：0～14歳

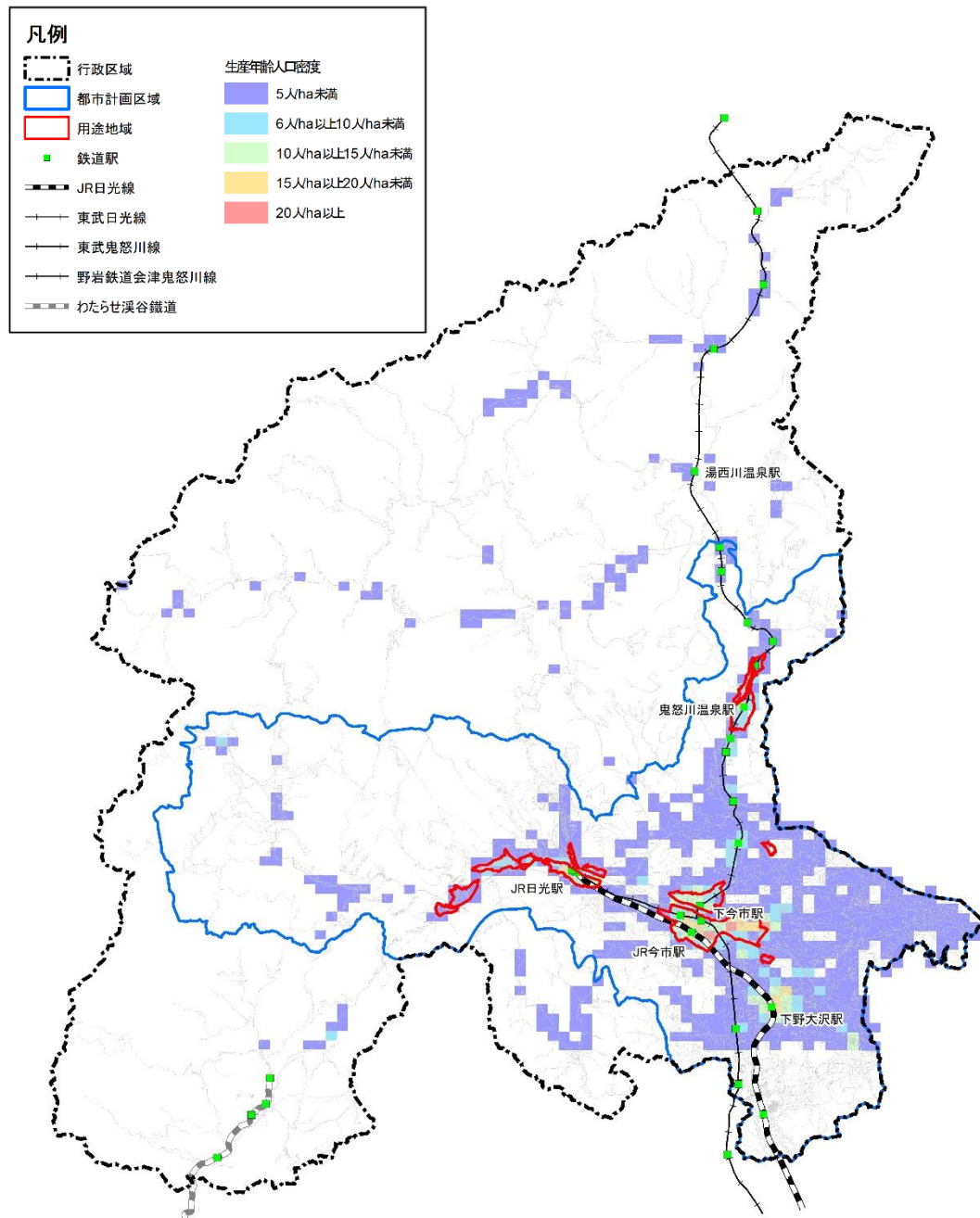


《年齢3区分：生産年齢人口》

年齢3区分のうち、生産年齢人口の分布を見ると、今市地域、日光地域の中心部における鉄道駅の周辺や、下野大沢駅周辺において10人/ha以上となっています。

【人口密度：生産年齢人口の分布状況】（令和2年国勢調査500mメッシュデータ）

* 生産年齢人口：15～64歳



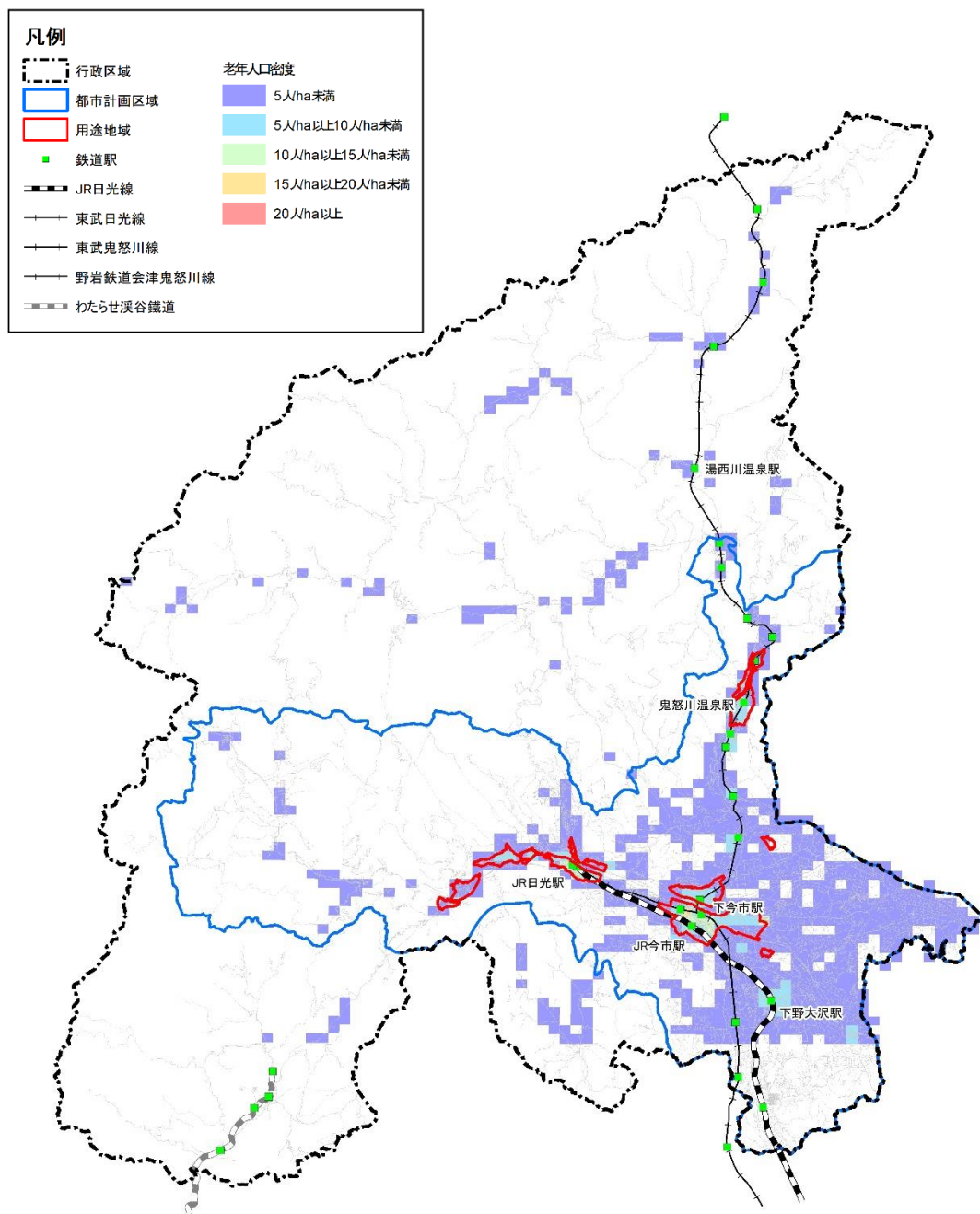
《年齡3 区分：老年人口》

年齢3区分のうち、老年人口の分布を見ると、今市駅、下今市駅、上今市駅、日光駅、東武日光駅周辺などが10人/ha以上となっています。

【人口密度：老年人口の分布状況】

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)

* 老年人口：65 歲以上



⑤ 人口流出入の状況

人口の転入・転出による流出入の状況を見ると、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態が続いています。

H28 以前：栃木県毎月人口調査

H29 以降：栃木県毎月人口推計月報

【表：市町村別流入・流出人口】

年次	日光市			栃木県		
	転入	転出	増減	転入	転出	増減
H16	3,362	3,948	-586	84,318	82,516	1,802
H17	3,271	3,660	-389	93,242	91,357	1,885
H18	2,823	3,543	-720	79,069	80,608	-1,539
H19	2,601	3,016	-415	78,873	77,862	1,011
H20	2,387	3,058	-671	76,085	76,281	-196
H21	2,444	2,829	-385	72,133	75,249	-3,116
H22	2,399	2,683	-284	67,601	70,442	-2,841
H23	2,061	2,700	-639	67,020	70,632	-3,612
H24	1,996	2,627	-631	67,427	68,845	-1,418
H25	2,027	2,618	-591	67,008	69,179	-2,171
H26	1,967	2,591	-624	66,083	65,766	317
H27	2,045	2,506	-461	66,434	65,673	761
H28	2,091	2,465	-374	69,317	68,033	1,284
H29	2,126	2,565	-439	70,838	69,109	1,729
H30	2,091	2,559	-468	71,487	70,658	829
R1	2,267	2,642	-375	73,021	72,456	565
R2	2,079	2,525	-446	66,143	65,588	555
R3	1,957	2,312	-355	64,333	63,710	623
R4	2,154	2,440	-286	68,277	66,770	1,507
R5	2,339	2,474	-135	69,553	66,387	3,166

また、通勤者・通学者による流出入の状況（下表）を見ると、令和2年（2020）に本市に流入した人口は6,364人、本市から流出した人口は10,081人で、差し引き3,717人の流出超過となっています。

従業員の流入・流出先では宇都宮市が最も多く、1,565人の流出超過となっています。

また、従業員の流入超過については隣接する塩谷町が379人となっています。

【表：市町村別流入・流出人口】

（令和2年国勢調査500mメッシュデータ）

市 町 名	令和2年							
	流 入			流 出			流入－流出 （総数・従業員のみのみ）	
	総 数	従業者数	通学者数	総 数	従業者数	通学者数	総 数	従業者数
総 数	6,364	6,016	348	10,081	8,334	1,747	-3,717	-2,318
県内総数	5,798	5,453	345	9,307	7,782	1,525	-3,509	-2,329
宇都宮市	2,672	2,618	54	4,898	4,183	715	-2,226	-1,565
塩谷町	595	585	10	207	206	1	388	379
その他	2,531	2,250	281	4,202	3,393	809	-1,671	-1,143
県外総数	566	563	3	774	552	222	-208	11

(2) 世帯数

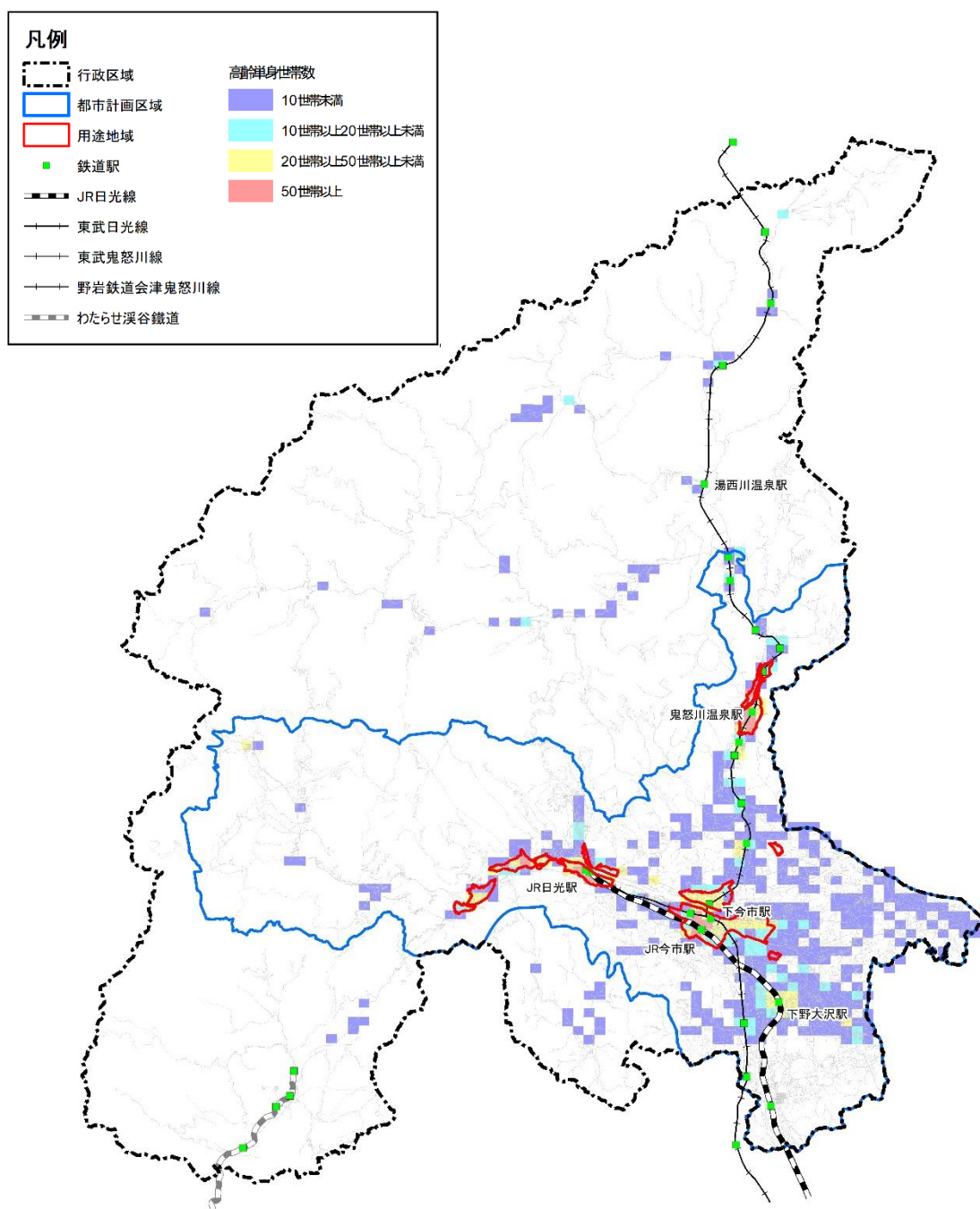
① 高齢者単身世帯の分布状況

本市における高齢者単身世帯数は 4,524 世帯で、全世帯数の 15.8%を占めています。
今市駅や下今市駅、日光駅、鬼怒川温泉駅周辺で 50 世帯以上の分布が見られます。

【 高齢者単身世帯の分布状況図 】

(令和 2 年国勢調査 500mメッシュデータ)

* 高齢者 : 65 歳以上



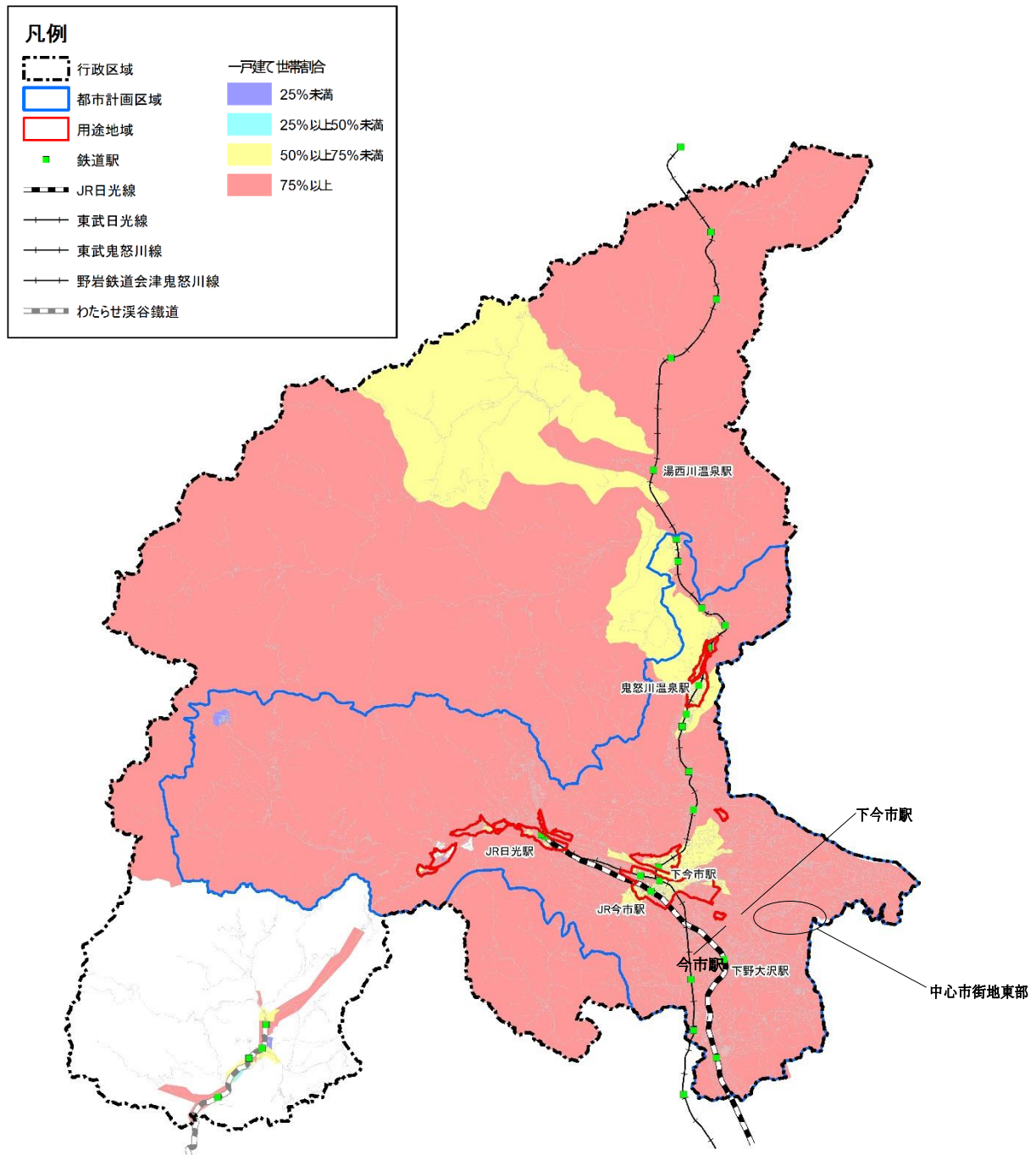
② 一戸建て世帯の分布状況

本市における一戸建て世帯数は25,363世帯で、一般世帯数の総数の82.7%を占めています。

一戸建て世帯の75%以上の密度が広く分布する中で、今市地域駅周辺や鬼怒川温泉駅周辺において密度がやや薄い部分が見られます。

【 一戸建て世帯の分布状況図 】

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)



一戸建て世帯の割合＝一戸建て世帯数÷世帯数（各500m調査範囲内）

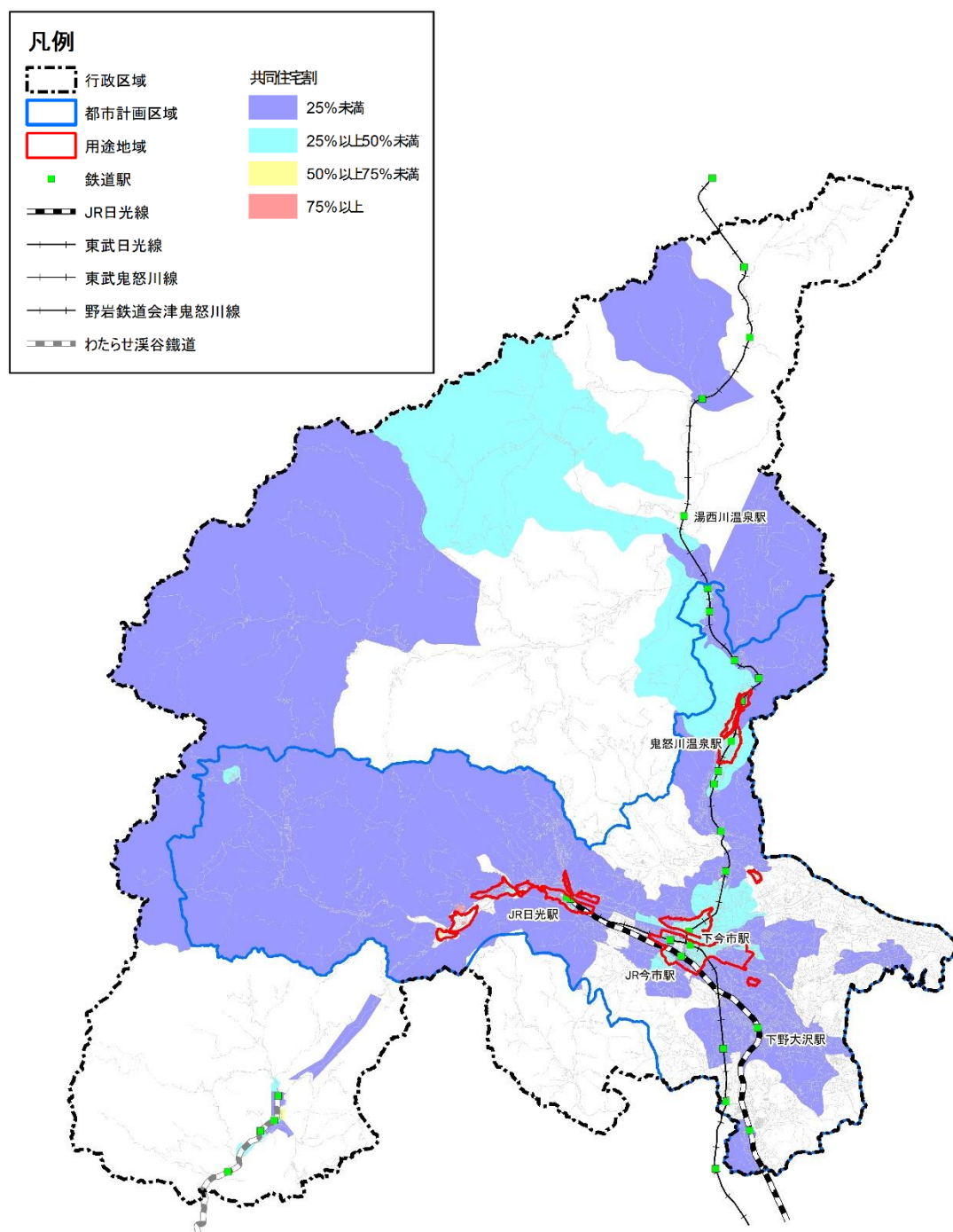
③ 共同住宅世帯の分布状況

本市における共同住宅世帯数は 4,952 世帯で、一般世帯数の総数の 16.1%を占めています。

ほとんど全域が共同住宅世帯 50%未満となっていますが、今市駅、下今市駅周辺や鬼怒川温泉駅周辺では 25～49%となっており、やや高い割合となっています。

【共同住宅世帯の分布状況図】

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)



共同住宅世帯の割合＝共同住宅世帯数÷世帯数（各 500m調査範囲内）

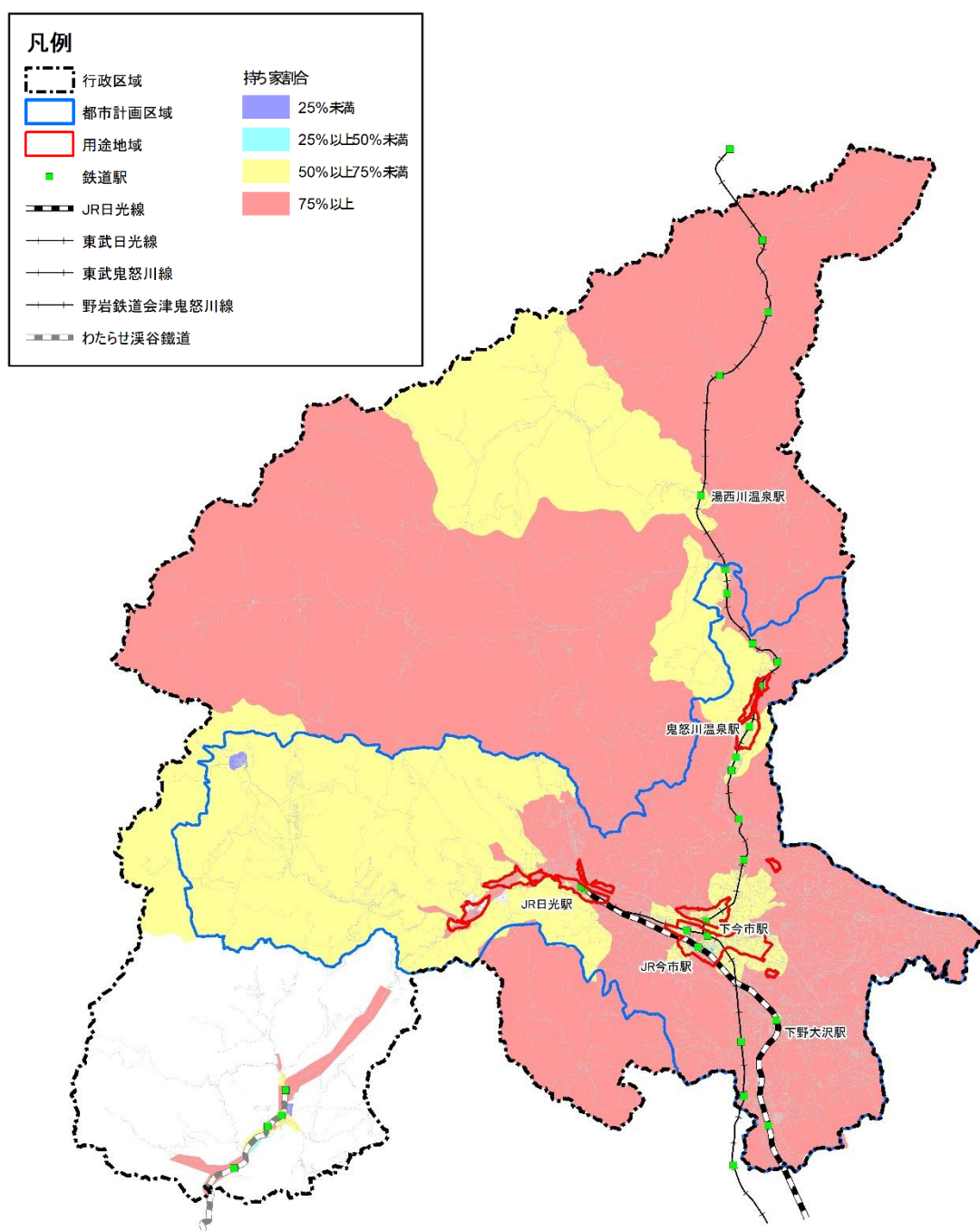
④ 持ち家世帯の分布状況

本市における持ち家世帯数は 24,383 世帯で、一般世帯数の総数の 79.5%を占めています。

一戸建て世帯（76 ページ②参照）と同様の分布となっており、本市においては、一戸建ての持ち家での居住が多い状況です。

【 持ち家世帯の分布状況図 】

（令和 2 年国勢調査 500mメッシュデータ）



持ち家世帯の割合＝持ち家世帯数÷世帯数（各 500m調査範囲内）

(3) 公共交通

駅から半径1km圏内、バス停から300m圏内にあり、公共交通の利便性が高いエリアにおける人口は50,575人で、総人口の約70%を占めています。

なお、市街地においても、駅やバス停から離れた部分には利便性が低いエリアが見られます。

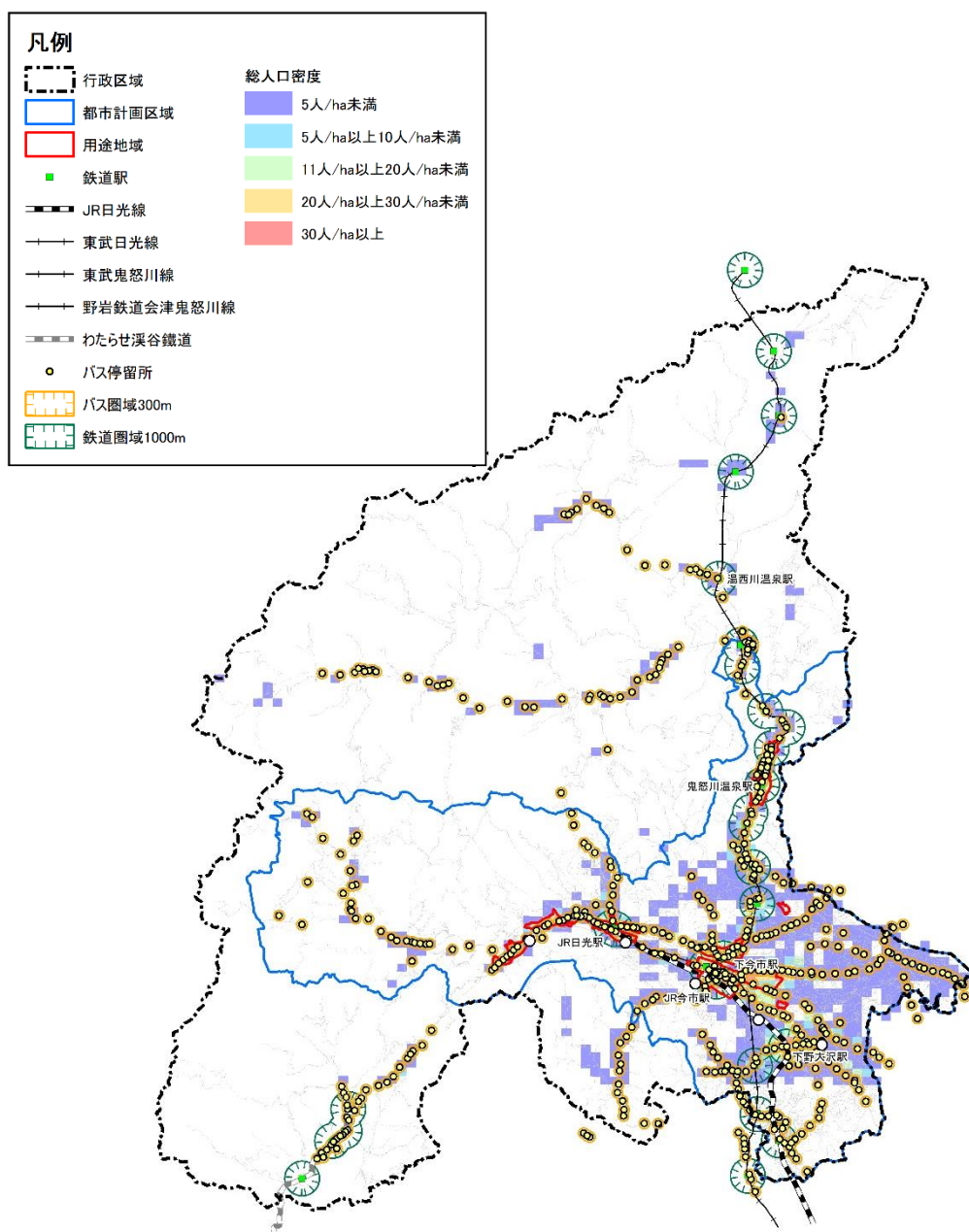
【公共交通利便性に係る圏域人口】 (令和2年国勢調査)
(単位：人)

区分	年少人口 (0—14)	生産年齢人口 (15—64)	老年人口 (65—)	計	割合
駅・バス停 勢圏(*)内	4,891	27,458	18,226	50,575	71.4%
駅・バス停 勢圏(*)外	2,042	11,190	7,032	20,264	28.6%
計	6,933	38,648	25,258	70,839	100.0%

* 駅勢圏半径1km、バス停勢圏300m

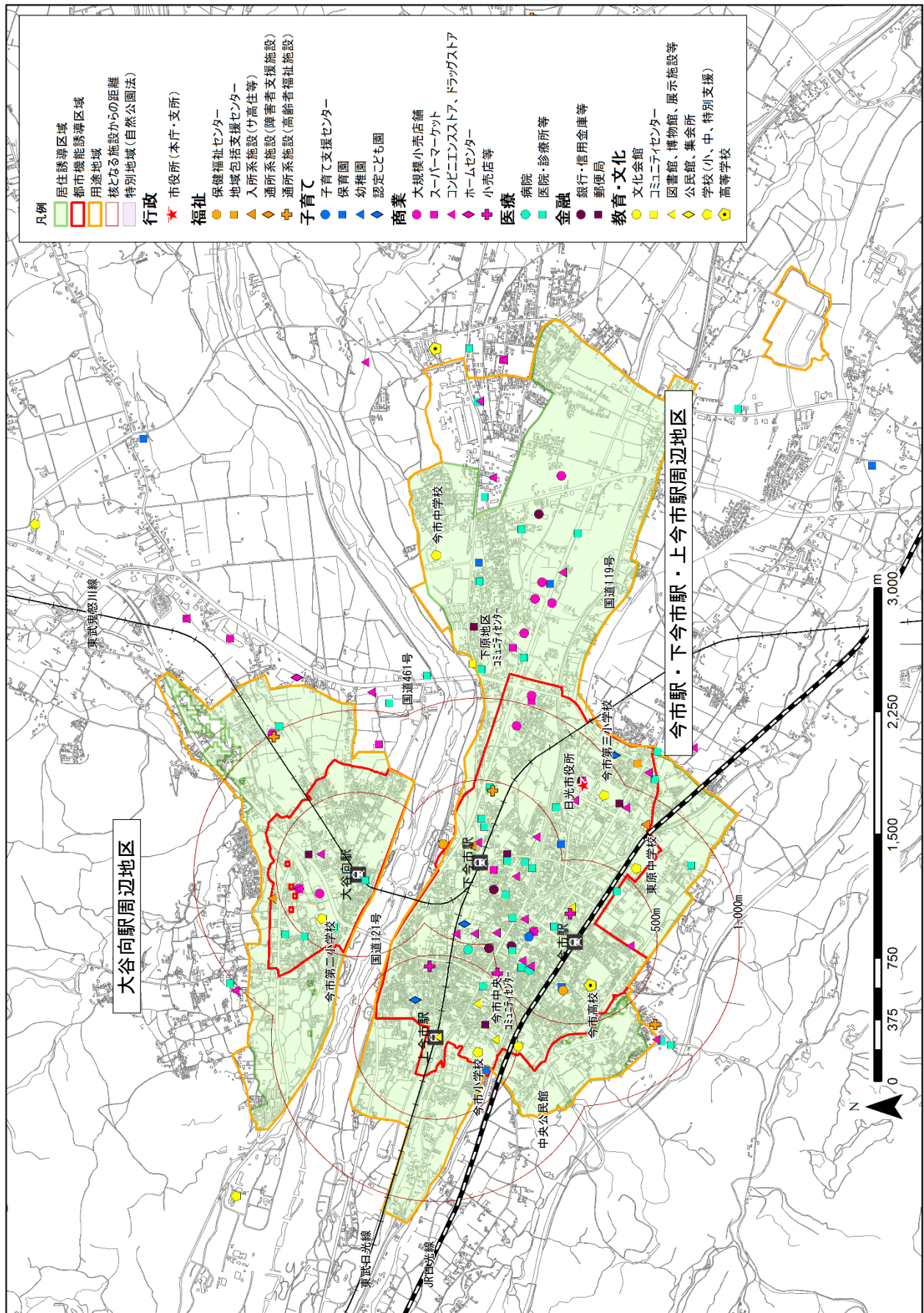
【公共交通の利便性の状況図】

(令和2年国勢調査 500mメッシュデータ)

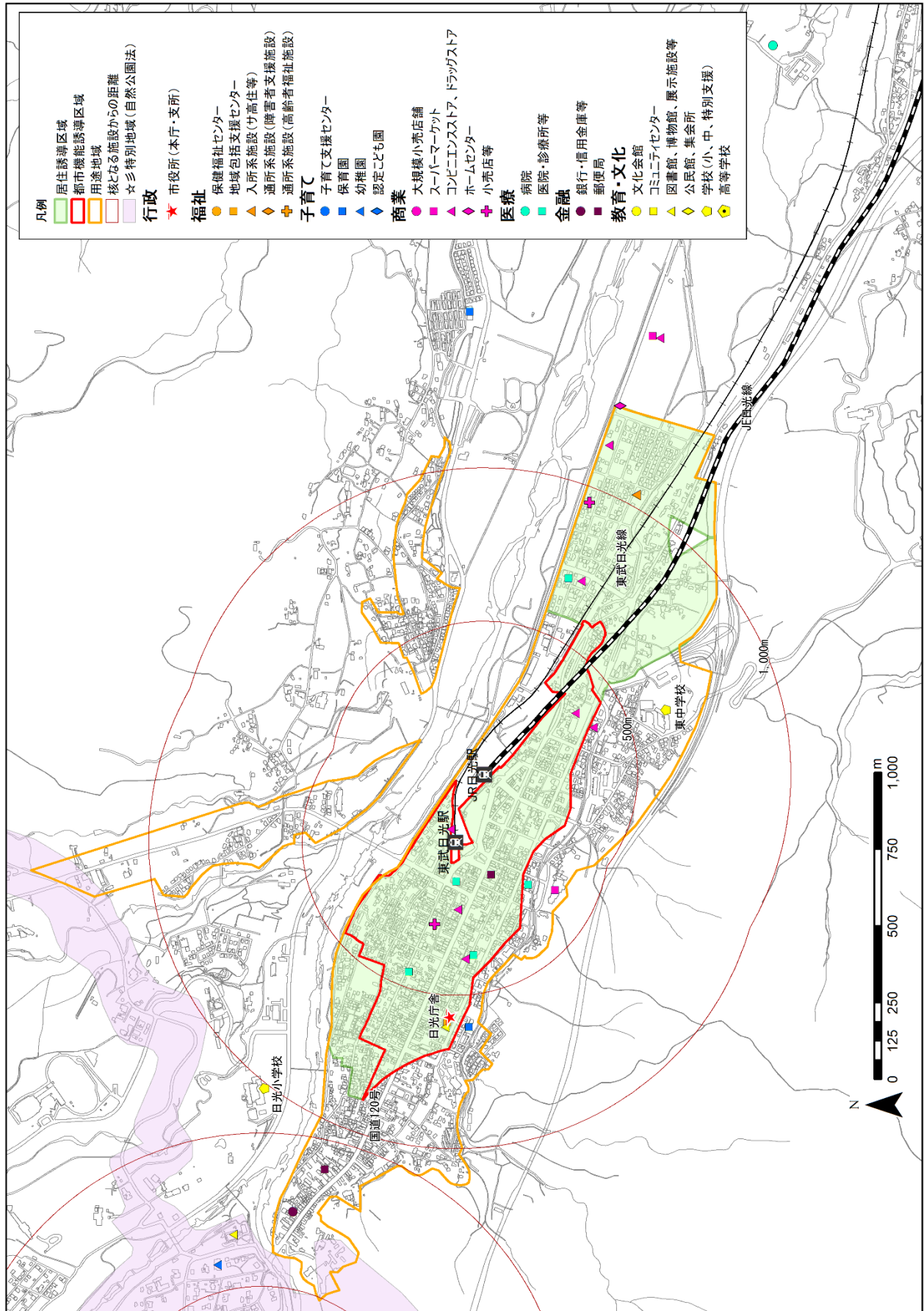


(4) 誘導区域：用途地域重ね図

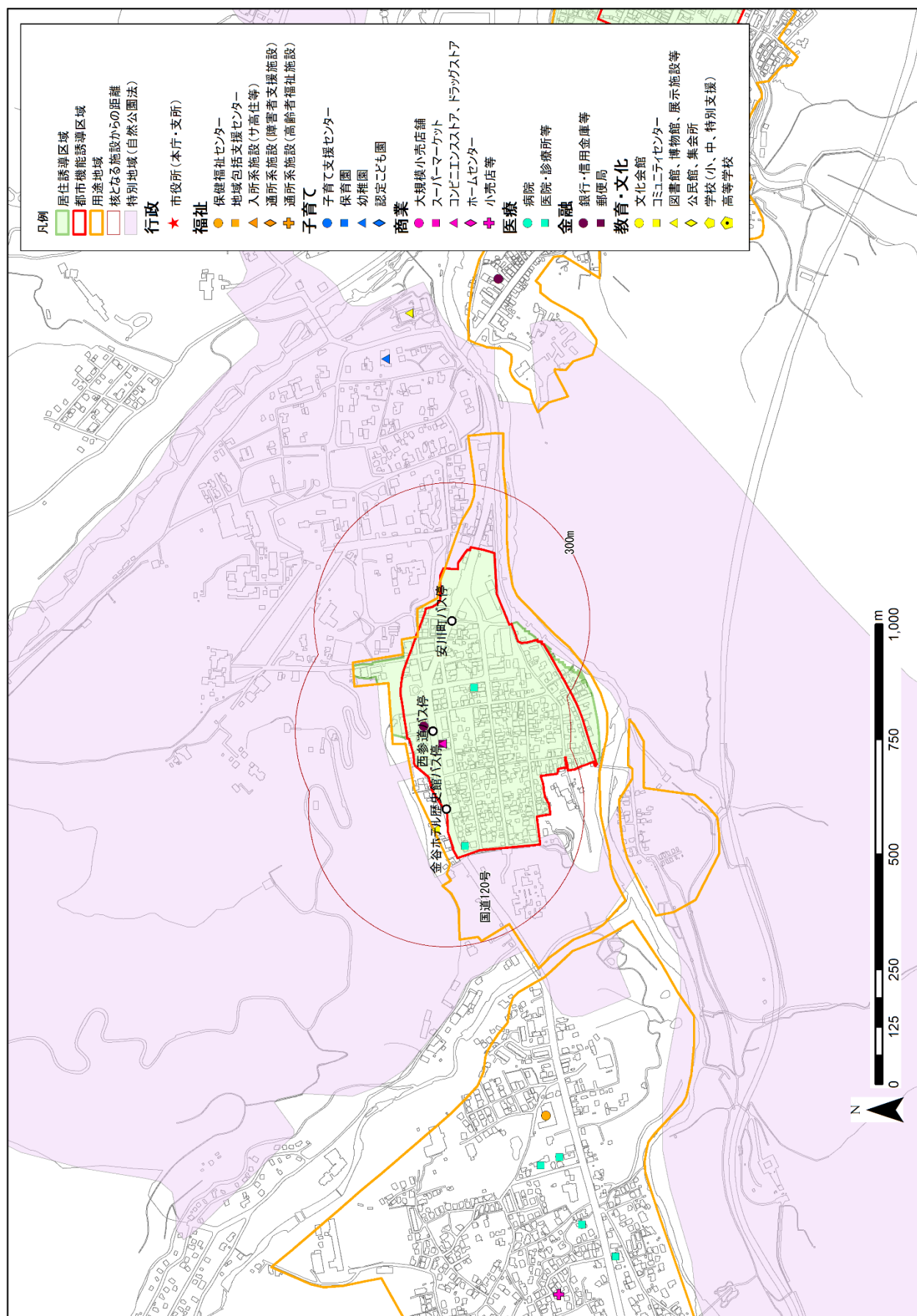
【今市（都市拠点）】



【日光（都市拠点）東町地区】

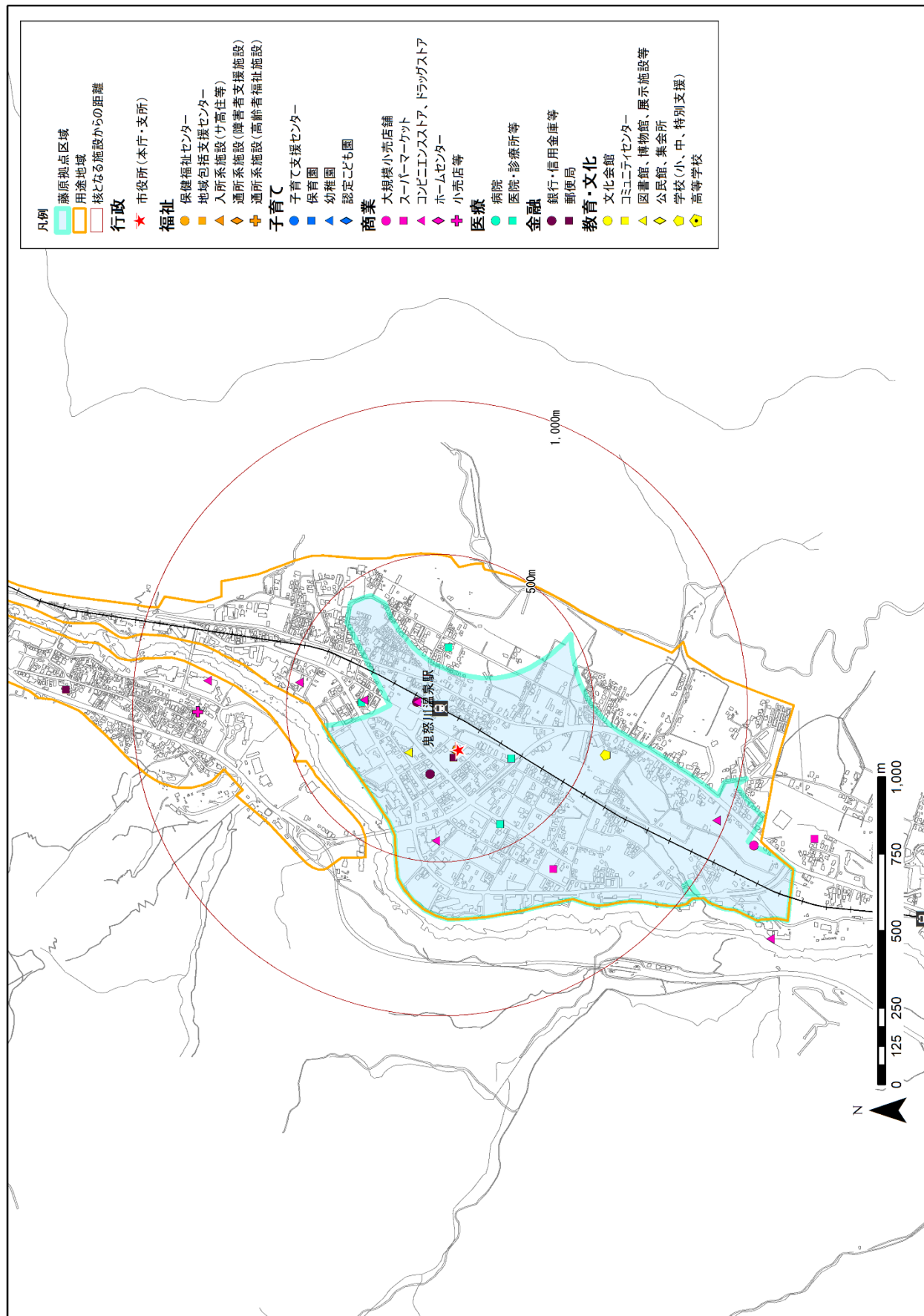


【日光（都市拠点）西町地区】

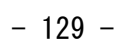


(5) 日光市独自区域：用途地域重ね図

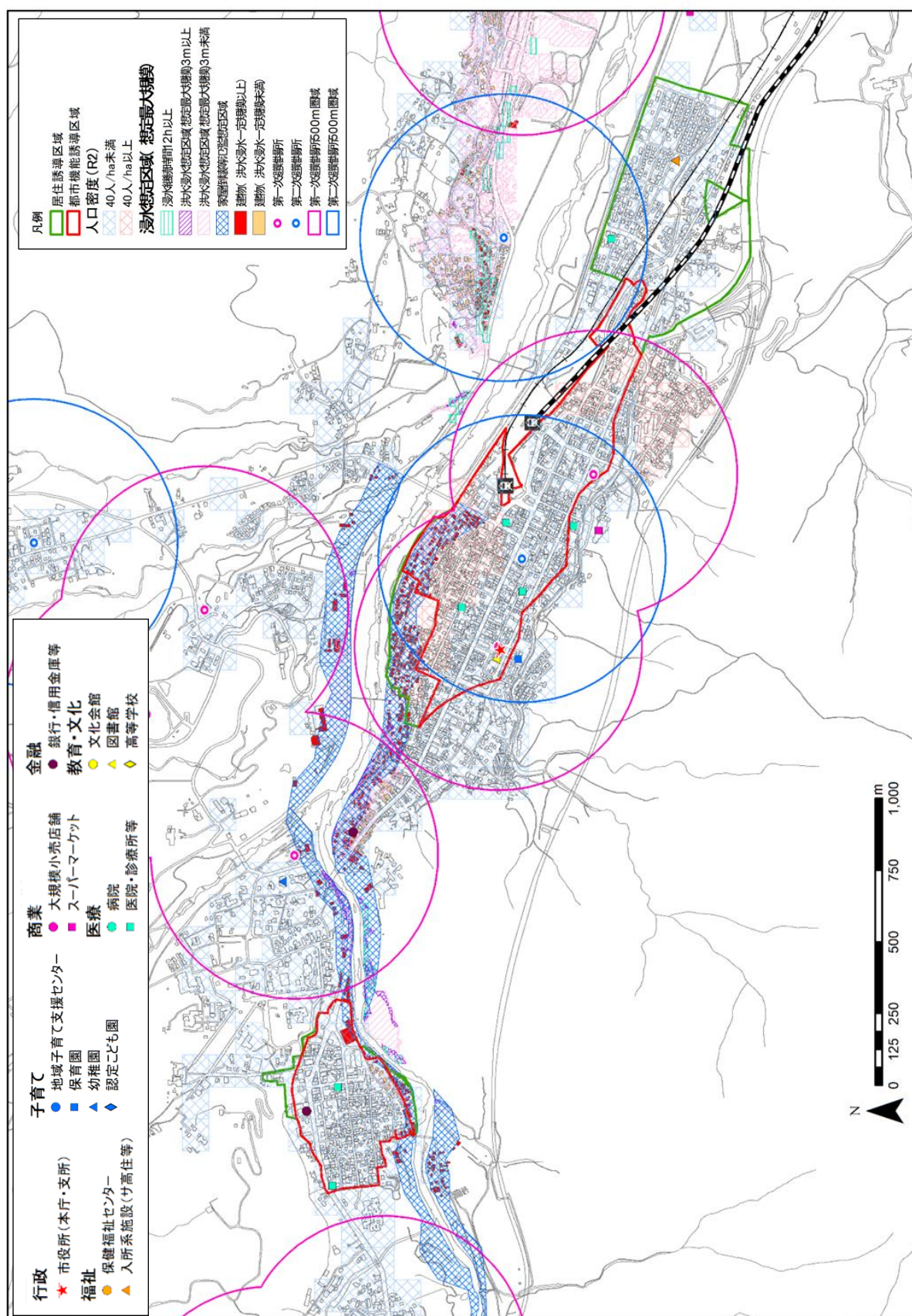
【藤原（都市拠点）】



【今市（都市拠点）】

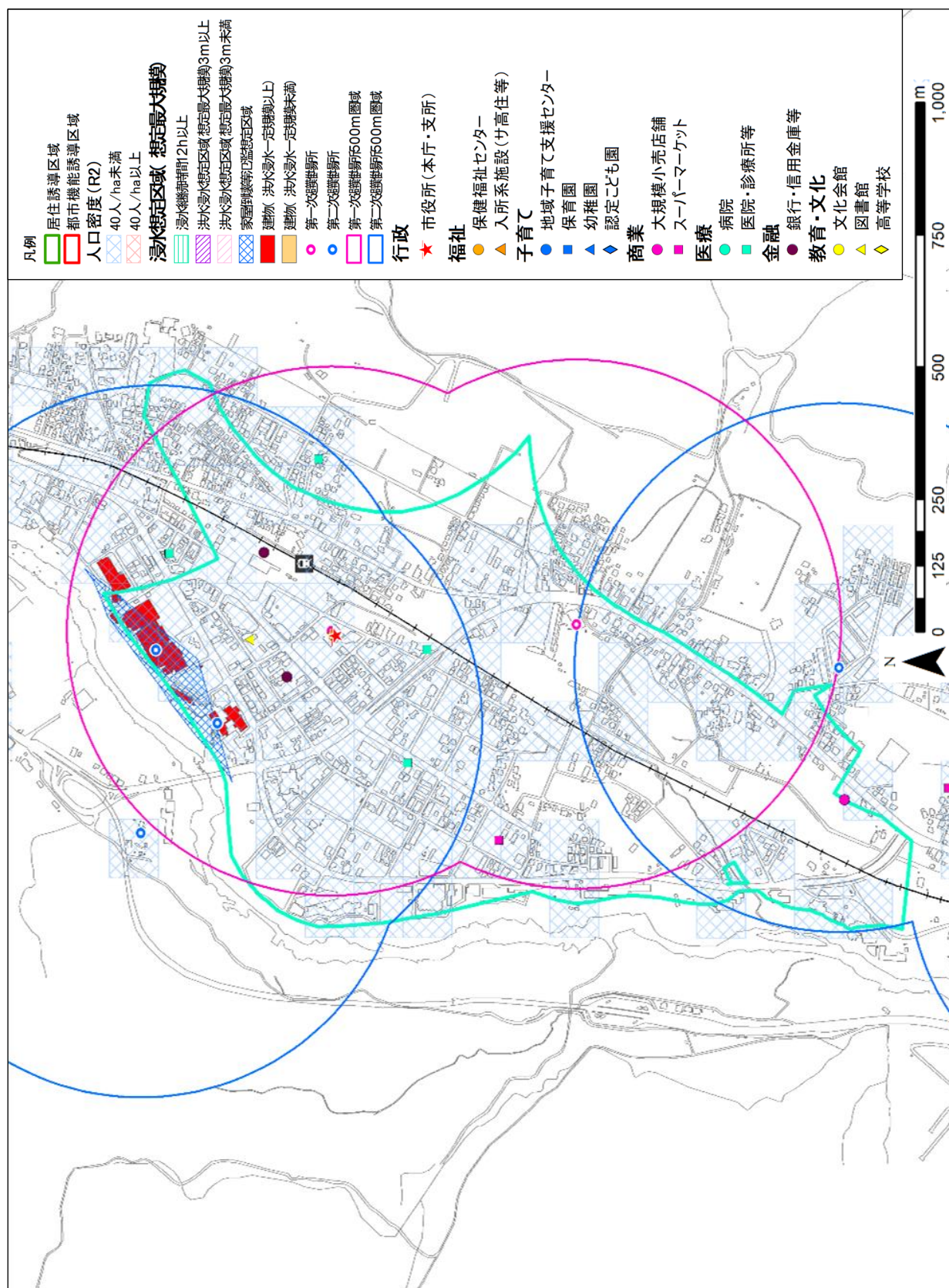


【日光（都市拠点）】

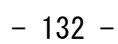


(7) 日光市独自区域：洪水浸水想定区域等重ね図

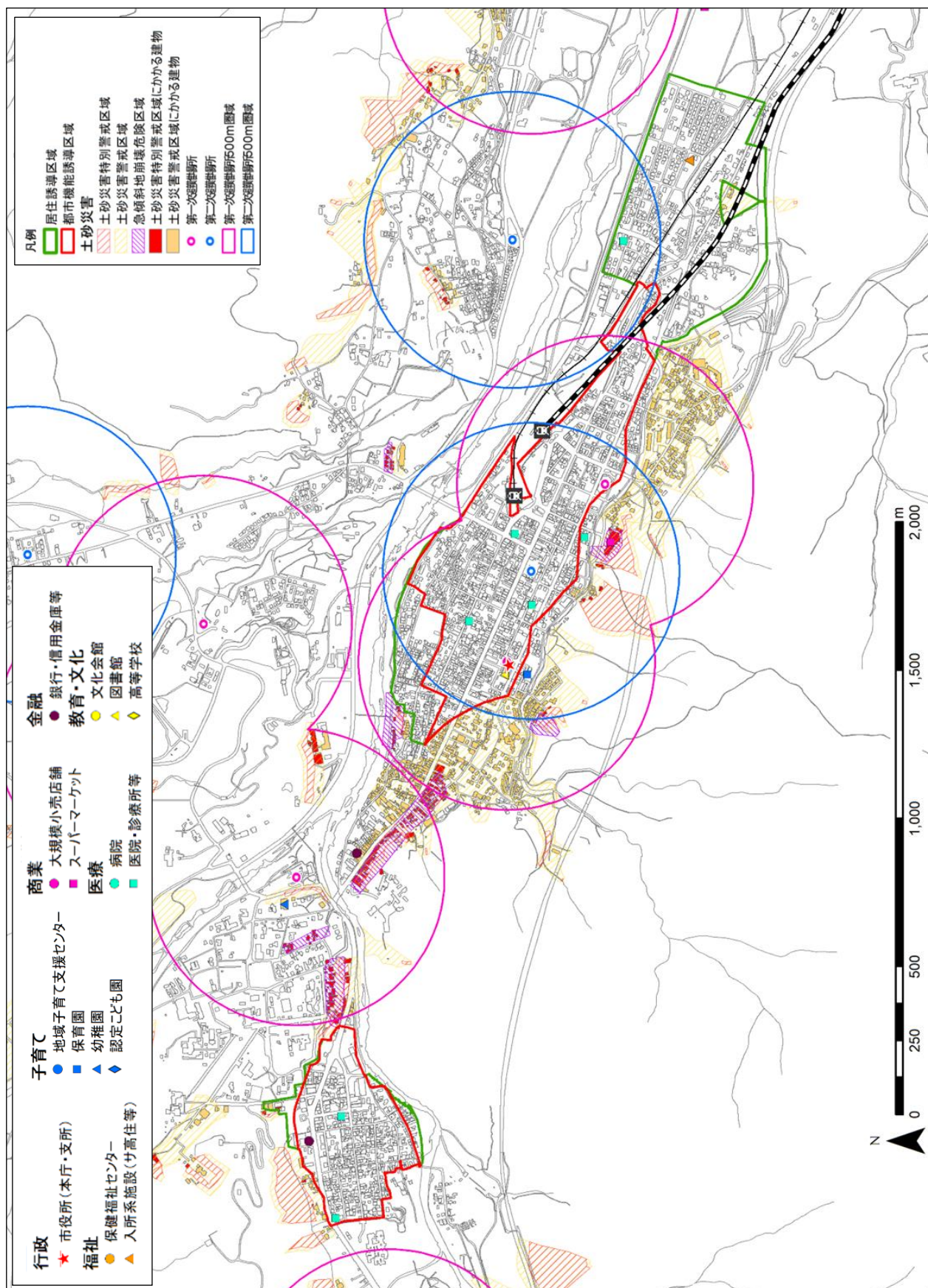
【藤原拠点区域】



【今市（都市拠点）】

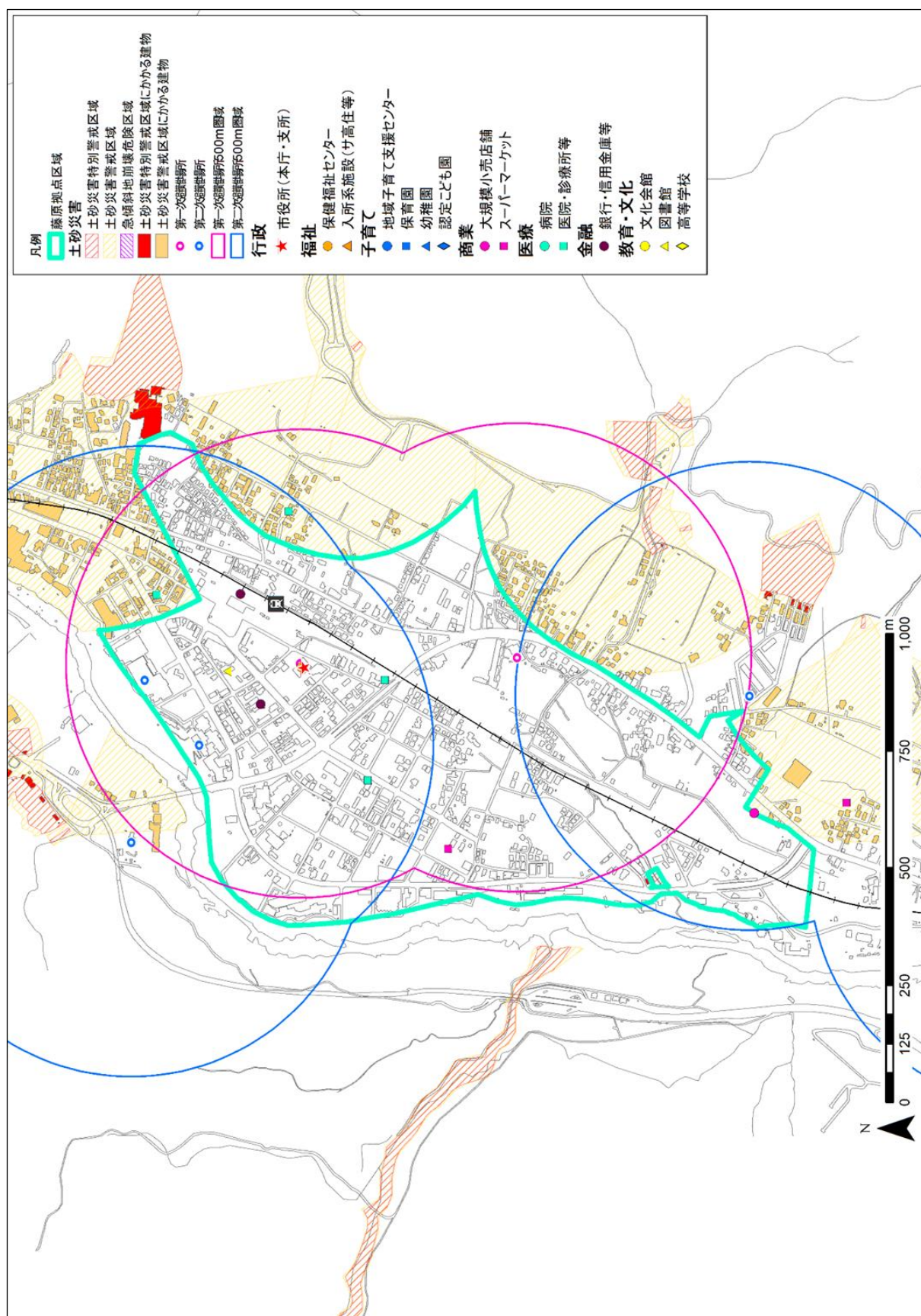


【日光（都市拠点）】



(9) 日光市独自区域：土砂災害警戒区域等重ね図

【藤原（都市拠点）】



3 計画評価指標について

各指標の算定基準は以下のとおりです。

(1) 暮らしやすいコンパクトなまちの評価指標

【指標ア】都市機能の誘導

- ・都市機能の適切な維持・誘導を図るため、今市拠点では基準年の都市機能数（7 機能）を維持し、日光拠点では不足している機能を含めた必要な都市機能の維持・誘導（4 機能の維持・3 機能の誘導）を目指します。

<算定方法>

- ・都市機能誘導施設の立地状況を確認・整理した上で、GIS 上にプロットし、都市機能誘導区域内に立地する施設の該当機能を確認する。（都市機能誘導施設設定表に基づき、該当機能に対し1施設以上立地していることを条件とする。）

【指標イ】居住誘導区域内人口の維持（居住誘導区域内の人口数）

- ・人口減少が進むなか、居住誘導区域への緩やかな誘導を図り、「居住誘導区域内の人口数」の減少を抑制していくことを目標に、居住の誘導状況を評価します。

<算定方法>

- ・国勢調査の人口メッシュデータに基づき居住誘導区域内の人口メッシュを抽出し、拠点ごとに集計することで、誘導区域内人口数を確認する。

<目標値の算出方法、考え方について>

- ・「日光市総合計画」では、女性や若い世代の社会減を緩和し、転入超過に転換することを目指して将来目標人口（令和 17 年：60,000 人）を日光市独自推計により設定しています。本計画においては、5 年ごとの評価や計画期間を考慮して、社人研推計値を採用します。目標値は市総合計画と同程度の割合だけ人口減少を抑制することを目指して、社人研推計値に市総合計画が目指す人口減少の抑制割合を掛け合わせて設定しています。

※[参考]用語の定義

推計値：社人研が国勢調査結果に基づいて推計した将来人口のこと。

目標値：本計画に位置づける誘導区域内人口の目標のこと。

目標人口：日光市総合計画で位置付ける人口の目標のこと。

表 指標ア、イの基準値・目標値

評価指標	時期	基準値 (令和 6 年：2024 年)	目標値 (令和 22 年：2040 年)
	今市	7 機能	7 機能を維持
指標ア)	日光	4 機能	4 機能の維持 3 機能の誘導
指標イ)		20,831 人（国勢調査 R2）	15,868 人 (国勢調査ベース)

【指標ア）基準値の算定根拠】

表 指標アの現状値

機能	誘導施設 (集約施設)	都市機能 誘導区域		定義
		今市 地域	日光 地域	
行政	市役所 (本庁・支所)	●	●	地方自治法第4条第1項、第155条第1項に規定する施設
福祉	保健福祉センター	●	—	日光市今市保健福祉センター条例に規定する施設
	入所系施設（サービス付き高齢者住宅等）	●	○	主に高齢者を対象とする老人ホーム・共同住宅・寄宿舍
子育て	地域子育て支援センター	●	—	日光市地域子育て支援センター条例に規定する施設
	保育園	●	○	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
	認定こども園	●	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
	幼稚園	●	○	学校教育法第1条に規定する施設
商業	大規模小売店舗 (1,000㎡以上)	●	—	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット	●	○	店舗面積300㎡以上で、食品衛生法の規定による営業許可が必要な生鮮品等を販売する商業施設
医療	病院	●	—	栃木県が指定する救急医療体制に規定する病院
	医院・診療所等	●	●	医療法第1条の5第2項に規定する施設
金融	銀行・信用金庫等	●	●	銀行法第2条に規定する施設
教育・文化	文化会館	●	—	日光市文化会館条例に規定する施設
	高等学校	●	—	学校教育法第1条に規定する施設
	図書館	●	●	日光市図書館条例に規定する施設

【指標イ）基準値の算定根拠】

表 指標イの現状値

(単位：人)

拠点	年次	
	H27（国調）	R2（国調）
今市地域	18,204	17,814
日光地域	3,226	3,017
合計	21,430	20,831

(2) ネットワークによる便利なまちの評価指標

【指標ウ】公共交通空白地域の解消（居住誘導区域に対する公共交通カバー圏域割合）

指標ウ）居住誘導区域内の公共交通空白地域の解消を目指し、居住誘導区域に対する公共交通カバー圏域（鉄道駅 1,000m、バス停 300m 徒歩圏）の面積割合 100%を目標に評価します。

<算定方法>

- ・評価年の最新の地域公共交通ネットワークデータ（運行ルート、バス停）に更新したうえで、鉄道駅 1,000m、バス停 300m 徒歩圏を可視化し、誘導区域内の公共交通カバー圏域面積の割合を算定する。

表 指標ウの基準値・目標値

評価指標	時期	基準値 (令和 6 年 : 2024 年)	目標値 (令和 22 年 : 2040 年)
指標ウ)		87.6%	100%

【指標ウ）基準値の算定根拠】

表 指標ウの現状値

(単位 : ha)

拠点		誘導区域面積	公共交通カバー面積
今市地域		769.7	662.7
日光地域	西町	17.5	17.5
	東町	77.8	77.8
合計		865.0	758.0
割合		100.0%	87.6%

(3) 住みよい環境が整ったまちの評価指標

【指標エ】地区防災計画の策定地区数

- ・本市が抱える災害に対する共通施策として、地区内の住民及び事業者が共同した自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を市内全地区で策定することを目標に評価します。

＜算定方法＞

- ・地区防災計画の策定を推進する担当部局への確認を行い、評価年時点における地区防災計画の策定済み地区数を確認する。

表 指標エの基準値・目標値

時期 評価指標	基準値 (令和6年:2024年)	目標値 (令和22年:2040年)
指標エ)	10地区	全地区(225地区)の策定

【指標エ】基準値の算定根拠】

表 地区防災計画の策定地区数

(単位:地区)

地域	策定地区数	全地区数
今市	6	99
日光	2	49
藤原	2	37
足尾	0	23
栗山	0	17
合計	10	225

※地区は自治会単位で集計。

(4) (1) ～ (3) により期待される効果指標

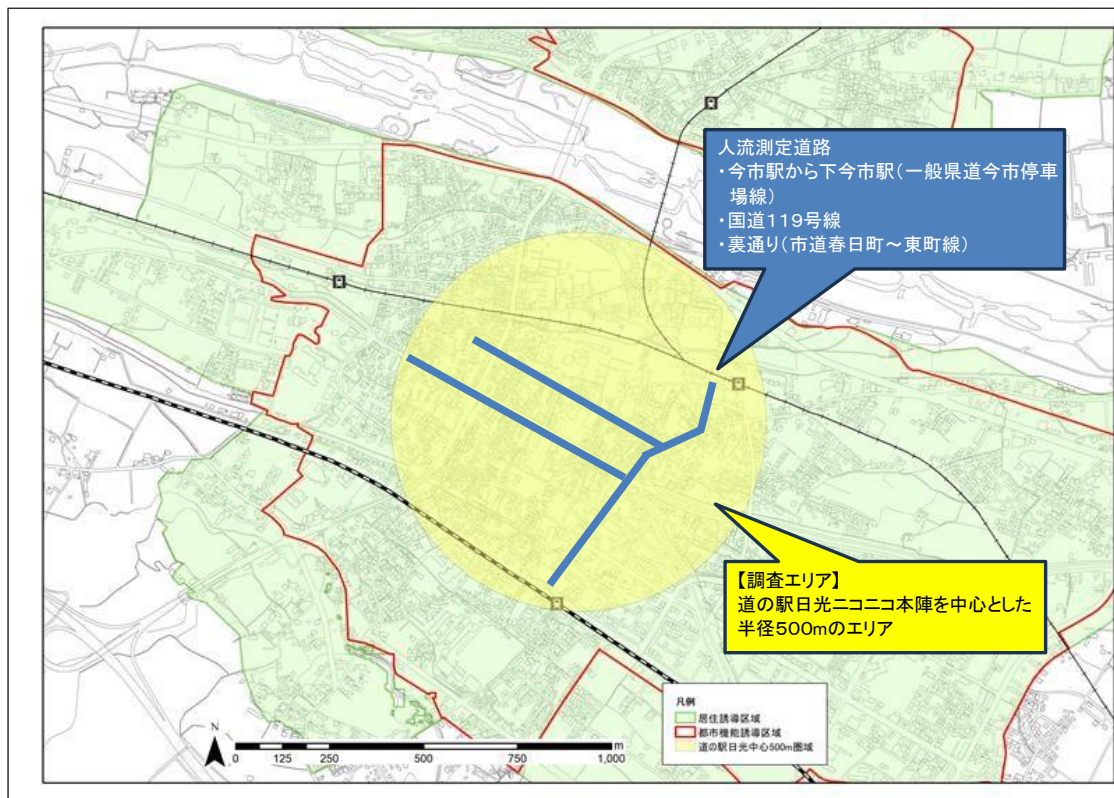
【指標オ】 まちなか歩行者数の増加

- ・本市の都市拠点である今市拠点及び日光拠点におけるまちなかのにぎわい形成に繋がる期待効果として、多くの都市機能が集積する国道 119 号沿い等の「一日（9～17 時）あたり歩行者数（断面通行量）」の増加を目標に評価します。
- ・なお、携帯位置情報によるビックデータ（KDDI Location Analyzer）を活用し、国道 119 号沿い等の任意の区間における歩行者通行量を基準年の数値以上となることを目標とします。

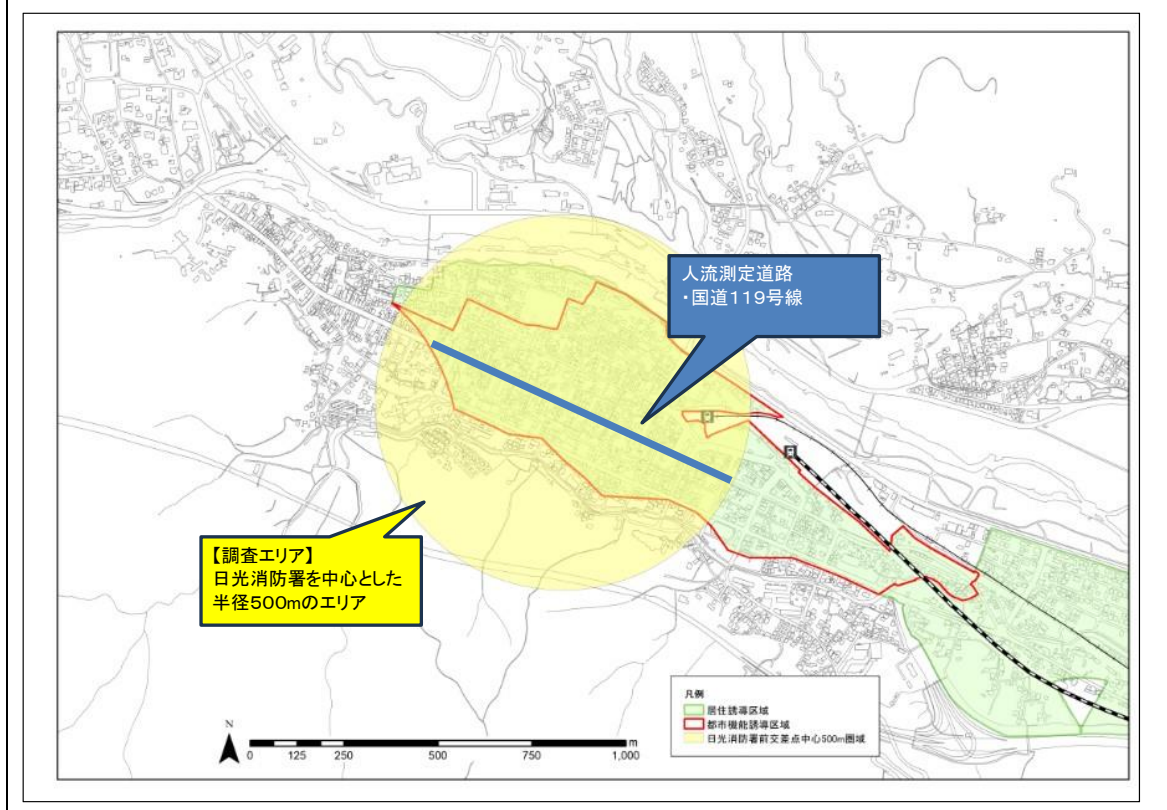
<算定方法>

- ・KDDI Location Analyzer を用いて、下記の条件により通行量分析を行う。
- ・集計期間：評価年の 1 月 1 日～評価年の 12 月末日までの 1 年間（365 日）
- ・集計時間：9 時～17 時
- ・集計区分：徒歩
- ・基準点：今市拠点⇒道の駅日光を中心とした 0.5km 圏域
日光拠点⇒日光消防署前交差点を中心とした 0.5km 圏域
- ・対象道路：下図のとおり
- ・上記の条件で集計した年間通行量から 365 日で除した日平均通行量を算定

●今市拠点における通行量分析の対象とする路線（3 路線）



●日光拠点における通行量分析の対象とする路線（１路線）



【指標カ】歳出額（維持補修費）の抑制（５年間の平均値）

- ・市全体としての都市経営の効率化を示す期待効果として、市の年間歳出項目のうち、「維持補修費」の抑制を目標に評価します。

＜算定方法＞

- ・市ホームページに公表されている「財政状況資料集」Excel データに基づき、「普通会計の状況」シートに記載されている性質別歳出額の状況における「維持補修費」項目を対象として、過去５年間で直近５年間の「維持補修費」の平均値を比較し、過去５年間に對して、計画策定後の直近５年間の維持補修に係る歳出額が抑制されているかを確認する。

表 指標オ)、カ) の基準値・目標値

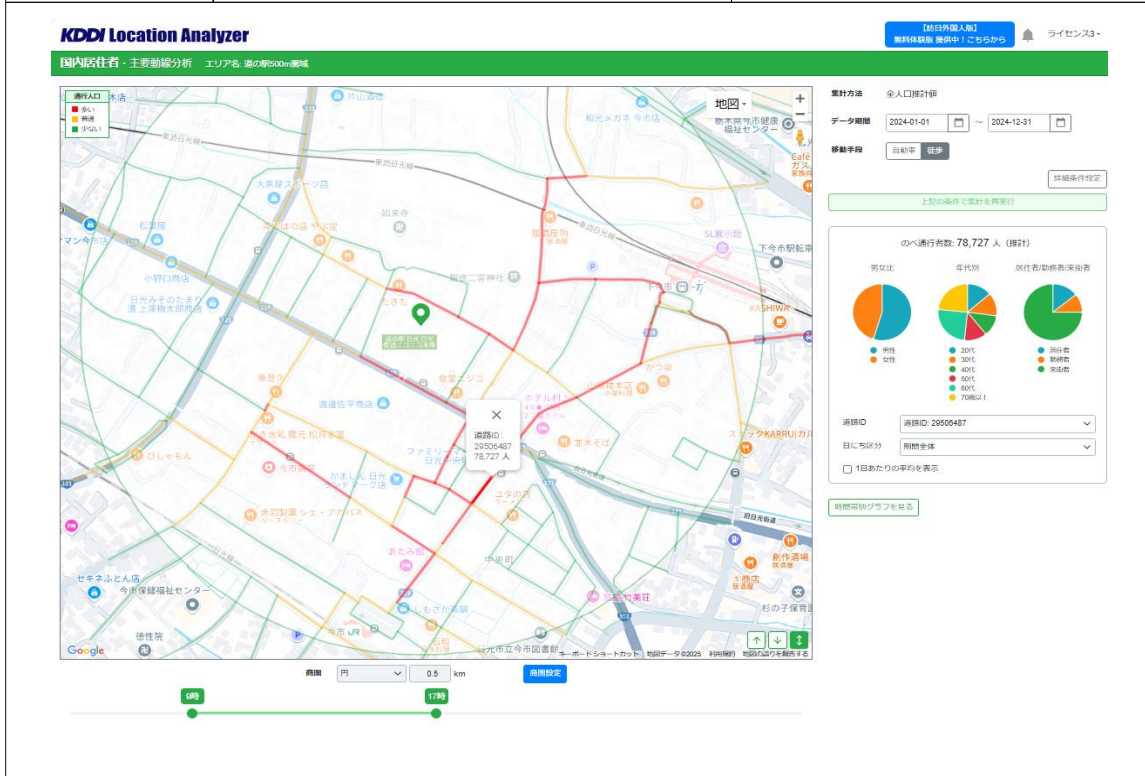
時期 評価指標		基準値 (令和 6 年：2024 年)			目標値 (令和 22 年：2040 年)
指標才) ※1	今市	一般県道 今市停車場線	国道 119 号	市道春日町～ 東町線	基準値以上
		216 人/日	224 人/日	170 人/日	
	日光	国道 119 号 689 人/日			
指標力) ※2		647, 125 (千円)			基準値以下

※1：集計期間は 2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日の年間通行量／365 日

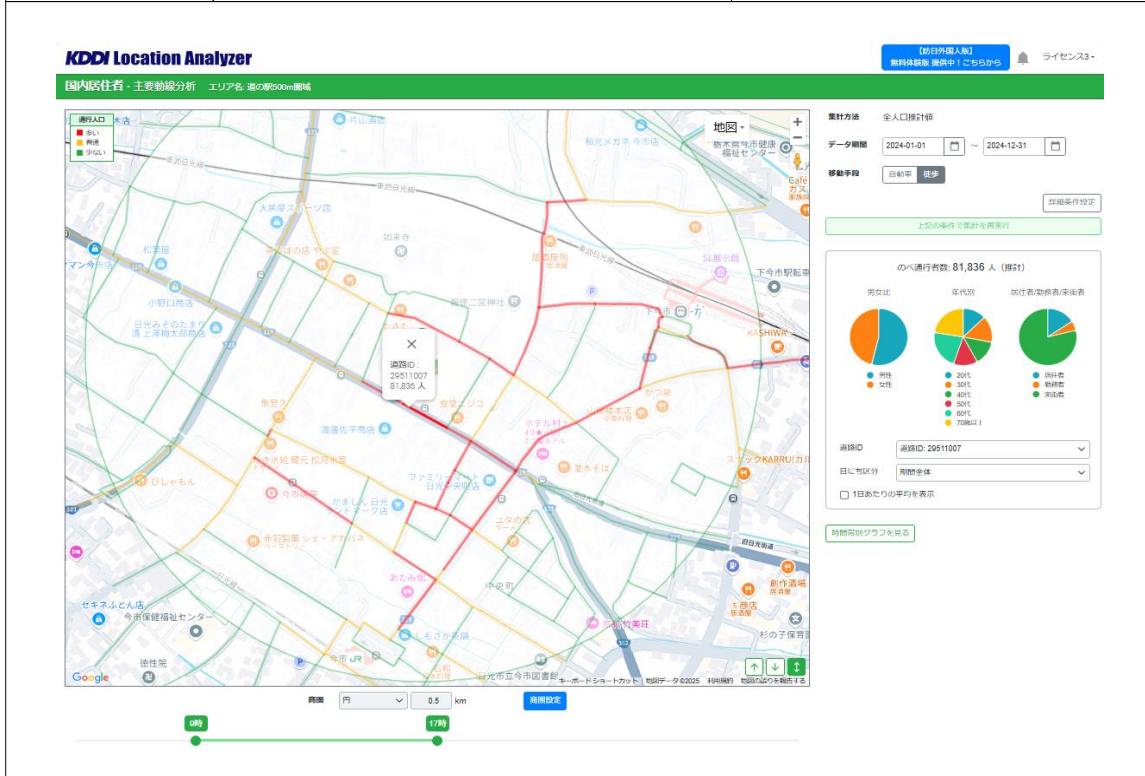
※2：集計年は平成 30 年度～令和 4 年度の過去 5 年間の平均値

【指標才）基準値の算定根拠】

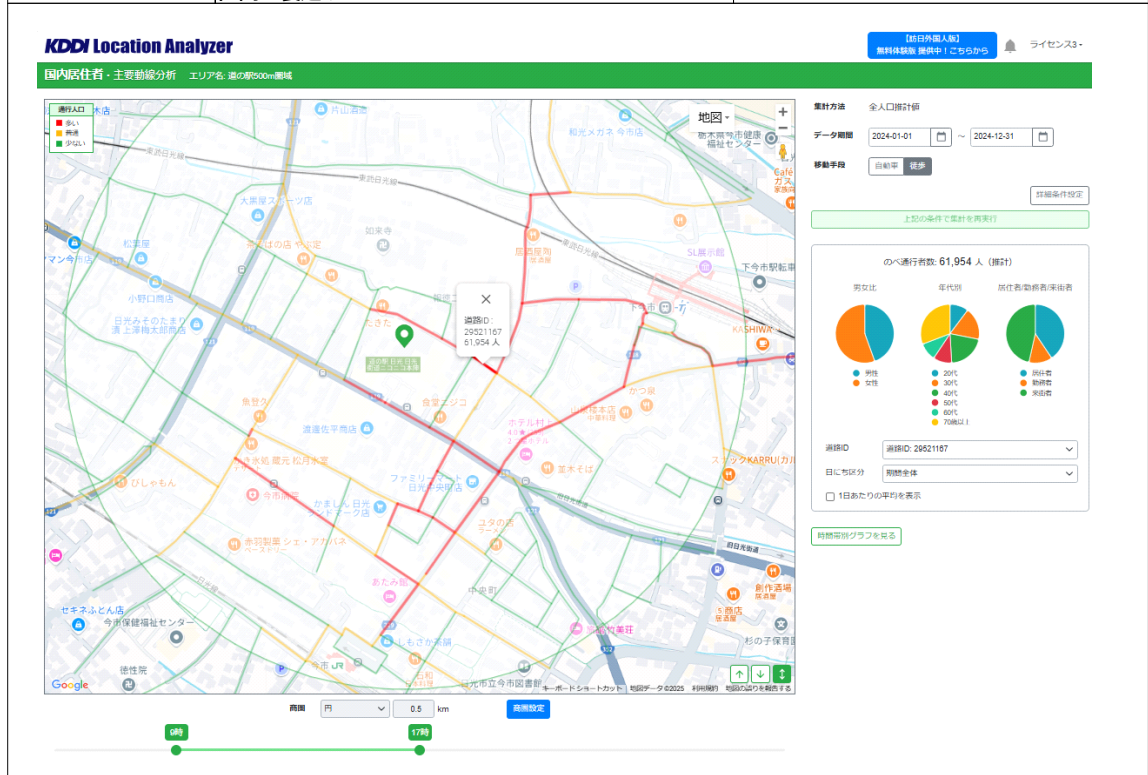
今市拠点 通行量	データ期間：2024/01/01～2024/12/31（1年間）	年間通行人口（推計）	78,727 人
	集計時間：9時～17時（日中）	日平均通行人口	216 人
	区間：今市駅～下今市駅		



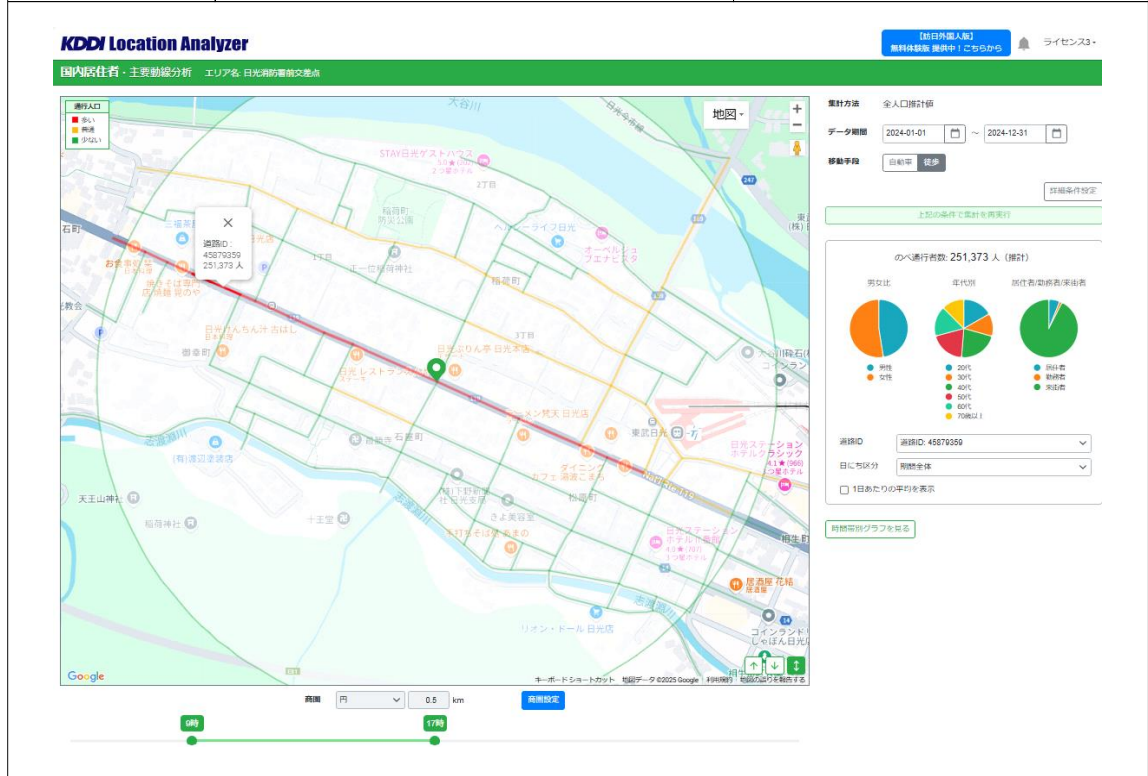
今市拠点 通行量	データ期間：2024/01/01～2024/12/31（1年間）	年間通行人口（推計）	81,836 人
	集計時間：9時～17時（日中）	日平均通行人口	224 人
	区間：国道119号線		



今市拠点 通行量	データ期間：2024/01/01～2024/12/31（1年間）	年間通行人口（推計）	61,954 人
	集計時間：9時～17時（日中）	日平均通行人口	170 人
	区間：裏通り		



日光拠点 通行量	データ期間：2024/01/01～2024/12/31（1年間）	年間通行人口（推計）	251,373 人
	集計時間：9時～17時（日中）	日平均通行人口	689 人
	区間：国道119号		



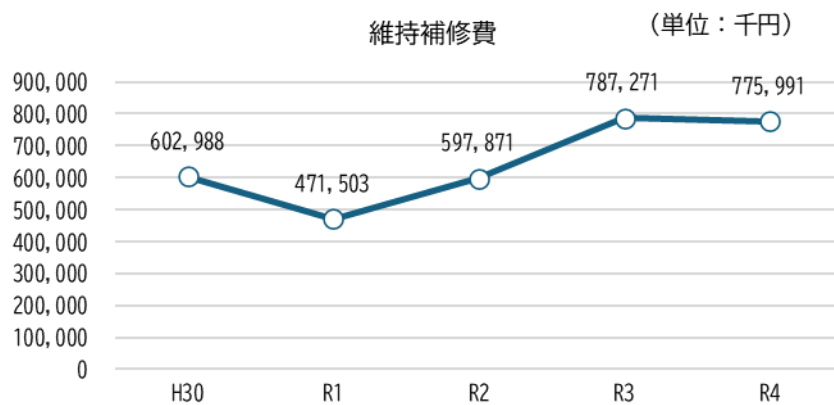
出典：KDDI Location Analyzer

【指標カ）基準値の算定根拠】

表 「維持補修費」に係る過去 5 年間の歳出額（決算額）

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
維持補修費	602,988	471,503	597,871	787,271	775,991
5 年平均額	674,125				



※日光市ホームページ_財政状況資料集（平成 30 年度～令和 4 年度）

- 様式 1 : 居住誘導区域外の開発行為
- 様式 2 : 居住誘導区域外の建築行為等
- 様式 3 : 様式 1・様式 2 の届出内容を変更する場合
- 様式 4 : 都市機能誘導区域外の開発行為
- 様式 5 : 都市機能誘導区域外の建築行為等
- 様式 6 : 様式 4・様式 5 の届出内容を変更する場合
- 様式 7 : 誘導施設の休廃止

様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 日光市長

届出者 住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式 2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 〔住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為〕について、下記により届け出ます。 年 月 日 (宛先) 日光市長 届出者 住所 氏名	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式 3

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 日光市長

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式 4

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 日光市長		
届出者 住所		
氏名		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式 5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 (宛先) 日光市長 届出者 住所 氏名	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式 6

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 日光市長

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 日光市長

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

(名 称)

(用 途)

(所在地)

2. 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

日光市立地適正化計画

発 行 日光市
〒321-1292
栃木県日光市今市本町 1 番地
<http://www.city.nikko.lg.jp>
TEL. 0288(22)1111 (代表)

編 集 日光市建設部都市計画課
TEL. 0288(21)5102 (直通)

発行日 令和 8 年〇月



日光市